

租税特別措置等に係る政策評価

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性等（租税特別措置等によるべき妥当性等）の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）及び平成28年度国土交通省事後評価実施計画（平成28年4月19日最終変更）に基づき、平成29年度税制改正要望にあたって、31件の事前評価を実施するとともに、4件の事後評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

租税特別措置等に係る政策評価書一覧

事前評価		ページ
(大臣官房)		
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	※ 1
2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	※ 21
(国土政策局)		
3	振興山村における工業用機械等の割増償却	※ 41
4	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置	※ 56
5	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却	※ 62
6	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	70
7	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	76
8	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	81
(土地・建設産業局)		
9	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し	※ 86
10	土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限の延長	89
11	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	94
12	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長	103
13	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	※ 113
(都市局)		
14	市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用	121
15	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	125
16	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	131

17	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長		137
18	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長		143
19	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長		148
20	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長		154
21	避難解除区域等に係る特例措置(収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等)の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大 (水管理・国土保全局)	※	159
22	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長 (住宅局)		162
23	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長		169
24	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長 (自動車局)		174
25	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)の拡充 (海事局)	※	178
26	船舶に係る特別償却制度の拡充及び延長		188
27	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長		198
28	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置(トン数標準税制)の拡充及び延長 (港湾局)		208
29	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長 (航空局)		217
30	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長 (観光庁)		221
31	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長	※	227

事後評価

(国土政策局)

- 1 特定農山村地域における特別控除 ※ 236

(土地・建設産業局)

- 2 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除 240
- 3 平成21年及び22年中に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例 243

(航空局)

- 4 関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度 246

(注) 他省庁主管の評価書については、末尾に※を記した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税44)【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>○我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>－試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加)</p> <p>－総額型について、試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業者等については、12%、25%の2段階))</p> <p>－高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))</p> <p>－特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)の運用改善</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条、第42条の4、第68条の9</p>
4	担当部局	大臣官房技術調査課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成26年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に上げる(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から20%又は30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。
7	適用又は延長期間	<p>○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加)</p> <p>○増加型の廃止に伴って、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業者等については、12%、25%の2段階))</p> <p>○オープンイノベーション型の運用改善(以上、恒久措置)</p> <p>○高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))</p>

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成26年度:19.0兆円)の約7割(同:13.6兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比で3%以上とする。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5)未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定]</p> <p>Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等</p> <p>1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ</p> <p>研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p> <p>また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定]</p> <p>第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p>(1)オープンイノベーションを推進する仕組みの強化</p> <p>研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本的方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定]</p> <p>第2章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>2 成長戦略の加速等</p> <p>(1)生産性革命に向けた取組の加速</p> <p>③ 研究開発投資の促進</p> <p>～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p>
---	------	--------------	--

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済産業 1-3 イノベーション</p> <p>○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保 第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ 研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。 また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定] 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 (1)オープンイノベーションを創出する仕組みの強化 研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定] 第2章 成長と分配の好循環の実現 2 成長戦略の加速等 (1)生産性革命に向けた取組の加速 ③ 研究開発投資の促進 ～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p>
--	----------------------------	--

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする。</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(Kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。また、平成28年度経済産業省アンケート調査では約71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p>

9	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績(うち、税法上の中小企業者等分(資本金1億円以下))</p> <p>①適用事業者(法人)数</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成24年度 3,297 法人(842 法人) 平成25年度 3,733 法人(886 法人) 平成26年度 3,707 法人(853 法人) 平成27年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) 平成28年度 4,144 法人(954 法人)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成24年度 4,706 法人(4,686 法人) 平成25年度 5,197 法人(5,181 法人) 平成26年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成27年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) 平成28年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成24年度 131 法人(81 法人) 平成25年度 125 法人(76 法人) 平成26年度 130 法人(80 法人) 平成27年度 131 法人(81 法人)(見込み) 平成28年度 131 法人(81 法人)(見込み)</p> <p>②減収額実績</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成24年度 3,017 億円(42 億円) 平成25年度 4,796 億円(49 億円) 平成26年度 5,281 億円(51 億円) 平成27年度 5,702 億円(56 億円)(見込み) 平成28年度 5,702 億円(56 億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成24年度 212 億円(209 億円) 平成25年度 241 億円(240 億円) 平成26年度 274 億円(273 億円) 平成27年度 287 億円(286 億円)(見込み) 平成28年度 287 億円(286 億円)(見込み)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成24年度 93 億円(0.5 億円) 平成25年度 110 億円(1.4 億円) 平成26年度 55 億円(1.0 億円) 平成27年度 91 億円(1.7 億円)(見込み) 平成28年度 91 億円(1.7 億円)(見込み)</p> <p>※平成24～26年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成27、28年度は、「平成28年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成28年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している(別紙①参照)。 なお、平成28年度は、上記アンケートの回答企業が少なく、試算した数</p>
---	------	--------	---

値が信用に足る数値とは判断できないため、平成 27 年度と同数とした。

○将来推計

	適用企業数	適用金額
平成 29 年度		
・総額型	4,144／事業年度	678,369 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	33,158 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円
平成 30 年度		
・総額型	4,144／事業年度	710,931 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	34,750 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円
平成 31 年度		
・総額型	4,144／事業年度	745,056 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	36,418 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円

※総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用企業数及び高水準型の適用件数、適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度は、平成 28 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8% 増加させる必要があることから、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。(平成 28 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 26 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	3,707	853
製造業	2,623	524
化学工業	509	78
機械製造業	328	64
電気機械	320	71
食料品	245	57
輸送用機械	242	27
金属製品	169	40
その他製造業	810	187

サービス業	368	124
卸売業	329	110
建設業	202	54
その他	185	41

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	5,380	5,368
製造業	3,415	3,412
化学工業	458	458
機械製造業	450	450
電気機械	419	419
食料品	345	343
輸送用機械	139	139
金属製品	398	398
その他製造業	1,206	1,205
サービス業	680	680
卸売業	827	826
建設業	186	186
その他	272	264

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	130	80
製造業	73	37
化学工業	22	6
機械製造業	6	3
電気機械	13	7
食料品	2	2
輸送用機械	3	1
金属製品	5	4
その他製造業	22	14
サービス業	40	31
卸売業	9	6
建設業	2	1
その他	6	5

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が19.7%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が1.8%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が11.3%と非常に高く、対売上高研究開発比の割合が高いためと考えられる。

○平成26年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	528,147	5,436
製造業	463,307	3,197
化学工業	88,986	1,104
機械製造業	50,276	196
電気機械	50,873	337
食料品	8,465	226
輸送用機械	179,720	161
金属製品	3,915	141
その他製造業	81,072	1,032
サービス業	7,779	1,289
卸売業	8,724	523
建設業	4,051	58
その他	44,286	369

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成26年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	27,387	27,264
製造業	20,068	20,061
化学工業	5,532	5,532
機械製造業	1,935	1,935
電気機械	2,840	2,840
食料品	1,564	1,557
輸送用機械	701	701
金属製品	1,291	1,291
その他製造業	6,205	6,205
サービス業	1,238	1,238
卸売業	2,965	2,964
建設業	393	393
その他	2,723	2,608

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	5,531	104
製造業	5,102	77
化学工業	3,375	3
機械製造業	4	3
電気機械	105	5
食料品	1	1
輸送用機械	459	0
金属製品	2	1
その他製造業	1,156	64
サービス業	417	16
卸売業	10	9
建設業	0	0
その他	2	2

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」平成 27 年度調査結果(平成 26 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.6 兆円)の業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(20.9%)」、「情報通信機械器具製造業(12.0%)」、「医療品製造業(11.0%)」、「電気機械器具製造業(8.2%)」、「化学工業(5.5%)」となっているほか、「その他製造業(21.0%)」、「非製造業(13.5%)」となっている。

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第 10 表 租税特別措置法関連項目によると、平成26年の適用は9人(適用金額1百万円)となっている。また、それ以前の平成24年及び平成25年の値は得られないものの、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

② 減収額

○減収額実績

<総額型(拡充)>

平成 24 年度 3,017 億円(42 億円)

平成 25 年度 4,796 億円(49 億円)

平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)

<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>

平成 24 年度 212 億円(209 億円)

平成 25 年度 241 億円(240 億円)

平成 26 年度 274 億円(273 億円)

<高水準型(延長)>

平成 24 年度 93 億円(0.5 億円)

平成 25 年度 110 億円(1.4 億円)

平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

○将来推計

	適用企業数	適用金額
平成 29 年度		
総額型	4,144/事業年度	6,784 億円
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	332 億円
高水準型	260/事業年度	99 億円
平成 30 年度		
総額型	4,144/事業年度	7,109 億円
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	348 億円
高水準型	260/事業年度	99 億円
平成 31 年度		
総額型	4,144/事業年度	7,451 億円
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	364 億円
高水準型	260/事業年度	99 億円

※総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用企業数及び高水準型の適用企業数、適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度は、平成 28 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8% 増加させる必要があることから、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。(平成 28 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)

③: 効果・税収減是認効果

《効果》

○達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況

低下していた我が国の研究開発費の対GDP比率は回復基調にあり、2014年はピーク時である2008年を上回る研究開発費の対GDP比率となっている。

しかし、その伸び率は低調な水準に留まっており、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上」及び「民間研究開発投資を対GDP比の3%以上」という目標を達成できていない。

対GDP研究開発投資比率の推移

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
研究開発投資総額	3.69%	3.84%	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%
民間研究開発投資額	2.70%	2.79%	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%

(出典:科学技術研究調査(総務省))

そのため、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることにより、「官民合わせた研究開発費の対GDP比4%以上」及び「民間研究開発投資費の対GDP比3%以上」を達成することができるものと考えられる。

○租税特別措置等による直接的な効果

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす効果として、①GDP押し上げ効果:6,845億円、②雇用創出効果:約83万人、③税収効果:約1,298億円の効果が見込まれる。(詳細は後述)

《税収減を是認するような効果の有無》

第5期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍に押し上げる効果がある。平成28年度経済産業省アンケート調査でも、約71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成26年度における民間研究開発投資押し上げ額は12,306億円(528,147百万円 × 2.33倍 = 1,230,583百万円)。

また、平成26年度の民間研究開発投資額135,864億円(実績)に対しては、約9.1%の押し上げ効果があり、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業等について12%、25%の2段階))

現行の総額型は、民間研究開発投資を維持させる方策として有効であるが、試験研究費の増減に応じた控除率を設定することで、民間研究開発投資をより安定的に維持・拡大させることが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。

○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加)

試験研究費の定義を見直す(サービス開発の追加)ことにより、ビックデータ等を活用した高付加価値サービスの開発など、真にイノベーションの創出に資する研究開発への積極的な投資が期待できる。

○高水準型の適用期限の延長(3年間)

現行の高水準型は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型の運用改善

我が国企業におけるオープンイノベーションの取組みは国際的に遅れており、これが国際競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。オープンイノベーション型は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、企業活動の実態に合わない手続等の運用面における改善を行うことにより、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

○経済波及効果等

今回の要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおり高い効果があると考えられる。

(総額型、オープンイノベーション型、高水準型)

・平成29年度減収見込額6,609億円

↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍)

・平成29年度の減税(6,609億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:6,536億円、②雇用創出効果:約79万人、③税収効果:約1,240億円

(中小企業技術基盤強化税制)

・平成29年度減収見込額315億円

↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍)

・平成29年度の減収(315億円分)が、平成29年度から平成39年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:309億円、②雇用創出効果:約3.8万人、③税収効果:58.7億円

さらに、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略2016に記載のある他

			の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業等が実施する研究開発投資は、国全体の研究開発投資に占める割合が高い(75.5%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業等が実施する研究開発投資のほとんどを企業等自身が負担している(98.1%)。</p> <p>③企業等の研究開発投資への政府による直接支援は少ない(1.06%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。特に予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなることから、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。また研究開発投資にはスピルオーバー効果(負の外部経済性)があり、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の維持・拡充が重要である。</p> <p>特に、第5期科学技術基本計画に掲げられた「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」という目標を達成するためには、2020年までに研究開発投資を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資の維持・拡大効果の高い総額型の措置を中心に本制度を拡充・延長をすることが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する税制優遇措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国を始め、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p>

		主要国の研究開発税制の動向			
		 	総額型：恒久 上乘せ型：時限 租税特別措置法	2014 増加型の控除率について、増加率に応じて大きくなる（最大30%）制度に改組（改正前は、一律5%） 2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O I 型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2018fy)
		 	恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）	法人実効税率 39.00%※
		 	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%：08fy→100%：11fy→125%：12fy） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	法人実効税率 21.00%
		 	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%
		 	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）	法人実効税率 24.20%
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2016 に記載のある他の施策（オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>			
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>			
11	有識者の見解	—			
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月 (H26 経産 13)			

平成 27 年度、平成 28 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 26 年度実績）

- ・ 総額型：
 - 適用件数：3,707（うち中小企業：843）
 - 適用総額：528,147 百万円（うち中小企業：5,138 百万円）
- ・ 中小企業技術基盤強化税制：
 - 適用件数：5,380（うち中小企業：5,368）
 - 適用総額：27,387 百万円（うち中小企業：27,264 百万円）
- ・ 高水準：
 - 適用件数：130（うち中小企業：80）
 - 適用総額：5,531 百万円（うち中小企業：104 百万円）

〔総額型〕

○平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
（カバー率：239,126/528,147=45.3%）
3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 27 年度における総額型の見込み額とした。
（258,169 百万円÷45.3%=570,208 百万円）
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型適用件数は、356 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率（9.6%）を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型適用件数の 398 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 27 年度における総額型の適用見込み件数とした。
（平成 27 年度推計件数：398÷9.6%=4,144 件）

〔中小企業技術基盤強化税制〕

○平成 28 年度中小企業アンケート調査（平成 26 年度実績）

【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた 28,580 百万円を現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4～5 と同様の手法により得られた 6,040 件を適用見込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

- ・平成 27 年度適用件数
大企業：6,040 × (16+12 / 5,181+5,368) = 16 件
※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 /
H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)
- ・平成 27 年度適用金額
大企業：28,580 × (151+123 / 23,972+27,264) = 153 百万円
※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 /
H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)

[高水準型]

- 平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）
 - ・平成 26 年度集計結果
適用件数：9（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：6.9%）
適用総額：2,303 百万円（カバー率：41.6%）
 - ・平成 27 年度集計結果 適用件数：9
適用総額：3,803 百万円
 - ・平成 27 年度推計件数：9 ÷ 6.9% = 130
推計総額：3,803 百万円 ÷ 41.6% = 9,133 百万円

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
(カバー率：239,126/528,147=45.3%)
3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。
(258,169 百万円 ÷ 45.3% = 570,208 百万円)
4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、①総額型の仕組みの変更に伴う活用見込み額を、経済産業省企業アンケートの試験研究費の増減等を踏まえ 643,069 百万円の見込み額とした。また、②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴い新たに活用を受ける見込み額を、非製造業の試験研究の控除率を製造業と同水準にすることと設定し、4,230 百万円の見込み額とした。
5. 総額型の仕組み変更に伴う増減額としては、▲72,861 百万円の改正減収見込み額とし、試験研究の定義見直しに伴う増減額としては、▲4,230 百万円の改正減収見込み額とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた①中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額は、▲2,918 百万円。
7. また、上記 4 と同様の試算にて②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴う減収見込み額は▲1,316 百万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（4,144 社）とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（6,040 社）とした。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の高水準の活用実績は、5,531 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の高水準型の実績は、2,303 百万円であり、カバー率は、約 41.6%。
(カバー率：2,303/5,531=41.6%)
3. 当該カバー率（41.6%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の高水準活用実績の 3,803 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における高水準型の見込み額とした。
(3,803 百万円÷41.6%=9,133 百万円)
4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、増加型を廃止することに伴い、これまで増加型を活用し高水準を活用していなかったものが、新たに高水準型の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから 781 百万円の見込み額とした。
5. 増加型の改正に伴う増減額は、▲781 百万円の改正減収見込み額とした。

【適用見込事業者数】

- ・同様の手法により、平成 29 年度の適用見込事業者数（260 社）とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度のオープンイノベーション型の活用実績は、306 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度のオープンイノベーション型の実績は、177 百万円であり、カバー率は、約 57.8%。
(カバー率：177/306=57.8%)
3. 当該カバー率（57.8%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度のオープンイノベーション型活用実績の 2,128 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込み額とした。
(2,128 百万円÷57.8%=3,681 百万円)

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 29 年度の適用見込事業者数（508 社）とした。

増加型 減収見込額・適用見込事業者数について 【廃止措置】【減収見込み額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の増加型の活用実績は、103,493 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の増加型の実績は、55,521 百万円であり、カバー率は、約 53.6%。
(カバー率 : $103,493/55,521=53.6\%$)
3. 当該カバー率 (53.6%) を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の増加型活用実績の 46,187 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度の廃止に伴う増減額の見込み額とした。
($46,187 \text{ 百万円} \div 53.6\% = 86,095 \text{ 百万円}$)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
2	対象税目	(法人住民税:義)(地方税44) 【新設・ 拡充 ・ 延長 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《制度概要》</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>《要望内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>そのため、第4次産業革命を強力に推進するため、第4次産業革命型の高付加価値サービスの開発を新たに支援対象に追加する(定義の見直し)。</p> <p>また、ビジネスモデルが大きく変貌し、経営の不確実性が高まる中、研究開発投資をしっかりと後押しし、対GDP比4%等の目標の着実な実現を図るため、研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入するとともに、中小企業向け支援を強化する等の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> －試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) －総額型について、試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業等については、12%、25%の2段階)) －高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで)) －特別試験研究費税額控除制度(以下、オープンイノベーション型という。)の運用改善 <p>《関係条項》</p> <p>地方税法第23条第1項第4号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項4号</p>
4	担当部局	大臣官房技術調査課
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p>

		<p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに ②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置) 平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み(最大30%まで)に改組。</p> <p>平成27年度 総額型とオープンイノベーション型をあわせ、控除上限を30%(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度5%)にするとともに、両制度を恒久措置に改組。 オープンイノベーション型について、①控除率を12%から20%又は30%へ引上げるとともに、②対象費用(中小企業者等からの知財権の使用料)を拡大。 繰越控除制度の廃止。</p>
7	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) ○ 増加型の廃止に伴い、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し(6%、8%、10%、25%)(中小企業者等については、12%、25%) ○ オープンイノベーション型の運用改善(以上、恒久措置) ○ 高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成26年度:19.0兆円)の約7割(同:13.6兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比で3%以上とする。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5) 未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定]</p> <p>Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等</p> <p>1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i) イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ</p> <p>研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p> <p>また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定]</p> <p>第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p>(1) オープンイノベーションを推進する仕組みの強化</p> <p>研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本的方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定]</p> <p>第2章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>2 成長戦略の加速等</p> <p>(1) 生産性革命に向けた取組の加速</p> <p>③ 研究開発投資の促進</p> <p>～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済産業</p> <p>1-3 イノベーション</p> <p>○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p>

		<p>(5) 未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等</p> <p>1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i) イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ</p> <p>研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p> <p>また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定] 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p>(1) オープンイノベーションを創出する仕組みの強化</p> <p>研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定] 第2章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>2 成長戦略の加速等</p> <p>(1) 生産性革命に向けた取組の加速</p> <p>③ 研究開発投資の促進</p> <p>～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。また、平成28年度経済産業省(中小企業庁)アンケート調査では約65%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p>

9	有効性等	① 適用数等	<p>国税及び地方税における中小企業者等利用実績</p> <p>平成 24 年度 5,528 法人 平成 25 年度 6,067 法人 平成 26 年度 6,221 法人 平成 27 年度 6,994 法人(見込み) 平成 28 年度 6,994 法人(見込み) 平成 29 年度 6,994 法人(見込み) 平成 30 年度 6,994 法人(見込み) 平成 31 年度 6,994 法人(見込み)</p> <p>※平成 24～26 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成 27 年度は、「平成 28 年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数を抽出し、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出した法人数における(以下(参考)に記載の法人数)、総額型及び中小企業技術基盤強化税制の中小企業者等における適用法人数を合計した数値としている。</p> <p>※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度は、平成 27 年度推計値と同数とした。</p> <p>(参考)</p> <p>○国税利用実績(うち、税法上の中小企業者等分(資本金 1 億円以下)) ○適用事業者(法人)数</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成 24 年度 3,297 法人(842 法人) 平成 25 年度 3,733 法人(886 法人) 平成 26 年度 3,707 法人(853 法人) 平成 27 年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) 平成 28 年度 4,144 法人(954 法人)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成 24 年度 4,706 法人(4,686 法人) 平成 25 年度 5,197 法人(5,181 法人) 平成 26 年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成 27 年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) 平成 28 年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成 24 年度 131 法人(81 法人) 平成 25 年度 125 法人(76 法人) 平成 26 年度 130 法人(80 法人) 平成 27 年度 131 法人(81 法人)(見込み) 平成 28 年度 131 法人(81 法人)(見込み)</p> <p>※適用法人数の計算方法については別紙 1 参照。 ※平成 27 年度の中小企業者等適用法人数については、平成 26 年度の適用法人数全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の適用法人数全体に乗じて推計している。 平成 28 年度については、現時点において増減させる要素が明確でないこと</p>
---	------	--------	---

から平成 27 年度推計値と同数とした。

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 26 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	3,707	853
製造業	2,623	524
化学工業	509	78
機械製造業	328	64
電気機械	320	71
食料品	245	57
輸送用機械	242	27
金属製品	169	40
その他製造業	810	187
サービス業	368	124
卸売業	329	110
建設業	202	54
その他	185	41

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	5,380	5,368
製造業	3,415	3,412
化学工業	458	458
機械製造業	450	450
電気機械	419	419
食料品	345	343
輸送用機械	139	139
金属製品	398	398
その他製造業	1,206	1,205
サービス業	680	680
卸売業	827	826
建設業	186	186
その他	272	264

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	130	80
製造業	73	37
化学工業	22	6
機械製造業	6	3
電気機械	13	7
食料品	2	2
輸送用機械	3	1
金属製品	5	4
その他製造業	22	14
サービス業	40	31
卸売業	9	6
建設業	2	1
その他	6	5

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

②: 減収額	<p>【地方税における減収額】</p> <p>○総額型における減収額</p> <p>平成24年度 7.2億円 平成25年度 8.5億円 平成26年度 8.8億円 平成27年度 7.2億円(見込み) 平成28年度 7.2億円(見込み) 平成29年度 8.6億円(見込み) 平成30年度 9.0億円(見込み) 平成31年度 9.4億円(見込み)</p> <p>○中小企業強化基盤税制における減収額実績</p> <p>平成24年度 36億円 平成25年度 41億円 平成26年度 47億円 平成27年度 41億円(見込み) 平成28年度 41億円(見込み) 平成29年度 43億円(見込み) 平成30年度 45億円(見込み) 平成31年度 47億円(見込み)</p> <p>○高水準型における減収額</p> <p>平成24年度 0.1億円 平成25年度 0.2億円 平成26年度 0.2億円 平成27年度 0.2億円(見込み) 平成28年度 0.2億円(見込み) 平成29年度 0.2億円(見込み) 平成30年度 0.2億円(見込み) 平成31年度 0.2億円(見込み)</p>
--------	--

(減収額の算出方法)

○平成 24 年度から平成 26 年度

「租税特別措置の適用実態調査」より総額型の利用実績及び中小企業技術基盤強化税制、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者等による国税部分の減収額を算出したものに、法人住民税法人税割の税率 17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

○平成 27 年度から平成 31 年度

平成 28 年度経済産業省アンケート、中小企業庁アンケートより試算した以下(参考)の減収額に対し、法人住民税法人税割の税率 12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考)国税における減収額(中小企業者等)

<総額型>

平成 24 年度	3,017 億円(42 億円)
平成 25 年度	4,796 億円(49 億円)
平成 26 年度	5,281 億円(51 億円)
平成 27 年度	5,702 億円(56 億円)(見込み)
平成 28 年度	5,702 億円(56 億円)(見込み)
平成 29 年度	6,784 億円(67 億円)(見込み)
平成 30 年度	7,109 億円(70 億円)(見込み)
平成 31 年度	7,451 億円(73 億円)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成 24 年度	212 億円(209 億円)
平成 25 年度	241 億円(240 億円)
平成 26 年度	274 億円(273 億円)
平成 27 年度	316 億円(286 億円)(見込み)
平成 28 年度	316 億円(286 億円)(見込み)
平成 29 年度	332 億円(330 億円)(見込み)
平成 30 年度	348 億円(346 億円)(見込み)
平成 31 年度	364 億円(363 億円)(見込み)

<高水準型>

平成 24 年度	93 億円(0.5 億円)
平成 25 年度	110 億円(1.4 億円)
平成 26 年度	55 億円(1.0 億円)
平成 27 年度	91 億円(1.7 億円)(見込み)
平成 28 年度	91 億円(1.7 億円)(見込み)
平成 29 年度	99 億円(1.8 億円)(見込み)
平成 30 年度	99 億円(1.8 億円)(見込み)
平成 31 年度	99 億円(1.8 億円)(見込み)

※平成 24 年度から平成 26 年度の実績額は財務省「租税特別措置の適用実態調査」より算出。

※平成 27 年度は別紙 1 参照。平成 28 年度については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 27 年度推計値と同数とした。

※総額型及び中小企業技術基盤強化税制の減収額における将来推計については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8%増加させる必要があることから、平成 29 年度については、平成 29 年度税

制改正要望内容に伴う減収額の 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。高水準型の減収額将来推計については、平成 29 年度は、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う減収額とし、平成 30 年度、平成 31 年度については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度推計値と同数とした。

(平成 28 年度経済産業省アンケート調査結果による試算)

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が 19.7%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が 1.8%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が 11.3%と非常に高く、対売上高研究開発費の割合が高いためと考えられる。

○平成 26 年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	528,147	5,436
製造業	463,307	3,197
化学工業	88,986	1,104
機械製造業	50,276	196
電気機械	50,873	337
食料品	8,465	226
輸送用機械	179,720	161
金属製品	3,915	141
その他製造業	81,072	1,032
サービス業	7,779	1,289
卸売業	8,724	523
建設業	4,051	58
その他	44,286	369

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	27,387	27,264
製造業	20,068	20,061
化学工業	5,532	5,532
機械製造業	1,935	1,935
電気機械	2,840	2,840
食料品	1,564	1,557

輸送用機械	701	701
金属製品	1,291	1,291
その他製造業	6,205	6,205
サービス業	1,238	1,238
卸売業	2,965	2,964
建設業	393	393
その他	2,723	2,608

(出典: H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用金額 (単位: 百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	5,531	104
製造業	5,102	77
化学工業	3,375	3
機械製造業	4	3
電気機械	105	5
食料品	1	1
輸送用機械	459	0
金属製品	2	1
その他製造業	1,156	64
サービス業	417	16
卸売業	10	9
建設業	0	0
その他	2	2

(出典: H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」平成 27 年度調査結果(平成 26 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.6 兆円)の業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(20.9%)」、「情報通信機械器具製造業(12.0%)」、「医療品製造業(11.0%)」、「電気機械器具製造業(8.2%)」、「化学工業(5.5%)」となっているほか、「その他製造業(21.0%)」、「非製造業(13.5%)」となっている。

③: 効果・税収減是認効果

《効果》

○達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況

低下していた我が国の研究開発費の対GDP比率は回復基調にあり、2014年はピーク時である2008年を上回る研究開発費の対GDP比率となっている。

しかし、その伸び率は低調な水準に留まっており、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上」及び「民間研究開発投資を対GDP比の3%以上」という目標を達成できていない。

対GDP研究開発投資比率の推移

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
研究開発 投資総額	3.69%	3.84%	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%
民間研究 開発投資 額	2.70%	2.79%	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%

(出典:科学技術研究調査(総務省))

そのため、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることにより、「官民合わせた研究開発費の対GDP比4%以上」及び「民間研究開発投資費の対GDP比3%以上」を達成することができるものと考えられる。

○租税特別措置等による直接的な効果

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす効果として、①GDP押し上げ効果:6,845億円、②雇用創出効果:約83万人、③税収効果:約1,298億円の効果が見込まれる。(詳細は後述)

《税収減を是認するような効果の有無》

第5期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間兼研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成28年度経済産業省アンケート調査でも、約71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成26年度における民間研究開発投資押し上げ額は12,306億円(528,147百万円 × 2.33倍 = 1,230,583百万円)。

また、平成26年度の民間研究開発投資額135,864億円(実績)に対しては、約9.1%の押し上げ効果があり、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業者等について12%、25%の2段階))

現行の総額型は、民間研究開発投資を維持させる方策として有効であるが、試験研究費の増減に応じた控除率を設定することで、民間研究開発投資をより安定的に維持・拡大させることが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。

○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加)

試験研究費の定義を見直す(サービス開発の追加)ことにより、ビックデータ等を活用した高付加価値サービスの開発など、真にイノベーションの創出に資

			<p>する研究開発への積極的な投資が期待できる。</p> <p>○高水準型の適用期限の延長(3年間) 現行の高水準型は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型の運用改善 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが国際競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。オープンイノベーション型は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、企業活動の実態に合わない手続等の運用面における改善を行うことにより、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>○経済波及効果等 今回の要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおり高い効果があると考えられる。</p> <p>(総額型、オープンイノベーション型、高水準型) ・平成29年度減収見込額 6,609億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減税(6,609億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:6,536億円、②雇用創出効果:約79万人、③税収効果:約1,240億円</p> <p>(中小企業技術基盤強化税制の税率引上げ等) ・平成29年度減収見込額 315億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減税(315億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:309億円、②雇用創出効果:約4万人、③税収効果:約59億円</p> <p>さらに、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略2016に記載のある他の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業等が実施する研究開発投資は、国全体の研究開発投資に占める割合が高い(75.5%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業等が実施する研究開発投資のほとんどを企業等自身が負担している(98.1%)。</p> <p>③企業等の研究開発投資への政府による直接支援は少ない(1.06%、主要国中最低)。</p>

すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。

特に予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなることから、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。

また、研究開発投資にはスピルオーバー効果(負の外部経済性)があり、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の維持・拡充が重要である。

特に、第5期科学技術基本計画に掲げられた「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」という目標を達成するためには、2020年までに研究開発投資を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資の維持・拡大効果の高い総額型の措置を中心に本制度を拡充・延長をすることが必要かつ効果的である。

なお、研究開発に対する税制優遇措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国を始め、近年、主要国では積極的に拡充されている。

主要国の研究開発税制の動向

日本 		総額型：恒久 上乗せ型：時限 租税特別措置法	2014 増加型の控除率について、増加率に応じて大きくなる(最大30%)制度に改組(改正前は、一律5%) 2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ(20%→25%)、O I型の控除率の大幅な拡充(12%→20%または30%)ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2018fy)
米国 		恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化(2016年より措置)	法人実効税率 39.00%※
英国 		恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ(50%→75%: 08fy→100%: 11fy→125%: 12fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	法人実効税率 21.00%
仏国 		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%
韓国 		恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の種類を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同率)	法人実効税率 24.20%

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野

			等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2016 に記載のある他の施策（オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月 (H26 経産 34)

平成 27 年度、平成 28 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 26 年度実績）

- ・ 総額型：
 - 適用件数：3,707（うち中小企業：843）
 - 適用総額：528,147 百万円（うち中小企業：5,138 百万円）
- ・ 中小企業技術基盤強化税制：
 - 適用件数：5,380（うち中小企業：5,368）
 - 適用総額：27,387 百万円（うち中小企業：27,264 百万円）
- ・ 高水準：
 - 適用件数：130（うち中小企業：80）
 - 適用総額：5,531 百万円（うち中小企業：104 百万円）

〔総額型〕

○平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
（カバー率：239,126/528,147=45.3%）
3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 27 年度における総額型の見込み額とした。
（258,169 百万円÷45.3%=570,208 百万円）
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型適用件数は、356 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率（9.6%）を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型適用件数の 398 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 27 年度における総額型の適用見込み件数とした。
（平成 27 年度推計件数：398÷9.6%=4,144 件）

〔中小企業技術基盤強化税制〕

○平成 28 年度中小企業アンケート調査（平成 26 年度実績）

【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた 28,580 百万円を現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4～5 と同様の手法により得られた 6,040 件を適用見込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

- ・平成 27 年度適用件数
大企業：6,040 × (16+12 / 5,181+5,368) = 16 件
※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 /
H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)
- ・平成 27 年度適用金額
大企業：28,580 × (151+123 / 23,972+27,264) = 153 百万円
※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 /
H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)

[高水準型]

- 平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）
 - ・平成 26 年度集計結果
適用件数：9（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：6.9%）
適用総額：2,303 百万円（カバー率：41.6%）
 - ・平成 27 年度集計結果 適用件数：9
適用総額：3,803 百万円
 - ・平成 27 年度推計件数：9 ÷ 6.9% = 130
推計総額：3,803 百万円 ÷ 41.6% = 9,133 百万円

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
(カバー率：239,126/528,147=45.3%)
3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込額とした。
(258,169 百万円 ÷ 45.3% = 570,208 百万円)
4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、①総額型の仕組みの変更に伴う活用見込額を、経済産業省企業アンケートの試験研究費の増減等を踏まえ 643,069 百万円の見込額とした。また、②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴い新たに活用を受ける見込額を、非製造業の試験研究の控除率を製造業と同水準にすることと設定し、4,230 百万円の見込額とした。
5. 総額型の仕組み変更に伴う増減額としては、▲72,861 百万円の改正減収見込額とし、試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴う増減額としては、▲4,230 百万円の改正減収見込額とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた①中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額は、▲2,918 百万円。
7. また、上記 4 と同様の試算にて②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴う減収見込額は▲1,316 百万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（4,144 社）とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（6,040 社）とした。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の高水準の活用実績は、5,531 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の高水準型の実績は、2,303 百万円であり、カバー率は、約 41.6%。
(カバー率：2,303/5,531=41.6%)
3. 当該カバー率（41.6%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の高水準活用実績の 3,803 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における高水準型の見込額とした。
(3,803 百万円÷41.6%=9,133 百万円)
4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、増加型を廃止することに伴い、これまで増加型を活用し高水準を活用していなかったものが、新たに高水準型の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから 781 百万円の見込額とした。
5. 増加型の改正に伴う増減額は、▲781 百万円の改正減収見込額とした。

【適用見込事業者数】

- ・同様の手法により、平成 29 年度の適用見込事業者数（260 社）とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について**【減収見込額】**

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度のオープンイノベーション型の活用実績は、306 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度のオープンイノベーション型の実績は、177 百万円であり、カバー率は、約 57.8%。
(カバー率： $177/306=57.8\%$)
3. 当該カバー率（57.8%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度のオープンイノベーション型活用実績の 2,128 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込額とした。
($2,128 \text{ 百万円} \div 57.8\% = 3,681 \text{ 百万円}$)

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 29 年度の適用見込事業者数（508 社）とした。

増加型 減収見込額・適用見込事業者数について 【廃止措置】

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の増加型の活用実績は、103,493 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の増加型の実績は、55,521 百万円であり、カバー率は、約 53.6%。
(カバー率 : $103,493/55,521=53.6\%$)
3. 当該カバー率 (53.6%) を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の増加型活用実績の 46,187 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度の廃止に伴う増減額の見込額とした。
($46,187 \text{ 百万円} \div 53.6\% = 86,095 \text{ 百万円}$)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	振興山村における工業用機械等の割増償却						
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 47) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】						
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)に基づく振興山村において、市町村が山村振興計画に産業振興を促進する上で必要な事項(産業振興施策促進事項)を関係大臣(農林水産・総務・国土交通)の同意を得て記載した場合、当該計画で定める区域(かつ振興山村地域内)において、個人又は法人(中小企業者:資本金1億円以下)が、機械・装置、建物等・構築物を取得して対象事業(地域資源を活用する製造業・農林水産物等販売業)の用に供したときは、5年間の割増償却(償却限度額: 機械・装置:普通償却限度額の 24%、建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の 36%)ができる。</p> <p>【対象事業種・取得価格要件】</p> <p>○地域資源を活用する製造業</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-right: 40px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">個人及び資本金 5,000 万円以下の法人</td> <td style="padding: 2px;">資本金 5,000 万円超の法人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">取得価格 500 万円以上</td> <td style="padding: 2px;">取得価格 1,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>○農林水産物等販売業</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-right: 40px;"> <tr> <td style="padding: 2px; text-align: center;">個人及び法人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px; text-align: center;">取得価格 500 万円以上</td> </tr> </table> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27</p>	個人及び資本金 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円超の法人	取得価格 500 万円以上	取得価格 1,000 万円以上	個人及び法人	取得価格 500 万円以上
個人及び資本金 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円超の法人							
取得価格 500 万円以上	取得価格 1,000 万円以上							
個人及び法人								
取得価格 500 万円以上								
4	担当部局	国土政策局地方振興課						
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年 4 月～平成 31 年 3 月						
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(改正経緯) 平成 21 年度 創設 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 対象業種からソフトウェア業を除外 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長 平成 27 年度 特別償却から割増償却へ改組 適用期限を 2 年延長し、対象事業種を製造業及び旅館業から、地域資源を活用する製造業及び農林水産物等販売業に見直し						
7	適用又は延長期間	平成 29 年 4 月～平成 31 年 3 月(2 ヶ年)						
8	必要性等	<p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている</p>						

る。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。

《政策目的の根拠》

○山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)第3条第3号

(略)地域の特性を生かした農林産物の加工業及び販売業等の導入(略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇を増大する

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年12月3日法律第67号)第1条
農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る(略)

○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂)

Ⅱ 基本的考え方

森林などの地域資源や地場産品を核として雇を増やし地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。

Ⅲ 政策の展開方向

6. 人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する(略)。

また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、(略)中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。

○食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)

第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構すべき施策

3. 農村の振興に関する施策

(2) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進す

		<p>る。</p> <p>こうした取組を通じて、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。</p> <p>① 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出</p> <p>地域の農業者が、自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけでなく、その副産物も含め、消費者や実需者のニーズに対応して、加工、直売等を行い高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する6次産業化を推進する。</p> <p>こうした取組を進めるに当たっては、農業者が主体となった取組に加え、多様な関係者と連携しながら行う地域ぐるみの取組を促進することにより、その相乗効果を地域全体に波及させ、地域の活性化を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>④ 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出</p> <p>食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じた、農村における雇用と所得の創出を促進するための環境整備を図る。また、関係府省の連携の下、農村への農業関連産業の誘致等による就業機会の拡大に関する総合的な施策の在り方について検討する。</p> <p>農産物等の地域資源の活用などにより、ビジネスとしての事業活動と地域の課題解決に一体的に取り組む、いわゆる「社会的企業」(ソーシャル・ビジネス)など、農業・農村の活性化に貢献する新たな取組を進めるための環境整備を推進する。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>農村の振興</p> <p>[政策分野]</p> <p>地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等</p> <p>○国土交通省の政策評価体系図における当該要望の位置づけ</p> <p>政策目標: 7都市再生・地域再生の推進 施策目標: 25都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成29年度中に12市町村、30年度中に16市町村となっていることから、1市町村当たり平均2.5名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で70名程度雇用が創出されることを目標とする。</p>

新たな雇用の創出に伴い、交流人口や地域経済が拡大することにより、振興山村地域でのコミュニティの活性化を図る。

(目標とする新規雇用者数の算定根拠)

- ① 平成28年7月までに産業振興施策促進事項を策定した3市町(八頭町、豊田市、岡崎市)及び国と協議中の3市町(小国町、佐伯市、阿蘇市)において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は49人、投資件数は20件である。

(単位:人、件)

市町村名	八頭町	豊田市	岡崎市	小国町	佐伯市	阿蘇市	計
新規雇用数	25	2	2	2	14 ※	4	49
投資件数	2	4	2	2	3	7	20

※ 佐伯市の産業振興施策促進区域は、振興山村区域外を含めた市全域を範囲として設定されている。このため、佐伯市全域の新規雇用数(50人)から振興山村地域のみを抽出するため、全体の投資件数(11件)に占める税制特例措置の適用を受ける山振地域内の投資件数(3件)の割合を乗じて、次式により計算して求めた。(50人 × 3/11 ≒ 14人)

- ② 振興山村での投資1件当たりの新規雇用数は、下式より2.5人/件となる。

$$(式) \quad 49 (\text{新規雇用数計:人}) \div 20 (\text{投資数:件}) \approx 2.5 \text{人/件}$$

- ③ H28年度に農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課で実施した「振興山村における設備投資実績等に関する調査」(以下、設備投資実績等調査という。)によると、産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村数は、H29年度は12市町村、H30年度は16市町村(下表参照)であり、それぞれ最低1件の投資があると想定(1市町村=1件)した場合、新規雇用数は、H29年度は30人(2.5人/件×12市町村)、H30年度は40人(2.5人/件×16市町村)の増加が見込まれ、2年間では70人の新規雇用が創出されると推計される。

H29、H30年度に産業振興施策促進事項を作成予定の市町村

No.	平成29年度		平成30年度	
1	北海道	沼田町	秋田県	五城目町
2	秋田県	八峰町	栃木県	鹿沼市
3	富山県	高岡市	埼玉県	横瀬町
4	長野県	豊丘村	東京都	檜原村
5	滋賀県	長浜市	岐阜県	関市
6	京都府	京丹波町	岐阜県	白川町
7	島根県	益田市	静岡県	島田市
8	徳島県	阿波市	島根県	津和野町
9	高知県	いの町	岡山県	美咲町
10	熊本県	高森町	徳島県	那賀町
11	熊本県	水上村	高知県	馬路村
12	熊本県	山江村	高知県	四万十町
13			福岡県	上毛町
14			熊本県	山鹿市
15			大分県	由布市

			16		宮崎県	小林市										
						(出展:農林水産省調べ)										
						《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》										
						[測定指標]: 振興山村市町村における本特例措置を起因とした個人、中小企業者の新規雇用者数										
						[達成目標実現による寄与]										
						① 経済波及効果の発現 地域資源を活用した産業への投資が促進されることにより、税制特例措置の対象となる個人、中小企業者において新たな雇用が創出されるほか、原料を供給する地域内の農家等の販売機会の増加をもたらし、販売単価の上昇等の効果が期待される。 (販売単価の上昇の事例として、鳥取県八頭町の農家レストランにおいては、市場の規格に適合しない野菜等を地元農家より購入し、今まで販売先がなかった農産物が、新たな農家の収入源となった事例が挙げられる。)										
						② 定住人口の増加 振興山村地域内に新たな雇用が生み出されることにより、人口の流出を防ぐとともに、就職に伴い都市部から移住者の増加が期待される。 (鳥取県八頭町の農家レストランでは、H27年度に地元の大学生10名、高校生3名の新規採用した実績があり、若者の都市部への流出が防止されている。)										
						③ 地域コミュニティの活性化 地域資源を活用した経済活動が成り立ち、自立した地域経済が実現することで、地域を再評価する機運が醸成され、地域コミュニティの活性化に寄与するものと考えられる。										
9	有効性等	① 適用数等				平成27年3月に山村振興法が改正され、税制措置の内容が変更されたことから、平成27年度(実績)から本税制措置の延長要望期限である平成30年度(見込)までの適用数を下表に記載した。										
						<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (見込)</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数(件)</td> <td>0</td> <td>17</td> <td>29</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>		27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	適用数(件)	0	17	29	45
	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (見込)	30年度 (見込)												
適用数(件)	0	17	29	45												

(産業振興施策促進事項の策定見込み調査より推計)

【H27】(実績)

農家レストランを新規開業した鳥取県八頭町の投資実績は、平成 28 年3月の投資であったが、事業者の決算期が9月であり、28年度に税制特例措置の適用を受ける予定であるため、適用数は0件とした。

【H28】(見込)

H28 年度に産業振興施策促進事項を策定した2市(愛知県豊田市と岡崎市)、国と協議中の3市町(熊本県阿蘇市、小国町、大分県佐伯市)及び当課が実施した設備投資実績等調査で H28 年度中に産業振興施策促進事項を策定予定とした 11 市町村(北海道愛別町、日高町、栃木県日光市、塩谷町、山梨県南アルプス市、高知県本山町、黒潮町、福岡県朝倉市、熊本県球磨村、大分県大分市、九重町)を合わせた 16 市町村において、少なくとも1件の投資が行われると見込み、16 件の投資が税制特例措置の適用を受けると想定した。

また、上記 H27 年度の投資実績 1 件は、H28 年度の税制措置の適用を受けることから、合計で 17 件を H28 年度の適用数とした。

【H29～30】:農林水産省にて実施した設備投資実績等調査において、産業振興施策促進事項を作成予定とした市町村において少なくとも 1 件の投資が行われると見込み、H29 年度と H30 年度の投資件数をそれぞれ 12 市町村、16 市町村(市町村名は、前掲の表「H29、H30 年度に産業振興施策促進事項を作成予定の市町村」を参照)とした。

更に、本租税特別措置が 5 年間の割増償却であることから、投資があった年度から 5 年間にわたり適用を受けるものとし、下表のとおり前年度までの適用数を足し合わせた値を各年度の適用数(合計)とした。

各年度の租税特別措置の適用数と投資数 (件数)

適用年度 投資年度	H27 年度	H28 年度 (見込み)	H29 年度 (見込み)	H30 年度 (見込み)	投資件数
H27 年度	—	1	1	1	1
H28 年度	—	16	16	16	16
H29 年度	—	—	12	12	12
H30 年度	—	—	—	16	16
適用数(合計)	0	17	29	45	

なお、振興山村は経済規模が小さいため、適用数は大きな数字ではないが、投資者を限定するものではないことから、特定の者のみが適用者となる偏りはないと考えられる。

また、H27年度の適用数が「0」となった要因は以下のことが考えられる。

H27年3月に山村振興法が改正され、最初に各都道府県で山村振興基本方針の改定作業が進められたが、過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域自立促進方針等との記載内容の調整が必要であったことから、多くの都道府県で策定期間がH27年度末となった。その後、市町村において同基本方針の内容に沿って、新たな山村振興計画の策定作業が進められたが、年度内の残された期間が僅かであったことからH27年度末までに山村振興計画が更新された割合は全振興山村市町村の1割(74/734)に留まった。

税制特例措置適用の要件となる産業振興施策促進事項の山村振興計画への記載は、3市町(平成28年7月現在)に留まっており、母数となる山村振興計画を更新した市町村数が少ないことが影響していると考えられる。

このような状況から、H27年度の税制特例措置の適用数が0件になったと考えられる。

なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)」には、現行の税制となった平成27年度以降の実績データの記載がないことから、数値の引用はしていない。

② 減収額

H28～H30の各年度の減収額は、産業振興施策促進事項を策定済みの3市町と国と協議中の3市町村の産業振興施策促進事項に記載された目標投資額より、1投資当たりの減収額32万円※を推定し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて算出した。

※ 1投資当たりの減収額の算定根拠は、別紙1を参照。

(単位:百万円)

	H27年度 (実績)	H28年度 (見込)	H29年度 (見込)	H30年度 (見込)
減収額	0	5	9	14

【H27】(実績)

H27年度に産業振興施策促進事項を策定した市町村及び事業者への聞き取りにより、投資実績を確認できた事業者の決算期が9月であり、H28年度に税制特別措置の適用を受ける予定であることが確認できたことから、H27年度の減収額は0円とした。

【H28～H30】(見込)

前掲の「①適用数等」で整理した各年度の適用数と減収額(32万円/件)を乗じ、以下のとおり算出した。

H28年度	17件	×	32万円/件	=	544万円
H29年度	29件	×	32万円/件	=	928万円
H30年度	45件	×	32万円/件	=	1,440万円

③: 効果・税収
減是認効
果

《効果》

[政策目的の実現状況](分析対象期間:平成 25 年度～平成 30 年度)

「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。

平成 27 年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.41%に対し、△0.24%、中山間農業地域において目標値△0.62%に対し△0.47%であり、目標を達成しているが、振興山村を含む平地農業地域及び中山間農業地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少は進んでおり、過疎化、高齢化の進行による集落の衰退等が危惧されるため、平成 32 年度の政策目的達成に向け引き続き本税制特例措置は必要である。

なお、目標を達成しているものの、集落の衰退が危惧される状況であることを踏まえ、振興山村地域のコミュニティ機能の適切な維持・確保に活用できる指標とするため、目標値の設定方法について見直しを行う予定である。

○ 平地農業地域の人口の社会減[実績]

(単位:%)

区分	25 年度	26 年度	27 年度
減少率	△0.31	△0.27	△0.24

(農林水産省農村振興局地域振興課調べ)

○ 中山間農業地域の人口の社会減[実績]

(単位:%)

区分	25 年度	26 年度	27 年度
減少率	△0.49	△0.45	△0.47

(農林水産省農村振興局地域振興課調べ)

振興山村地域は、都市部と比べて高齢化、人口減少などが早いペースで進展し、雇用情勢は一層厳しい状況にあるが、本税制特例措置を活用した新たな投資により、雇用が創出された事例を確認している。

鳥取県八頭町においては、養鶏業を中核とする法人経営者が、農家レストランを開業し、新卒 13 名の新規採用のほか、一般雇用で新たに 30 名を採用するなど、地域の活性化に大きく寄与している。

引き続き本税制特例措置を活用し、設備投資を促すことにより、新たな雇用が創出され、振興山村におけるコミュニティの維持・再生が図られると考えられる。

[達成目標の実現状況](分析対象期間:平成 25 年度～平成 30 年度)

本租税特別措置を活用した個人、中小企業者の新たな投資に伴う新規雇用者数は、平成 27 年度に鳥取県八頭町の農家レストランで 43 人を確認している。

なお、同農家レストランは、決算期が 9 月であるため H28 年度に租税特別措置を受けることとしており、H27 年度の適用額は 0 円であるが、H27 年度の投資に伴い H27 年度内に雇用が創出されていることから、H27 年度の新規雇用者

として整理した。

また、H28 年度の新規雇用数(見込み)は、1投資当たりの新規雇用者(雇用増加者)数が、前掲の「8 必要性等」の「③ 達成目標及びその実現による寄与」に示した 2.5 人/件であることから、前掲の「9 有効性等」の「①適用数等」に整理した表「各年度の租税特別措置の適用件数と投資件数」の H28 年度の投資件数 16 件に乗じて、40 人(16 件×2.5 人/件)とした。

前回評価時の H27 年度、H28 年度の目標(各年度の新規雇用者数 27 名)については、H27 年度は目標を達成し、H28 年度は目標を達成できる見込みであり、本租税特別措置による効果が発現していると考えられる。

○雇用効果の状況

(単位:人)

区分	27 年度	28 年度(見込み)
雇用増加数	43	40

(農林水産省農村振興局地域振興課調べ)

振興山村における民間事業者の設備投資の実態を踏まえた今後の新規雇用者数の推計者数は、平成 29 年度が 30 人、平成 30 年度が 40 人であり、本税制特例措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数が増加することにより、対象地域が増えることから、目標は達成されることが考えられる。

平成 29 年度:30 人 平成 30 年度:40 人

(根拠)

平成 29 年度: 2.5 人/件 × 12 市町村 = 30 人

平成 30 年度: 2.5 人/件 × 16 市町村 = 40 人

計算根拠は、「8 必要性等」の「③ 達成目標及びその実現による寄与」の記載内容と同じ。

[租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響](分析対象期間:平成 27 年 4 月～平成 31 年 3 月)

近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985 年比で総人口が約 6 割に減少しているのみならず、年少人口(0～14 歳)が同年比で約 4 割に減少(99 万人→43 万人)し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。

また、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体は、財政力指数が 0.3 未満である自治体が約 9 割(当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ)となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な

課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。

以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域において、地域内に立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。

振興山村市町村の中でも、より厳しい状況にある市町村においては、職員数が少なく一人の職員が多様な業務を抱える状況にあり、山村振興計画の更新が遅れる原因ともなっている。こうした事情から、支援を必要とする地域ほど、税制措置を活用するための山村振興計画の更新等に時間を要しており、本税制措置が延長されなかった場合、これらの地域に支援策が行き渡らなくなり、人口減少や高齢化を加速させてしまう可能性が高い。

こうした事態を回避するためにも、本税制の特別措置を2年間延長することが、必要である。

本税制措置は、人口減少が進む振興山村地域を対象とするため、適用数が大きな数字とはならないものの必要不可欠であり、今回の特例措置を延長し、地域内の個人、中小企業者の設備投資等を促し、地域コミュニティの活性化を図ることが重要である。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成30年度)

本税制特例措置は、振興山村における個人、中小企業者に設備投資のインセンティブを与えるものであり、設備投資に伴う経済波及効果が期待される。

本税制特例措置に係る経済波及効果は、下表のとおりであり、いずれの年度においても経済波及効果が、減収額に国債の最低金利保証(0.05%)を乗じた額を上回っており、本特例措置を是認する経済効果があると考えられる。

○設備投資に係る減収額及び経済波及効果

(単位:百万円)

	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
投資額	0	1,317.5	930	1,240
寄与率	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%
減収額 × 0.05% (減収額)	0 (0)	0.3 (5)	0.5 (9)	0.7 (14)
本税制措置の経済波及効果 (投資額に寄与率を乗じて税制に係る額のための経済波及効果とした。)	0	89	63	83

※減収額、投資額の算定根拠は別紙2参照

			<p>※経済波及効果は、「平成23年農林漁業及び関連産業を中心とした産業関連表」を使用し、投資実態を勘案して部門を選定して算出した。(別紙3参照)。</p> <p>※ 表中の「本税制措置の経済波及効果」は、本税制措置の効果に限定するため、投資額の経済波及効果額を算定した上で、寄与率を乗じて求めた値とした。</p> <p>※ 寄与率は、投資額に占める5ヶ年の租税特別措置による減税合計額として、H27年度に投資を行い本税制措置の適用を予定している事業者から次式のとおり把握した</p> $\frac{(1,050 \text{ 万円} + 760 \text{ 万円} + 822 \text{ 万円})}{67,000 \text{ 万円}} \approx 3.9\%$ <p style="text-align: center;">(国税減税額) (県税減税額) (町税減税額) (投資額) (寄与率)</p> <p>※ 本税制特例措置による減収額は、「割増償却」によるものであることから、国が失う損失は、「機会費用」と考えられるため、経済波及効果との比較は、減収額に国債の最低金利保証利率(0.05%)を乗じた額とした。</p> <p>(補足)</p> <p>H27の投資額は、H27年度に産業振興施策促進事項を策定した鳥取県八頭町への聞き取りによる。</p> <p>H28～30年度の投資額は、農林水産省で実施した設備投資実績等調査で産業振興施策促進事項を取りまとめ予定とした市町村数に1投資当たりの投資額を乗じて算定した。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、振興山村地域で幅広く利用されている資源を活用する事業(地域資源を活用した製造業、農林水産物等販売業)を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる意欲のある法人又は個人に限定して適用されるものであり、不特定多数への無秩序な支援ではない。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと</p> <p>② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど心理面での負担感が強いこと</p> <p>以上の理由から、本特例の方が国・事業者の双方にとって負担の少ない適切な措置である。</p> <p>本税制特例措置が延長されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者へのインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となる場合も生じると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、特例措置の延長により、地域内で事業を行う者による経済活動を促すことが必要である。</p>

		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>平成 27 年度から実施している「山村活性化支援交付金」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成 ② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に 取り組み <p>を行う市町村を支援するもの。</p> <p>一方、本税制特例措置は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このように、両者は、山村活性化支援交付金により組織作りや人材育成等といった地域振興の基礎的要件の確立を支援し、その中から実際に農林水産物等の販売を行う動きが生じた際の設備投資を本税制特例で支援するといった補完関係にある。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>該当なし。</p>
11	有識者の見解		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月(平成 27 年度税制改正要望時)【H26 国交 10】	

産業振興施策促進事項に記載された投資額より推計した減収額一覧

対象地域	対象事業	対象物	対象物当たりの投資額(1)	投資額当たりの投資額(2)	法定耐用年数	割引率	普通償却額		新増償却額		法人税率	1対象物当たり減収額	1投資当たり減収額	法人税率	1対象物当たり減収額	1投資当たり減収額
							(1)	(2)	(1)	(2)						
鳥取県八頭町	農家レストラン	機械	19,000万円	67,000万円	10年	24.0%	1,900万円	456万円	23.4%	107		205	23.2%	106	204	
		建物	48,000万円		41年	36.0%	1,171万円	421万円	23.4%	99			23.2%	98		
	竹製品製造	機械	8,000万円	8,000万円	10年	24.0%	800万円	192万円	23.4%	45		45	23.2%	45	45	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0			23.2%	0		
愛知県豊田市	地域資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.4%	4		4	23.2%	3	3	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
	地域資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.4%	4		4	23.2%	3	3	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
愛知県岡崎市	地域資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.4%	4		4	23.2%	3	3	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
	農林水産物等販売業	機械	500万円	500万円	17年	24.0%	29万円	7万円	23.4%	2		2	23.2%	2	2	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
熊本県小国町	地域資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.4%	3		3	23.2%	3	3	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
	農林水産物等販売業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.4%	3		3	23.2%	3	3	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
	地域資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	10年	24.0%	300万円	72万円	23.4%	17		17	23.2%	17	17	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
	地域資源を活用した製造業	機械	5,000万円	5,000万円	10年	24.0%	500万円	120万円	23.4%	28		28	23.2%	28	28	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
	地域資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.4%	21		21	23.2%	21	21	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
	地域資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	9年	24.0%	333万円	80万円	23.4%	19		19	23.2%	19	19	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
	地域資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.4%	21		21	23.2%	21	21	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
	農林水産物等販売業	機械	3,000万円	3,000万円	10年	24.0%	300万円	72万円	23.4%	13		13	23.2%	13	13	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
	農林水産物等販売業	機械	3,000万円	3,000万円	20年	36.0%	150万円	54万円	23.4%	11		11	23.2%	11	11	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
	農林水産物等販売業	機械	11,000万円	11,000万円	22年	36.0%	500万円	180万円	23.4%	42		42	23.2%	42	42	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
	地域資源を活用した製造業	機械	10,000万円	15,000万円	10年	24.0%	1,000万円	240万円	23.4%	56		66	23.2%	56	66	
		建物	5,000万円		41年	36.0%	122万円	44万円	23.4%	10		10	23.2%	10	10	
	地域資源を活用した製造業	機械	10,000万円	15,000万円	10年	24.0%	1,000万円	240万円	23.4%	56		66	23.2%	56	66	
		建物	5,000万円		41年	36.0%	122万円	44万円	23.4%	10		10	23.2%	10	10	
大分県佐伯市	農林水産物等販売業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.4%	3		3	23.2%	3	3	
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.4%	0		0	23.2%	0	0	
18件の投資平均		機械	3,750万円	7,750万円			429万円	115万円				27万円	31万円		27万円	31万円
		建物	4,000万円													

H28、H29年度に適用

H30年度に適用

■投資額の算定根拠

	(投資1件当たりの投資額 ※)		(投資数)	=	(投資額)
H28年度	7,750万円	×	17件	=	131,750万円
H29年度	7,750万円	×	12件	=	93,000万円
H30年度	7,750万円	×	16件	=	124,000万円

■減収額の算定根拠

	(投資1件当たりの減収額 ※)		(適用数)	=	(減収額)
H28年度	31万円	×	17件	=	527万円
H29年度	31万円	×	29件	=	899万円
H30年度	31万円	×	45件	=	1,395万円

※ 投資1件当たりの投資額、減収額の根拠は、別紙1を参照。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度			
22年度			
23年度			
24年度			
25年度			
26年度			
27年度	建築・建設補修(0)	生活関連産業用機械(0)	
28年度	建築・建設補修(680)	生活関連産業用機械(637.5)	
29年度	建築・建設補修(480)	生活関連産業用機械(450)	
30年度	建築・建設補修(640)	生活関連産業用機械(600)	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 46) 【新規・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合、当該譲渡に係る譲渡益の一部について課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。 延長:3年間 繰延べ率:譲渡益の80% 《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 租税特別措置法第37条、第65条の7、第68条の7
4	担当部局	国土政策局地方振興課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成8年度:適用期限の5年延長 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」という)施行 平成13年度:適用期限の5年延長 平成18年度:適用期限の5年延長 平成22年度:過疎法の延長 平成23年度:適用期限の3年延長 平成24年度:過疎法の延長 平成26年度:適用期限の3年延長
7	適用又は延長期間	3年間
8	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎対策については、昭和45年以来4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。 過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 その施策の一つとして、事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は過疎地域内に企業を誘致し、過疎地域における産業の振興を図ることを政策目的とする。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法】</p> <p>○第1条 「この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。」</p> <p>○第3条 「過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。」</p> <p>○第4条 「国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。」</p> <p>○第29条 「過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。」</p> <p>【「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)】 第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。」</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>29年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【基本計画(24年6月策定、28年3月改正)】</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p> <p>○国土交通省の政策評価体系図における当該要望の位置づけ</p> <p>政策目標: 7都市再生・地域再生の推進 施策目標: 25都市再生・地域再生を推進するに包含</p>

		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、条件の不利な過疎地域への企業誘致等を図る。</p> <p>○測定指標： 過疎地域における本特例を活用した企業立地件数</p> <p>○目標値： 平成 29 年度から平成 31 年度までの間に3件以上。 ・根拠：9①の本特例の適用件数の将来推計に基づく。</p> <p>なお、本特例措置の期間(3年間)で一定のサンプル数が確保された上で、本特例措置を利用した事業者等に対してアンケート調査を実施し、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。 アンケートの調査項目については、現時点で以下のような内容を考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得した資産及び場所、譲渡した資産及び場所。 ・譲渡価額及び取得価額 ・本特例措置が、資産の買換えを行うきっかけ(動機)となったか。 ・今後も本特例措置を活用したいかなど。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>過疎地域において事業用資産を取得し、事業の用に供すれば、過疎地域において企業活動が行われ、産業の振興につながる。</p>																											
9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用件数・適用額(平成 24 年度～平成 31 年度)】</p> <table border="1" data-bbox="544 1234 1230 1585"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>適用額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度(実績)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度(実績)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度(実績)</td> <td>3</td> <td>751,453</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:下線を付した年度は推計値を記入している。 ※2:適用額は本特例による損金算入額である。</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>件数の実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年第 190 国会提出)」による。</p> <p>平成 25 年度以前については、同調査報告書においては、本特例と別の特例を合算した数値が計上されていたため、本特例のみの件数を特定できないことから、「—」としている。</p> <p>○推計値の根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例を適用しようとする事業者は、買換えた資産が過疎地域の市町村内にあることを当該市町村長が証明する書類が必要である。平成 27 年度に過疎対策室でこの証明書の発行実績調査を行ったところ、3件の発 		件数	適用額(千円)	平成 24 年度(実績)	—	—	平成 25 年度(実績)	—	—	平成 26 年度(実績)	3	751,453	平成 27 年度(推計)	1	250,484	平成 28 年度(推計)	1	250,484	平成 29 年度(推計)	1	250,484	平成 30 年度(推計)	1	250,484	平成 31 年度(推計)	1	250,484
	件数	適用額(千円)																												
平成 24 年度(実績)	—	—																												
平成 25 年度(実績)	—	—																												
平成 26 年度(実績)	3	751,453																												
平成 27 年度(推計)	1	250,484																												
平成 28 年度(推計)	1	250,484																												
平成 29 年度(推計)	1	250,484																												
平成 30 年度(推計)	1	250,484																												
平成 31 年度(推計)	1	250,484																												

		<p>行実績があった。これは、あくまで市町村に対して行った証明書の発行実績調査であるため、上記の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づく本特例の適用実績とは異なるが、本特例に対するニーズがあることが推察できるため、毎年度少なくとも1件ずつの特例適用を見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用額の推計については、平成 26 年度の適用件数3件における適用額（751,453 千円）から算出した1件あたりの平均額を計上した。 ・平成 27 年度については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が発表されていないため、推計としている。 <p>○特例の対象の偏在性について</p> <p>本特例措置は、過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合に課税の特例を認めるものであり、特定の業種を対象としているものではない。</p> <p>また、実態においても、前述の過疎対策室調査により回答のあった3件は、製造業（非鉄金属工業）、電気事業者、農業関係事業者であり、特定の業種に偏ってニーズがあるわけではない。</p>
②: 減収額		<p>平成 24 年度(実績) ー</p> <p>平成 25 年度(実績) ー</p> <p>平成 26 年度(実績) 119,620 千円</p> <p>平成 27 年度(推計) 63,873 千円</p> <p>平成 28 年度(推計) 63,873 千円</p> <p>平成 29 年度(推計) 63,873 千円</p> <p>平成 30 年度(推計) 63,873 千円</p> <p>平成 31 年度(推計) 63,873 千円</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>平成 26 年度の減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 国会提出)に基づく適用額に、基本税率 25.5% を乗じて算出した。</p> <p>平成 25 年度以前については、同調査報告書においては、本特例と別の特例を合算した数値が計上されていたため、本特例のみの減収額を算出できないことから、「ー」している。</p> <p>○推計値の根拠について</p> <p>「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 国会提出)による平成26年度の適用件数(3件)から、1件あたりの平均減収額 63,873 千円を算出し、前述のとおり、毎年度少なくとも1件は適用が見込まれることから、この平均減収額を各年度に計上している。</p> <p>平成 27 年度については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が発表されていないため、推計としている。</p>

		<p>③: 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》 過疎地域における企業立地等が促進されることにより、過疎地域における就業機会の維持・拡大、施設の増設等が図られ、過疎地域における産業の振興につながるものである。 なお、8③記載のとおり、平成 29 年度から平成 31 年度までの間に3件以上を目標としており、平成 32 年度以降、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。</p> <p>○租税特別措置が延長されなかった場合の影響 過疎地域の置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業等に対する税制上の特例措置を講じることが大切であり、延長されない場合、企業等が進出候補地を決定する際の要件を失うことになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、産業の振興が重要な課題となっている。過疎地域に企業が立地することで過疎地域における産業の振興につながるという社会的意義があることから、減収を是認する効果があると言える。 なお、8③記載のとおり、平成 29 年度から平成 31 年度までの間に3件以上を目標としており、平成 32 年度以降、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。</p>
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、企業誘致を税制面から援助しようとする主旨で過疎法第29条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が促進され、産業の振興という政策目的において効果が見込まれる。補助金の場合、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。</p> <p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル 10,000 プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。 ローカル 10,000 プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。 本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p> <p>—</p>

11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月(平成 26 年度税制改正要望時)【H25 国交 07】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
2	対象税目	(法人税:義 所得税:外)(国税 45) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>法人又は個人が、平成 29 年 3 月 31 日までに、過疎地域内に取得価額の合計が 2,000 万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置を、対象事業に農林水産物等販売業を加えた上で、2年間延長する。</p> <p>○対象事業及び特別償却対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備 ・旅館業…建物及び附属設備 ・情報通信技術利用事業(コールセンター) …機械及び装置、建物及び附属設備 ・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備 <p>○特別償却率:機械及び装置…10/100、建物及び附属設備…6/100</p> <p>○延長:2年間</p> <p>《関係条項》</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27</p>
4	担当部局	国土政策局地方振興課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 23 年度～30 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 45 年創設</p> <p>平成 2 年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近 14 年)</p> <p>平成 12 年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の 5 年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。</p> <p>平成 17 年度:適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 19 年度:適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 21 年度:適用期限の 1 年延長</p> <p>平成 22 年度:過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の 1 年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。</p> <p>平成 23 年度:適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 25 年度:適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 27 年度:適用期限の 2 年延長</p>
7	適用又は延長期間	2年間

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>過疎対策については、昭和45年以来4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。</p> <p>過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。</p> <p>その施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを政策目的とする。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法】</p> <p>○第1条</p> <p>「この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。」</p> <p>○第3条</p> <p>「過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。</p> <p>一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇を増大すること。」</p> <p>○第4条</p> <p>「国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。」</p> <p>○第30条</p> <p>「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <hr/> <p>【「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）】</p> <p>第2章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>2. 成長戦略の加速等</p> <p>(4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援</p>
---	------	--------------	--

		<p>③ 地域の活性化</p> <p>「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。」</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>29年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24年6月策定、28年3月改正)】</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p> <p>○国土交通省の政策評価体系図における当該要望の位置づけ</p> <p>政策目標: 7都市再生・地域再生の推進 施策目標: 25都市再生・地域再生を推進するに包含</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>○測定指標: 過疎地域における本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数</p> <p>○目標値: 本特例の適用期間中(平成29年度～30年度)の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 1,530人 (根拠)9③の本特例の効果の見込みに基づく。</p> <p>※ なお、本特例がどの程度雇用の増大に寄与したかを確認するため、本特例措置の期間(2年間)で一定のサンプル数が確保された上で、本特例を活用した事業者に対してアンケート調査を実施し、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。</p> <p>なお、アンケートの調査項目については、現時点で以下のような内容を考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資の目的。 ・本特例措置が、設備投資を行うきっかけ(動機)となったか。また、雇用を増加させるきっかけ(動機)となったか。 ・課税を繰り延べたことにより経営上、どのような効果があったか。 ・今後も本特例措置を活用したいかなど。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を講じることにより、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資が促進され、雇用機会の拡大を図ることができる。</p> <p>また、農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる6次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、本特例の対象事業に農林水産物等販売業を</p>

			追加することにより、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、雇用の増加につなげることができると考えている。 本特例の政策目標は、過疎地域の雇用の増大であり、上記の達成目標の実現が、すなわち政策目的の実現につながるものである。 なお、本特例の効果は、上記のとおりフォローアップ調査で確認をする。																																																																																																																						
9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">適用件数(件)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 23 年度</td><td>98</td><td>4</td><td>0</td><td>—</td><td>102</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>72</td><td>4</td><td>0</td><td>—</td><td>76</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>71</td><td>4</td><td>0</td><td>—</td><td>75</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>71</td><td>1</td><td>0</td><td>—</td><td>72</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>71</td><td>3</td><td>—</td><td>—</td><td>74</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>71</td><td>3</td><td>—</td><td>—</td><td>74</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>71</td><td>2</td><td>—</td><td>4</td><td>77</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>71</td><td>3</td><td>—</td><td>4</td><td>78</td></tr> </tbody> </table> <p>【適用額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">適用額(特別償却限度額) (千円)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 23 年度</td><td>2,387,434</td><td>31,962</td><td>0</td><td>—</td><td>2,419,401</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>2,275,310</td><td>32,674</td><td>0</td><td>—</td><td>2,307,988</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>892,412</td><td>32,421</td><td>0</td><td>—</td><td>924,838</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>1,794,632</td><td>15,531</td><td>0</td><td>—</td><td>1,810,168</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>1,654,118</td><td>26,875</td><td>—</td><td>—</td><td>1,680,993</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>1,447,054</td><td>24,942</td><td>—</td><td>—</td><td>1,471,996</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>1,631,935</td><td>22,449</td><td>—</td><td>3,504</td><td>1,657,888</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>1,577,702</td><td>24,755</td><td>—</td><td>3,504</td><td>1,605,961</td></tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について 件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 27 年第 189 国会提出及び平成 28 年第 190 回国会提出)による。平成 27 年度については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。</p> <p>○推計値の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度:平成 24 年度～26 年度の3年平均(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・平成 28 年度:平成 25 年度～27 年度(見込み)の3年平均。 ・平成 29 年度:平成 26 年度～28 年度(見込み)の3年平均。 ・平成 30 年度:平成 27 年度(見込み)～29 年度(見込み)の3年平均。 <p>※ ただし、農林水産物等販売業については、過疎対策室が、農林水産物等販売事業者を対象に平成 26 年度に実施したアンケート調査結果に基づき、算出した。 このアンケート調査の結果、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年</p>		適用件数(件)					製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計	平成 23 年度	98	4	0	—	102	平成 24 年度	72	4	0	—	76	平成 25 年度	71	4	0	—	75	平成 26 年度	71	1	0	—	72	平成 27 年度	71	3	—	—	74	平成 28 年度	71	3	—	—	74	平成 29 年度	71	2	—	4	77	平成 30 年度	71	3	—	4	78		適用額(特別償却限度額) (千円)					製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計	平成 23 年度	2,387,434	31,962	0	—	2,419,401	平成 24 年度	2,275,310	32,674	0	—	2,307,988	平成 25 年度	892,412	32,421	0	—	924,838	平成 26 年度	1,794,632	15,531	0	—	1,810,168	平成 27 年度	1,654,118	26,875	—	—	1,680,993	平成 28 年度	1,447,054	24,942	—	—	1,471,996	平成 29 年度	1,631,935	22,449	—	3,504	1,657,888	平成 30 年度	1,577,702	24,755	—	3,504	1,605,961
	適用件数(件)																																																																																																																								
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計																																																																																																																				
平成 23 年度	98	4	0	—	102																																																																																																																				
平成 24 年度	72	4	0	—	76																																																																																																																				
平成 25 年度	71	4	0	—	75																																																																																																																				
平成 26 年度	71	1	0	—	72																																																																																																																				
平成 27 年度	71	3	—	—	74																																																																																																																				
平成 28 年度	71	3	—	—	74																																																																																																																				
平成 29 年度	71	2	—	4	77																																																																																																																				
平成 30 年度	71	3	—	4	78																																																																																																																				
	適用額(特別償却限度額) (千円)																																																																																																																								
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計																																																																																																																				
平成 23 年度	2,387,434	31,962	0	—	2,419,401																																																																																																																				
平成 24 年度	2,275,310	32,674	0	—	2,307,988																																																																																																																				
平成 25 年度	892,412	32,421	0	—	924,838																																																																																																																				
平成 26 年度	1,794,632	15,531	0	—	1,810,168																																																																																																																				
平成 27 年度	1,654,118	26,875	—	—	1,680,993																																																																																																																				
平成 28 年度	1,447,054	24,942	—	—	1,471,996																																																																																																																				
平成 29 年度	1,631,935	22,449	—	3,504	1,657,888																																																																																																																				
平成 30 年度	1,577,702	24,755	—	3,504	1,605,961																																																																																																																				

間に2,000万円超の設備投資を行った事業者は、回答事業者151社中、39社であった。これより、件数については、1年間に4件(39÷10≒4)と推計した。

適用額については、上記アンケート調査の結果より、2,000万円超の設備投資が行われた案件における、1件あたりの平均取得価額は、機械及び装置が4,960万円、建物及び附属設備が6,333万円であった。

これに、それぞれの特別償却率(機械及び装置10/100、建物及び附属設備6/100)を乗じ、1件あたりの特別償却限度額を、
 $(4,960 \text{ 千円} \times 10/100) + (6,333 \text{ 千円} \times 6/100) \div 876 \text{ 千円}$
と算出し、上記の方法で推計した1年間の適用件数を乗じて
 $(876 \text{ 千円} \times 4 \text{ 件} = 3,504 \text{ 千円})$ と算出した。

○想定外に僅少であるか否かについて

前回評価(平成26年8月)においては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の結果を使用せず、過疎対策室が市町村に照会した結果を計上していた。当時の調査方法では、国税の情報を通常は了知できない市町村にとって、見込みにより回答せざるを得ない場合が多かったため、過大に計上されてしまったものである。

○特例の対象の偏在性について

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成27年第189国会提出及び平成28年第190回国会提出)によれば、別紙のとおり、多数の業種で適用実績があり、本特例の適用が一部の業種に偏っているということはない。

また、前述のとおり、過疎対策室が平成27年度に過疎市町村を対象に行った調査によれば、本特例を適用した法人事業所が確認された団体は55市町村であり、都道府県で見ると24道県にまたがっており、地域的にも偏りはない。

② 減収額

	減収額 (千円)				
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
平成23年度	716,230	9,589	0	—	725,820
平成24年度	580,204	8,332	0	—	588,537
平成25年度	227,565	8,267	0	—	235,834
平成26年度	457,631	3,960	0	—	461,593
平成27年度	395,334	6,423	—	—	401,757
平成28年度	338,611	5,836	—	—	344,447
平成29年度	381,873	5,253	—	820	387,946
平成30年度	366,027	5,743	—	816	372,586

※下線を付した年度は推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成27年第189国会提出及び平成28年第190回国会提出)による。平成27年度については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○減収額の算出方法

前述の9①の適用額(特別償却限度額)に、基本税率(平成23年度:30%、平成24年度~26年度:25.5%、平成27年度:23.9%、平成28年度~29年度:23.4%、平成30年度:23.3%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。

	<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》 過疎地域における設備投資が促されることにより、過疎地域における雇用の増大が図られる。</p> <p>過疎対策室が平成 27 年度に過疎市町村を対象に行った調査によれば、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 711 人であった(この調査は、主に平成 27 年度初頭の固定資産税に係る事務の中で市町村が知り得た本特例の適用事例を尋ねたものである。以下「27 年度過疎対策室調査」という。増加雇用人数は、平成 26 年度に本特例の適用が確認された設備投資に係る人数である)。</p> <p>ただし、この調査では、本特例の適用が設備投資のインセンティブになったか否かについてはアンケートしていないため、本特例がどの程度寄与したかについて、定量的に把握することはできない。そのため、8③のとおり、今後フォローアップ調査を行っていく予定である)。</p> <p>○効果の推計 本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数 ・平成 27 年度:731 人 ・平成 28 年度:731 人 ・平成 29 年度:760 人 ・平成 30 年度:770 人 ※ 本特例が設備投資にどの程度寄与したかについては、8③のとおり、今後フォローアップ調査を行っていくこととする。 (推計方法) ・ 27 年度過疎対策室調査では、平成 26 年度に本特例の適用が確認された件数(事業所の数)は 72、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 711 人であった(適用件数 72 に対して、増加雇用人数 711 人)。この適用件数に対する増加雇用人数の比率を、9①の適用件数に当てはめて算出した(小数点以下四捨五入)。</p> <p>○租税特別措置が延長されなかった場合の影響 過疎地域における民間企業等の設備投資を促すには、過疎地域における設備投資に対して税制上の特例措置を講じることが大切であり、延長されない場合、上記のような、過疎地域における雇用創出効果が期待できなくなる。</p> <p>○前回評価時から目標を変更している理由 前回評価(平成 26 年 8 月)では、「過疎地域における工場立地件数及び雇用増加人員」を測定指標としていたところ、総務省行政評価局が行った租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(平成 26 年 10 月)において、「本特例の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある」との指摘を受けたところ。そのため、今回の評価にあたっては目標値や測定指標を8③のとおり設定した。</p>
--	---------------------	---

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の維持・確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用増大の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。</p> <p>なお、本特例は、実際に地域の雇用にとって重要な業種で活用されている。27年度過疎対策室調査において、平成26年度に本特例の適用が確認された法人事業所は72であり、そのうち、77.8%にあたる56の事業所が、その市町村における当該業種に係る雇用者割合が全国平均以上の業種(基盤産業)の事業所であった。ある地域の基盤産業と非基盤産業の従業者数は比例するとされており(出典:総務省統計局ホームページ「地域の産業・雇用創造チャート」(「地域産業構造の見方、捉え方」))、本特例により雇用の増加を図ることで、地域全体の雇用増加につながると考えられる。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、企業等の設備投資を促し、雇用を増大させる目的で過疎法第30条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の増加という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>補助金の場合、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル10,000プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル10,000プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月(平成27年税制改正要望時)【H26 国交 09】

(別紙)適用業種が偏っていないことについての補足説明

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から
 (平成27年第189国会提出及び平成28年第190国会提出)
 過疎地域における工業用機械等の特別償却

業種	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)
農林水産業	0	0	1	4,884	1	8,055	0	0
鉱業	1	18,172	0	0	0	0	2	44,928
建設業	0	0	0	0	3	18,287	4	58,871
製造業	93	2,348,029	67	2,055,125	55	726,744	48	669,981
食品製造業	13	545,345	8	272,583	15	179,656	7	192,358
繊維工業	4	12,561	2	5,585	1	8,133	0	0
木材、木製品製造業	1	3,313	3	12,609	5	93,904	3	35,761
家具、装備品製造業	2	14,390	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	0	0	1	362	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	0	0	0	0	0	0	2	3,039
化学工業	5	205,914	2	43,852	2	12,253	0	0
石油製品製造業	2	15,979	1	199	0	0	0	0
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	0	0	1	22,858	1	13,421	2	19,392
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	1	7,291	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	38,915	1	960,000	3	75,753	2	35,566
鉄鋼業	3	70,427	3	108,865	1	40,432	1	20,839
非鉄金属製造業	3	45,851	1	3,039	0	0	0	0
金属製品製造業	16	74,372	13	64,141	5	59,728	12	84,243
機械製造業	10	540,135	6	124,639	6	106,991	7	175,041
産業用電気機械器具製造業	5	132,996	5	27,987	3	25,412	4	28,537
民生用電気機械器具電球製造業	3	97,434	2	31,964	2	20,309	1	1,305
通信機械器具製造業	4	148,547	1	6,955	1	521	1	4,665
輸送用機械器具製造業	12	158,621	11	215,791	4	46,573	5	59,809
理化学機械器具等製造業	1	39,674	2	41,998	2	30,315	0	0
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	1	2,279	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	6	157,541	5	112,048	1	3,401	1	9,419
卸売業	2	9,284	3	134,963	1	12,798	6	305,574
小売業	2	11,949	1	80,338	2	7,292	2	6,103
料理飲食旅館業	4	31,962	4	32,674	4	32,421	1	15,531
金融保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	3	54,496	3	583,955
運輸通信公益事業	0	0	0	0	1	4,795	2	103,943
サービス業	0	0	0	0	4	59,396	3	12,812
その他	0	0	0	0	1	549	1	8,465
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	102	2,419,399	76	2,307,986	75	924,838	72	1,810,168

※ 評価書の集計では、「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」に計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。
 ※ 四捨五入の関係で、評価書中の適用額と合計が一致しない場合がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税2) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）が認定し、産業振興促進計画の区域において法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、割増償却額：機械・装置は普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物は普通償却限度額の48%）の適用期限を2年延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島振興法第16条 ・租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
4	担当部局	国土政策局地方振興課半島振興室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年4月～平成30年3月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和61年度 創設（機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超）</p> <p>昭和63年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成2年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成4年度 適用期間の2年延長（1,900万円超）</p> <p>平成6年度 適用期間の1年延長 （機械等14/100 建物等 7/100 2,100万円超）</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長（2,300万円超）</p> <p>平成10年度 特別償却率引下げ（機械等14/100→13/100）</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長（機械等12/100 建物等 6/100）</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長（機械等12/100→11/100）</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長（2,500万円超）</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長（機械等11/100→10/100） 旅館業の追加（半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区：建物等7/100）</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 （旅館業：建物等7/100→6/100 2,000万円超）</p> <p>平成21年度 適用期間の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加</p> <p>平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ（2,000万円超→500万円以上）</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長</p>

7	適用又は延長期間	2年間
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○半島振興法(昭和60年法律第63号) 第1条(目的) この法律は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 第16条(税制上の措置) 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2016 第2章2(4) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標： 7： 都市再生・地域再生の推進 施策目標： 25： 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。半島振興法の期限(平成36年度末)内での目標達成を目指す。</p> <p>平成22年度：0.74 平成25年度：1.05 平成23年度：0.91 平成26年度：1.10 平成24年度：1.12 平成27年度：1.19</p> <p>※上記値：当該年度社会増減率／社会増減率平均値(過去5カ年平均) ※社会増減率：社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差</p>

			<p>し引いたもの)を、期間の期末人口で除したもの</p> <p>※半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。</p>																					
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業にかかる設備投資が促されることにより、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が期待される。また、製造業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。これらを通じ、これら関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進を図る。</p>																					
9	有効性等	① 適用数等	<p>○適用件数及び適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>平成 26</th> <th>平成 27</th> <th>平成 28</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>13</td> <td>37</td> <td>64</td> <td>89</td> <td>114</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>61</td> <td>172</td> <td>309</td> <td>430</td> <td>551</td> <td>611</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 26 年度～30 年度の適用件数及び適用額は過年度(25 年度～)に取得した資産の 2 年目～5 年目の適用も含めた当該年度の適用件数及び適用額を記載。</p> <p>※平成 25、26 年度の適用件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。平成 27 年度は関係道府県に聞き取った結果。平成 28～30 年度は平成 27 年度に関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。</p> <p>※平成 28 年度～30 年度の新規適用件数</p> $\begin{aligned} & ((H25 \text{ 年度新規適用件数} / H25 \text{ 年度産業振興促進計画作成市町村数}) + \\ & (H26 \text{ 年度新規適用件数 (推計)} / H26 \text{ 年度作成市町村数}) + (H27 \text{ 年度新規} \\ & \text{適用件数} / H27 \text{ 年度作成市町村数})) / 3 \times H28 \text{ 年度作成見込市町} \\ & \text{村数} \\ & = (13 / 104 + 24 / 120 + 28 / 124) / 3 \times 135 \\ & \approx 25 \end{aligned}$ <p>※平成 28 年度～30 年度の新規適用額</p> $\begin{aligned} & 1 \text{ 件あたり適用額} : H27 \text{ 年度適用額 (累計)} / \text{適用件数 (累計)} \\ & = 309 \text{ (百万円)} / 64 \\ & = 4.83 \text{ (百万円)} \\ & H28 \text{ 年度適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額} \times H28 \text{ 年度適用見込件数} \\ & = 4.83 \text{ (百万円)} \times 25 \\ & = 120.75 \text{ (百万円)} \end{aligned}$ <p>前回要望時の所期の想定では適用数は平成 26 年度 26 件、平成 27 年度 41 件程度と予測していたところ、平成 26 年度 37 件、平成 27 年度 64 件程度の適用があり、また、適用額は億単位で推移しており、適用数、適用額ともに</p>	年度 区分	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	適用件数	13	37	64	89	114	126	適用額	61	172	309	430	551	611
年度 区分	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30																		
適用件数	13	37	64	89	114	126																		
適用額	61	172	309	430	551	611																		

		想定外に僅少ではない。また、事業者の業種についても、食品製造業、木材加工業、建築用金属製品製造業、ゴム製品製造業等、多様な業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。														
②	減収額	<p>○減収額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>平成 26</th> <th>平成 27</th> <th>平成 28</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>16</td> <td>44</td> <td>74</td> <td>101</td> <td>129</td> <td>142</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 26 年度～30 年度の減収額は過年度(25 年度～)に取得した資産の 2 年目～5 年目の適用も含めた当該年度の減収額。 ※平成 25、26 年度の適用件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。平成 27 年度は関係道府県に聞き取った結果。平成 28～30 年度は平成 27 年度に関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。</p> <p>計算式:適用額×法人税率 なお法人税率はそれぞれ、平成 25・26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%、平成 30 年度は 23.2%とした。</p>	年度 区分	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	減収額	16	44	74	101	129	142
年度 区分	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30										
減収額	16	44	74	101	129	142										
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>平成 26</th> <th>平成 27</th> <th>平成 28</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税制適用による新規雇用数</td> <td>44</td> <td>97</td> <td>90</td> <td>89</td> <td>89</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 25～27 年度は関係道府県に聞き取った結果。平成 28～30 年度は関係道府県に聞き取った結果をもとに算出した見込値。 ※平成 28～30 年度の税制適用による新規雇用数 $\left(\frac{\text{H25 年度新規雇用数}}{\text{H25 年度新規適用件数}} + \frac{\text{H26 年度新規雇用数}}{\text{H26 年度新規適用件数 (推計)}} + \frac{\text{H27 年度新規雇用数}}{\text{H27 年度新規適用件数}} \right) \div 3 \times \text{新規適用見込み件数}$ $= (44/13 + 97/24 + 90/28) \div 3 \times 25$ ≈ 89 <p>本特例措置の活用により、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、半島地域の事業者の競争力の強化や半島地域と地域外との交流が促進され、雇用の確保、若年層の人口流出の抑制につながっていると考えられる。 過去の事例によれば、本特例措置を活用した設備投資により生産能力が向上し、加工品をアジア向けに販売するとともに、都内での商談会に参加するなど販路の拡大にも努め、地元雇用により従業員数を増やした事例や、本特例措置を活用してホテル内のレストランを改装し、国内外からの旅行客を増やして、地元雇用を創出し、更なる事業拡大を進め、娯楽施設を兼ねたホテルを新たに建てる計画を進めている事例など、投資促進、雇用創出の両面から本特例措置は有効であり半島地域の経済活性化につながっていると考えられる。</p> </p>	年度 区分	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	税制適用による新規雇用数	44	97	90	89	89	89
年度 区分	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30										
税制適用による新規雇用数	44	97	90	89	89	89										

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 27 年度)</p> <p>本特例措置による減収額 74 百万円(27 年度)に対し、特例措置対象業者においては約 9,709 百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されていることから人口流出の抑制につながっており、税込減が是認される効果があると考えられる。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>《本特例措置の妥当性》</p> <p>本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が認定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業振興促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確な措置と考えられる。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>本特例措置のうち、製造業に係る措置は、昭和 61 年に創設され、これまで累次の延長が行われており、平成 25 年には割増償却に改組された。この間、適用件数は安定的に推移している。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>《その他の支援措置》</p> <p>① 半島振興広域連携促進事業 98 百万円</p> <p>② 都市・地域づくり推進調査費 13 百万円</p> <p>(平成 28 年度当初、国費)</p> <p>① 半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。</p> <p>②半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>なお、両施策が一体的に運用されれば、例えば予算事業により半島地</p>

			<p>域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、税制特例により速やかな事業化を促進することができるなど、相乗効果が生まれることが期待され、半島振興法の法目的である同地域の自律的發展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することに寄与するものと考えられる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月(平成 27 年度税制改正要望時)【H26 国交 06】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 29) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%)の適用期限を2年延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 19 条 ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27 ・租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56
4	担当部局	国土政策局離島振興課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 25 年度～30 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 5 年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○)</p> <p>平成 7 年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成 9 年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成 11 年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成 13 年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成 15 年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)</p> <p>平成 17 年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成 19 年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ)</p> <p>平成 21 年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成 23 年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外)</p> <p>平成 25 年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる))</p>

		<p>拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)</p> <p>平成 27 年度 適用期限の2年延長</p>
7	適用又は延長期間	2 年間
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の領域、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等に関する地域格差の是正を図り、離島等の地理的及び自然的特性を活かした創意工夫のある自立的発展を図るとともに、観光客数の増加を始めとした交流の促進を促し、もって人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることで、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号)第 19 条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2016 第2章2(4) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携 53 にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>政策目標:39 離島等の振興を図るに包含</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>○離島振興対策実施地域の人口</p> <p>平成 27 年度: 389 千人(速報値) → 平成 32 年度目標値 345 千人以上</p> <p>○目標値設定の根拠</p> <p>離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率(平成 25 年度末~27 年度末)をもとに離島の平成 32 年度末離島人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、平成 32 年度末離島人口推計値に全国人口増減比率(平成 27 年度末~32 年度末)を掛け、平成 32 年度末離島人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。</p> <p>なお、所期の目標からの変更経緯については、離島振興法に基づき、「人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る」ための施策を実施し、その効果を人口減少傾向の改善により示す政策目標内の業績指標と統一するためである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものであ</p>	

			る。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。																					
9	有効性等	①: 適用数等	<p>○適用件数及び適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>46</td> <td>92</td> <td>161</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成 25～26 年度は『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年 2 月国会提出)』を参照、27 年度は適用実績について関係都道県から聞き取った結果。 2 平成 28～30 年度は関係都道県より聞き取った結果を基に算出した見込値。 計算式(実績): 取得価額÷償却期間×48%(建物の投資を想定) 計算式(見込): 実績のあった 26 年度と 28 年度の数値の平均×件数の累計 例: 平成 30 年度 (6+40)÷4×6=69(当該年度新規件数) 69+92(前年度までの累計)=161</p> <p>平成 26、27 年度の実績はそれぞれ 2 件、0 件であったが、関係都道県への聞き取りの結果、平成 28 年度以降は上記の通りの適用を予定しており、想定外に僅少とはならない見込みである。 なお、前回要望時の見込件数・額について、平成 26、27 年度の件数及び額は 13 件、17 百万円、15 件、30 百万円となっており、これは、地方公共団体からの聞き取りによって、制度の対象となる物品の取得件数を把握した上で算出したものである。取得件数と実際の適用件数との間に乖離が生じた理由としては、国・地方公共団体の周知が不足していたことが考えられる。 しかし、実際にそれぞれの業種において対象物の取得はなされており、県への聞き取りから取得のみならず制度の活用の意向も上がってきていることから、本措置に定められている業種等についても必要最小限であり、引き続き実施していくことが必要である。</p>	区分\年度	平成 25	26	27	28	29	30	適用件数	0	2	2	4	8	14	適用額	0	6	6	46	92	161
区分\年度	平成 25	26	27	28	29	30																		
適用件数	0	2	2	4	8	14																		
適用額	0	6	6	46	92	161																		
		②: 減収額	<p>○減収額</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>22</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 前項『適用数等』に記載されている適用額を基に算出した。 計算式: 適用額×法人税率 なお法人税率はそれぞれ、平成 25・26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%、平成 30 年度は 23.2%とした。</p>	区分\年度	平成 25	26	27	28	29	30	法人税	0	2	2	11	22	38	所得税	0	0	0	0	0	0
区分\年度	平成 25	26	27	28	29	30																		
法人税	0	2	2	11	22	38																		
所得税	0	0	0	0	0	0																		
		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>405</td> <td>397</td> <td>389</td> <td>373</td> <td>366</td> <td>359</td> <td>-</td> <td>345</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成 25 年度から 27 年度までについては、住民基本台帳の登録人数(速報値) 2 平成 28 年度から 30 年度までについては「8.必要性等 ③達成目標及</p>	区分\年度	平成 25	26	27	28	29	30	31	32	人口	405	397	389	373	366	359	-	345			
区分\年度	平成 25	26	27	28	29	30	31	32																
人口	405	397	389	373	366	359	-	345																

			<p>びその実現による寄与」の項にある計算式をそれぞれの年度に当てはめた推計値である。</p> <p>○所期の目標の達成状況 平成 28 年度末における人口を平成 25 年度から 27 年度末の人口減少率から算出すると、約 373 千人となり、所期の目標(28 年度 373 千人以上)は達成される見込みである。</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税制適用による雇用数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 平成 29～31 年度は関係都道府県より聞き取った結果を基に算出した見込み値 計算式:平成 25～28 年の税制適用による雇用数 1 件あたり平均×件数 例:平成 30 年度 (1+12)÷4×6=19.5 人</p> <p>上記の通り租税特別措置の適用に伴う直接的な雇用の創出があり、平成 28 年度以降についても、関係都道府県への聞き取りの結果適用の予定が確認できているため、今後の達成目標についても達成される見込みである。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。また、船や飛行機など交通手段が限られているため、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である。 こうした状況において、当制度が対象地域内の離島における中小企業の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、効果と減収額とを比較すると税収減を是認する効果があり、今後とも同様の税収減是認効果があると見込まれる。</p>	区分\年度	平成 25	26	27	28	29	30	31	税制適用による雇用数	0	1	0	12	13	20	26
区分\年度	平成 25	26	27	28	29	30	31												
税制適用による雇用数	0	1	0	12	13	20	26												
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。</p> <p>また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p>																
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>離島振興課の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象を業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>																
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>																

11	有識者の見解	なし
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月(平成 27 年度税制改正要望時)【H26 国交 07】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 30) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項に基づき市町村の長が作成する産業振興促進計画を主務大臣が認定した地区における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の 48%)の適用期限を2年延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27 ・租税特別措置法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56 ・奄美群島振興開発特別措置法第 11 条、第 14 条
4	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 25 年度～平成 30 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 10 年度 創設 (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超)</p> <p>平成 11 年度 適用期限の 2 年延長 (機械等 12/100 建物等 7/100)</p> <p>平成 12 年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成 13 年度 適用期限の 3 年延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超)</p> <p>平成 16 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>〃 拡充 (離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加)</p> <p>〃 除外 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外)</p> <p>平成 17 年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ (機械等 10/100 建物等 6/100)</p> <p>平成 18 年度 適用期限の 1 年延長</p> <p>平成 19 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>〃 取得価格要件の引き下げ (2,500 万円超→2,000 万円超)</p> <p>平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加 (機械等 10/100 建物等 6/100)</p> <p>平成 23 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>〃 除外 (過疎に類する地区における旅館業を除外)</p>

		<p>平成 25 年度 適用期限の 1 年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ（2,000 万円超→500 万円以上）</p> <p>平成 26 年度 適用期限の 1 年延長 // 産業振興促進計画認定制度の創設（奄美法）</p> <p>平成 27 年度 適用期限の 2 年延長</p>
7	適用又は延長期間	2年間
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) 第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2016 第2章2(4) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図るに包含</p>
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成 30 年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上 (平成 25 年度末現在 115 千人)</p> <p>前回の評価時に、割増償却制度が他の支援措置とあわせて交流人口の拡大に寄与するという点から、宿泊観光客数を目標の達成状況を評価するための指標の一つとして加えたところである。奄美群島においては、交流人口の増加に伴い、宿泊施設が足りないとの声が聞かれるようになった。一方で、国立公園の指定を見据え、観光振興と自然保護の在り方について、住民を交えて地元自治体による検討が始められたところである。このような状況を踏まえ、宿泊観光客数によって割増償却制度の効果を適切に評価することは困難と判断し、指標から削除することとした。</p> <p>一方の奄美群島の総人口については、奄美群島振興開発特別措置法に定住の促進が目的として規定されていることから、引き続き達成目標として設定している。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p> <p>平成 25 年度 適用件数:0件、適用額:0百万円 平成 26 年度 適用件数:1件、適用額:6百万円 平成 27 年度 適用件数:3件、適用額:7百万円 平成 28 年度 適用見込件数:11 件、適用額:76 百万円 平成 29 年度 適用見込件数:19 件、適用額:144 百万円 平成 30 年度 適用見込件数:27 件、適用額:212 百万円 適用実績は全て法人税に係るものである。</p> <p>将来の適用見込は市町村への聞き取りにより確認した。また、将来の適用見込件数及び適用額は全て法人税に係るものである。所得税については現時点において正確に適用額の見込等を把握することが困難であるため、算入していない。</p> <p>平成 25・26 年度の適用件数及び適用額については、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年2月国会提出)』を参照した。</p> <p>平成 27 年度の適用件数及び適用額については、地元自治体への聞き取りにより調査した。</p> <p>前回要望時の所期の想定において、適用件数は平成 26 年度に 12 件、平成 27 年度に 19 件程度を見込んでいたところだが、実績はそれぞれ1件、3件にとどまっている。これは、平成 26 年 11 月から平成 27 年2月にかけての大干ばつにより、農作物の生産量が著しく減少し、設備投資を控える動向がみられたため、当初の見込みより少ない実績値となった。</p> <p>平成 28 年度においては、新規設備投資を8件と見込んでおり、平成 26・27 年度から合わせて 11 件の適用を見込んでいる。平成 29、30 年度の新規設備投資件数については、平成 28 年度と同数を想定しており、僅少とはならない見込みである。</p>

		<p>なお、適用額については、以下の式にて算出した。 $\text{適用額} = \text{取得価額} \div \text{耐用年数} \times 0.48 (\text{建物の投資を想定})$</p>
	<p>② 減収額</p>	<p>平成 25 年度: 0 百万円 平成 26 年度: 2 百万円 平成 27 年度: 2 百万円 平成 28 年度: 18 百万円 平成 29 年度: 34 百万円 平成 30 年度: 49 百万円</p> <p>減収額の実績は全て法人税に係るものである。 将来の減収額は市町村への聞き取りにより確認した。また、将来の減収額は全て法人税に係るものであり、所得税については現時点において正確に減収の見込額等を把握することが困難であるため、算入していない。 前項『適用数等』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。 $\text{減収額} = \text{適用額} \times \text{法人税率}$ なお法人税率は平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%、平成 30 年度は 23.2%とした。</p>
	<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》 奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、割増償却制度により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少の抑制に対して効果的である。</p> <p>(参考) 平成 27 年度 奄美群島における有効求人倍率 0.60 倍(全国:1.11 倍) 平成 24 年度 奄美群島の一人あたりの所得 2,059 千円(全国:2,972 千円)</p> <p>平成 26 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は 1 件であり、それに伴う雇用者数はいない。しかしながら、割増償却を適用したことで、資金回収を早めることが出来、代わりに販促活動を拡大することで、商品の生産規模の拡大につながった。結果として雇用状況の改善につながり、奄美群島における人口減少の抑制に寄与した。 また、平成 27 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は 2 件であり、それに伴う雇用者数は 14 名である。設備投資が直接的に新規雇用の創出につながり、奄美群島における人口減少の抑制につながった。 平成 28～30 年度についても各年度 48 人の新規雇用の創出を見込んでおり、引き続き就業機会の確保及び雇用状況の改善から奄美群島の人口減少の抑制に効果を示すことが見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 奄美群島は人口 11 万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。 こうした中、割増償却制度が群島内の中小企業による設備投資の際に活</p>

			用されたことで、平成 26・27 年度において 14 名の新たな雇用が創出され政策目的としている人口減少傾向の改善につながっているため、効果と減収額とを比較すると税収減を是認するような効果があがっていると判断でき、また今後とも同様の税収減是認効果が見込まれる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月 (平成 27 年度税制改正要望時)【H26 国交 08】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し
2	対象税目	(法人税:義)(国税 48) (法人住民税:義)(地方税 42) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 現在、投資信託等が国外で支払った税金は、受益者に支払われる収益分配に係る源泉徴収額から控除することで、国内外での二重課税を調整するという措置が取られている(租税特別措置法第 67 条の 14、第 67 条の 15、第 68 条の 3 の 2 等)。 しかし、租税特別措置法第 9 条の 3 の 2(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)によって証券会社等が源泉徴収義務者となる一定の場合については、二重課税が残存するという状況が続いているため、投資信託等に係る二重課税調整措置の見直しを求める。 《関係条項》 租税特別措置法第 67 条の 14、第 67 条の 15、第 68 条の 3 の 2 等
4	担当部局	土地・建設産業局 不動産市場整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:-
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 14(特定目的会社に係る課税の特例)創設 ・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 15(投資法人に係る課税の特例)創設 ・平成 12 年 租税特別措置法第 68 条の 3 の 2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設
7	適用又は延長期間	恒久措置とする
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外不動産投資の環境整備を図る 《政策目的の根拠》 ・経済財政運営と改革の基本方針 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)(抜粋) 「不動産ストックのフロー化による投資の促進、地域経済の好循環を図るため、リート市場の機能強化、成長分野への不動産供給の促進、小口投資を活用した空き家等の再生、寄附等された遊休不動産の管理・活用を行うほか、鑑定評価、地籍整備や登記所備付地図の整備等を含む情報基盤の充実等を行う。」 ・日本再興戦略 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)(抜粋) 「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等さ

			れた遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要 な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆 円に倍増することを目指す。」
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策目標 9「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 31「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推 進する」 業績目標 120「不動産証券化実績総額」
		③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資信託等に係る二重課税を排除し、海外不動産投資の環境整備を図ること により、日本再興戦略改訂2016に掲げられている「2020年頃までにリート等の 資産総額30兆円に倍増する」を達成する。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による国際的二重課税を排除することにより海外不動産投資への促進 効果を生じ、目標実現に大きく寄与する。
9	有効性 等	① 適用数等	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。 ※投資法人による海外不動産への投資判断は経済情勢等による影響もあり、 それに伴い本措置が適用される投資家数も変動することから、投資家数の予 測は困難である。
		② 減収額	二重課税措置の方法を適当なものに見直すものであるため、本措置による減 収額は生じないと考える。
		③ 効果・税収 減是認効 果	《効果》 本措置による国際的二重課税の排除により、投資法人が多様化された投資家 ニーズに即したポートフォリオ構築をしやすい環境の整備につながる。それ により、不動産投資市場の活性化を促進し、ひいては証券化市場の拡大に寄与 することから、2020年頃までのリート等の資産総額30兆円の目標達成にも貢 献するものと考ええる。
			《税収減を是認するような効果の有無》 二重課税措置の方法を見直すものであり、税収減は生じないと考える。
10	相当性	① 租税特別 措置等 によるべき 妥当性等	二重課税(外国税額控除)の方法の見直しを行うものであり、租税特別措置に よることが妥当である。

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③: 地方公共団体が協力する相当性	-
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限の延長
2	対象税目	(法人税:外)(国税3) (法人住民税:外)(地方税9) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 法人が土地等の譲渡をした場合には通常の法人税のほか、当該土地等の譲渡に係る譲渡益金額の合計額に以下の税率で追加課税される重課制度を停止する。 ・短期(5年以下)所有土地:10% ・長期(5年超)所有土地:5% 《関係条項》 租税特別措置法第62条の3第13項、第63条第7項、第68条の68第13項、第68条の69第7項
4	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 課税停止 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成21年度 延長 平成26年度 延長
7	適用又は延長期間	3年間(平成29年度～平成31年度)
8	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進
	① 政策目的及びその根拠	《政策目的の根拠》 「新総合土地政策推進要綱(平成9年2月10日閣議決定)」において、「土地の有効利用を実現するためには、土地取引に係る規制の緩和、情報の公開、新たな手法の開発等の一層の推進を図り、土地を有効利用しようとする者への土地の移転をしやすくすることにより、土地取引の活性化を図ることが、重要である」として、地価抑制を基調としていたそれまでの土地政策から、土地の有効利用による適正な土地利用の推進に転換しているところ。また、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)においては、「不動産ストックのフロー化による投資の促進、地域経済の好循環を図る」と、「日本再興戦略2016」(同日閣議決定)においては、「不動産について流動化を通じた有効活用を図る」と掲げられている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 他の資産との間のバランスのとれた税体系の構築を通じて、土地取引を活性化させ、土地を有効利用しようとする者への移転を促進する。 ・低未利用地の面積 平成20年度：12.1万 ha→平成31年度：12.1万 ha ※人口減少等により引き続き低未利用地の増加が懸念される中、低未利用地の水準を増やすことなく、少なくとも維持していくことが求められているため、上記目標を設定している。 ・土地取引件数 平成27年：129万件→平成31年：146万件</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、重課が企業等の保有する土地を市場に供給することに対してのディスインセンティブとして働き、土地取引の活性化・有効利用を阻害することを除外する。</p>																								
<p>9 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>本特例の適用件数については、法人が土地を売却し譲渡益が発生する全ての土地取引に適用されること、土地取引において譲渡益が発生したか否かを確認することができないことから、把握できていない。また、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報においても、本特例の実績に係る記載はない。なお、上記のような性質上、適用に偏りはなく、想定外に適用数が僅少とは言えないと考えられる。</p> <p><参考：土地の売買による所有権の移転件数> 平成25年 128万件 平成26年 126万件 平成27年 129万件</p>																								
	<p>② 減収額</p>	<p>○減収額</p> <table border="1" data-bbox="499 1122 1453 1352"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税 (百万円)</td> <td>36,867</td> <td>35,943</td> <td>36,690</td> <td>39,226</td> <td>41,761</td> <td>44,297</td> <td>46,832</td> </tr> <tr> <td>法人住民税 (百万円)</td> <td>6,378</td> <td>6,218</td> <td>4,733</td> <td>5,060</td> <td>2,923</td> <td>3,101</td> <td>3,278</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については別紙参照。</p>		平成25	26	27	28	29	30	31	法人税 (百万円)	36,867	35,943	36,690	39,226	41,761	44,297	46,832	法人住民税 (百万円)	6,378	6,218	4,733	5,060	2,923	3,101	3,278
	平成25	26	27	28	29	30	31																			
法人税 (百万円)	36,867	35,943	36,690	39,226	41,761	44,297	46,832																			
法人住民税 (百万円)	6,378	6,218	4,733	5,060	2,923	3,101	3,278																			
	<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》 ○達成目標の実現状況</p> <table border="1" data-bbox="499 1503 1329 1733"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地取引 件数(万件)</td> <td>128</td> <td>126</td> <td>129</td> <td>133</td> <td>137</td> <td>141</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>低未利用地 面積(万 ha)</td> <td>15.5</td> <td>14.9</td> <td>14.4</td> <td>13.8</td> <td>13.2</td> <td>12.7</td> <td>12.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 土地取引件数の実績値(平成25年度～平成27年度)は、法務省「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件数」。将来推計については、平成31年に目標値(146万件)が達成するとし、それまで一定の割合で増加すると仮定した。 (注2) 低未利用地面積の実績値(平成25年度)については国土交通省「法人土地・建物基本調査」より、平成31年に目標値(12.1万 ha)が達成するとし、それまで一定の割合で減少すると仮定した。</p>		平成25	26	27	28	29	30	31	土地取引 件数(万件)	128	126	129	133	137	141	146	低未利用地 面積(万 ha)	15.5	14.9	14.4	13.8	13.2	12.7	12.1
	平成25	26	27	28	29	30	31																			
土地取引 件数(万件)	128	126	129	133	137	141	146																			
低未利用地 面積(万 ha)	15.5	14.9	14.4	13.8	13.2	12.7	12.1																			

			<p>○所期の目標の達成状況</p> <p>・所期の目標(土地取引件数):142.5万件(平成30年度)</p> <p>土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、114万件(平成23年)まで落ち込んだところ、本特例をはじめとした各種施策の効果により、下げ止まりが見られ、平成27年には129万件となっている。</p> <p>※なお、最終的には平成32年に土地取引件数が150万件に達することを目標としており、今回の達成目標と初期の達成目標で内容を変更したわけではない。</p> <p>・所期の目標(低未利用地の面積):12.1万ha(平成30年度)</p> <p>低未利用地の面積は、全体で見れば12.1万ha(平成20年)から15.5万ha(平成25年)に増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積については、本特例をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万ha(平成15年)から5.7万ha(平成25年)に減少している。</p> <p>※なお、最終的には低未利用地の面積を増やすことなく、少なくとも平成20年の水準(12.1万ha)を維持していくことを目標としており、今回の達成目標と初期の達成目標で内容を変更したわけではない。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置により、重課が企業等の保有する土地を市場に供給することに対してのディスインセンティブとして働き、土地取引の活性化・有効利用を阻害することを除外できる。本特例等の効果もあり、法人所有土地における低未利用地面積は6.3万ha(平成15年)から5.7万ha(平成25年)に減少している。また、土地取引件数についても、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、114万件(平成23年)まで落ち込んだところ、本特例等の効果により、下げ止まりが見られ、平成27年には129万件まで回復している。このように、土地取引の活性化及び土地の有効利用が進んでいるところであり、その効果は各年度に見込まれる減収額と比して大きいものであることから、税込減を是認することができる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本租税特別措置は、土地の投機的取引を抑制する観点から土地の譲渡益に対して重課するという既存の租税特別措置(重課制度)の存在を前提にその効果の発現を停止するものであることから、同じ租税特別措置によることが必要、かつ、適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本租税特別措置は、土地の投機的取引を抑制する観点から土地の譲渡益に対して重課するという既存の租税特別措置(重課制度)の存在を前提にその効果の発現を停止するものであり、「土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進」という政策目的の実現のための基礎的条件であることから、他の政策手段とは位置づけが異なっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において企業等の保有する土地が市場に供給され、地域の土地取引の活性化・有効利用が促進され、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月(H25 国交 08)

(別紙)

適用実績及び将来推計（土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限の延長)

適用実績について

○ 「会社標本調査(国税庁)」によると、土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)が停止される直前(平成9年度)の重課制度による法人税収額は92,910(百万円)。
(参照) 会社標本調査結果(国税庁HP)「資本金階級別表(昭和26年分から平成22年度分まで)」
http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01_03.htm

○ 平成9年度当時から現在の土地取引件数の減少及び地価の下落を踏まえ、土地取引件数(財務省「登記統計」)及び地価水準(国土交通省「地価公示」(全国全用途平均))を用いて現在重課制度が措置されていた場合の法人税収額を推計。

【現在の重課制度による法人税収額】

$$\begin{aligned} &= \text{【平成9年度における重課制度による法人税収額】} \\ &\quad \times \text{【現在の土地取引件数】} / \text{【平成9年度における土地取引件数】} \\ &\quad \times \text{【現在の地価水準】} / \text{【平成9年における地価水準】} \end{aligned}$$

○ 上記によって算出した法人税収の増収分に連動して、法人住民税額(法人税割部分)の増収が生じることから、法人税割部分の税率を乗じて法人住民税額の増収部分を推計。

【現在の重課制度による法人住民税額】

$$= \text{【現在の重課制度による法人税収額】} \times \text{【当該年度の法人住民税(法人税割部分)の標準税率】}$$

なお、各年度における上記計算の結果をまとめると下記のとおり。

	法人税【百万円】	法人住民税【百万円】	土地取引件数(年度)	地価公示(全国全用途平均。S.49を100とした場合)
H.9	92,910	—	1,809,109	201.33
H.25	36,867	6,378	1,281,328	112.80
H.26	35,943	6,218	1,256,749	112.12
H.27	36,690	4,733	1,286,733	111.78

※法人住民税(法人税割)の計算にあたっては、H25～26は標準税率17.3%、H27は標準税率12.9%で計算。

将来推計

- 土地取引件数については、リーマンショックにより急激に土地取引件数が落ち込む前の水準である150万件（平成18年の土地取引件数：155万件と平成19年の土地取引件数：144万件の平均値を目安に設定）まで平成32年に回復させることを目標としている。
- 平成28年度～平成31年度における重課制度による法人税収額及び法人住民税収額についても、平成32年度にリーマンショック前（平成18年及び平成19年）の重課制度による法人税収額及び法人住民税収額まで一定の増加数で回復すると仮定すると、以下のとおり推計される。
 （なお、法人税収の増収分に連動して生じる法人住民税額（法人税割部分）の増収部分については、上記推計により算出した各年度における重課制度による法人税収額に法人税割部分の標準税率を乗じて推計する。）

【平成32年度の重課制度による法人税収額】

＝【平成18年度及び平成19年度における重課制度による法人税収額の平均値】

【平成18年度の重課制度による法人税収額】

＝【平成9年度における重課制度による法人税収額】

×（平成18年度の土地取引件数）／（平成9年度における土地取引件数）

×（平成18年度の地価水準）／（平成9年における地価水準）

【平成19年度の重課制度による法人税額】

＝【平成9年度における重課制度による法人税収額】

×【平成19年度の土地取引件数】／【平成9年度における土地取引件数】

×【平成19年度の地価水準】／【平成9年における地価水準】

	法人税【百万円】	法人住民税【百万円】	土地取引件数【年度】	地価公示（全国全用途。S.49を100とした場合）
H.9	92,910	—	1,809,109	201.33
H.18	51,027	8,828	1,546,591	129.34
H.19	47,709	8,254	1,440,346	129.85
H.28	39,226	5,060	—	—
H.29	41,761	2,923	—	—
H.30	44,297	3,101	—	—
H.31	46,832	3,278	—	—
H.32	49,368	3,456	—	—

※法人住民税（法人税割）の計算にあたっては、H28は標準税率12.9%、H29以降は標準税率7.0%で計算。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税33) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率80%(一部75%・70%))を認める。
		《関係条項》 租税特別措置法第65条の7第1項第9号、第65条の8、第65条の9、第68条の78第1項第9号、第68条の79、第68条の80
4	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課 鉄道局総務課 鉄道局鉄道事業課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 延長・縮減 平成27年度 延長・縮減
7	適用又は延長期間	3年間(平成29年度～平成31年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期保有土地等の譲渡益を活用した設備投資需要を喚起することで、企業の生産性向上、国内の産業空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上や地域活性化を実現し、もってデフレからの完全な脱却と名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図る。 (鉄道関係) 環境対策、エネルギー対策の観点から推進されるモーダルシフト施策の受け皿として重要な役割を担う鉄道貨物輸送の近代化等のためモーダルシフトに資する機関車の導入を促進する。
		《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月閣議決定)において、「日本の景気回復の腰折れを回避し、日本経済を再びデフレに戻さない」、「デフレに後戻りすることなく完全に脱却できるよう、万全の対応を行う」とこととされ、目下の「個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況」を打破するため、「生産性やイノベーション力を引上げ、(略)潜在需要を

掘り起こし、需要を拡大していくことが重要」であり、「潜在的な需要の実現に向けた(略)投資の喚起策等を推進」するため、「投資や円滑な買換の促進等、中心市街地の土地・資産の流動性を高める方策を講ずる」と掲げられている。さらに、「日本再興戦略 2016」(同日閣議決定)においても、「不動産について流動化を通じた有効活用を図る」と掲げられているところ。

以上より、本特例はデフレからの完全な脱却と経済成長の実現に向けて全力で取り組む政府の方針に沿うものである。

(鉄道関係)

鉄道貨物へのモーダルシフトの推進については、温室効果ガス削減のためのパリ協定(国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21))に基づき策定される地球温暖化対策計画(平成28年5月)、総合物流施策大綱(平成25年6月閣議決定)、交通政策基本法に基づく交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定)に位置づけられている。

さらに、総合物流施策大綱(平成25年6月閣議決定)では、モーダルシフトの一層の推進のための取組として、鉄道の輸送力の強化が位置づけられている。

○交通政策基本計画(平成 27 年 2 月閣議決定)

基本方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

目標④ さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める

(趣旨)

我が国の運輸部門の CO2 排出量は、全体の約2割を占めることから、その削減により低炭素社会の実現に資するとともに、東日本大震災以降の我が国のエネルギー需給の脆弱性に鑑み、一層の省エネ化を進める。また、交通分野の大気汚染対策や騒音対策、生態系への配慮など各種の環境対策を推進する。

<取組内容を今後新たに検討するもの>

○更なるモーダルシフトの推進や輸送の省エネ化など、環境に優しいグリーン物流の実現方策を検討する。

[53]モーダルシフトに関する指標

①鉄道による貨物輸送トンキロ

【2012 年度 187 億トンキロ ⇒ 2020 年度 221 億トンキロ】

○総合物流施策大綱(2013-2017)(平成 25 年 6 月閣議決定)

1. これまでの総合物流施策大綱の達成状況と新たな大綱の策定の必要性

(2) 地球温暖化など環境問題の状況

○今後とも、鉄道、内航海運といった大量輸送モードへの転換を図るモーダルシフトの促進を含め、荷主・物流事業者の連携により物流の低炭素化に向けた取組を一層進めていく必要がある。

2. 今後の物流施策の方向性と取組

(2) さらなる環境負荷の低減に向けた取組

○モーダルシフトの一層の推進のため、モーダルシフト等推進官民協議会において取りまとめられた対応策を着実に実施する。また、鉄道、内航海運など大量輸送モードの輸送力を強化し、輸送事業者自身による幅広い荷主獲得のための取組を促進する。

○地球温暖化対策計画(平成 28 年 5 月閣議決定)

第3章 目標達成のための対策・施策

第2節 地球温暖化対策・施策

		<p>○海運グリーン化総合対策、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進</p> <p>物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。(中略)</p> <p>鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、鉄道輸送の容量拡大、ダイヤ設定の工夫、大型トラックからの転換に効果的である大型コンテナや鮮度保持技術を高度化した冷蔵・冷凍コンテナなどの輸送機材の充実等による輸送力増強と輸送品質改善、端末輸送のコスト削減、エコルールマークの推進等により貨物鉄道の利便性の向上を図り、モーダルシフトを促進する。</p>																								
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>政策目標 3 地球環境の保全</p> <p>施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上</p> <p>施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる に包含</p>																								
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積 平成15年:13.1万ha→現状維持 ・土地取引件数 平成25年:128万件→平成31年:146万件 <p>(鉄道関係)</p> <p>機関車の新製割合を増加させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末時点:66%→平成31年度末時点:79% <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置のインセンティブにより、低未利用地の有効活用及び土地取引の活性化を通じて、地域経済の活性化が図られる。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>課税の繰延べ措置を講ずることにより、土地の譲渡益を活用した機関車の買換えが円滑に行われることが期待される。</p>																								
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○適用数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>908</td> <td>883</td> <td>896</td> <td>896</td> <td>896</td> <td>896</td> <td>896</td> </tr> <tr> <td>損金算入額(億円)</td> <td>3,323</td> <td>4,489</td> <td>3,906</td> <td>3,906</td> <td>3,906</td> <td>3,906</td> <td>3,906</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 実績値(平成25年度～平成26年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)」から引用。</p> <p>(注2) 平成27年度以降は、平成25～平成26年度の適用件数、損金算入額の平均。</p> <p>(注3) 鉄道事業における買換分も含む。</p> <p>前回要望時の所期の想定では適用数は818件程度と予測していたところ、直近2年間の平均で896件程度の適用があり、想定外に僅少ではない。また、国土交通省が実施したアンケートによると、本特例は多様な業種の事業者にも活用されており、適用に偏りはない。</p>		平成25	26	27	28	29	30	31	適用件数(件)	908	883	896	896	896	896	896	損金算入額(億円)	3,323	4,489	3,906	3,906	3,906	3,906	3,906
	平成25	26	27	28	29	30	31																			
適用件数(件)	908	883	896	896	896	896	896																			
損金算入額(億円)	3,323	4,489	3,906	3,906	3,906	3,906	3,906																			

		<p>(鉄道関係)</p> <p>(1)実績</p> <p>平成25年度 1事業者 機関車1両 12百万円 平成26年度 1事業者 機関車1両 127百万円 平成27年度 1事業者 機関車1両 197百万円</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>平成28年度 1事業者 機関車1両 213百万円 平成29年度 1事業者 機関車1両 105百万円 平成30年度 1事業者 機関車1両 196百万円 平成31年度 1事業者 機関車1両 74百万円</p> <p>※国鉄改革の際、鉄道貨物事業に係る経営体制については、輸送距離が長く、往路復路不均衡になりやすい鉄道貨物輸送を円滑に行っていくため、全国一元的な事業運営が望ましいとする国鉄再建監理委員会の意見を受け、我が国における鉄道貨物輸送の大部分をJR貨物1社が担うこととなったものであり、適用数が想定外に僅少であったり、想定外の特定のものに偏ったりしているものではない。</p> <p>※前回要望時の所期の想定(平成26年度機関車2両、平成27年度機関車7両)を下回った理由： JR貨物は、業務効率化の結果として生み出された売却可能地を売却することで、機関車の買換を進めているが、業務効率化に伴う関係者との調整に時間がかかる場合があり、当初予定した用地売却のスケジュールが後ずれし、用地売却額が所期の想定を下回ったこと。</p>																
	② 減収額	<p>○減収額</p> <table border="1" data-bbox="544 1160 1433 1272"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額(億円)</td> <td>639</td> <td>889</td> <td>635</td> <td>635</td> <td>635</td> <td>635</td> <td>635</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 推計方法は、別紙参照。 (注2) 鉄道事業における買換分も含む。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>(1)実績</p> <p>平成25年度 3百万円 平成26年度 33百万円 平成27年度 47百万円</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>平成28年度 50百万円 平成29年度 25百万円 平成30年度 46百万円 平成31年度 17百万円</p>		平成 25	26	27	28	29	30	31	減収額(億円)	639	889	635	635	635	635	635
	平成 25	26	27	28	29	30	31											
減収額(億円)	639	889	635	635	635	635	635											

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

○達成目標の実現状況

	平成 25	26	27	28	29	30	31
土地取引 件数(万件)	128	126	129	133	137	141	146
低未利用地 面積(万 ha)	15.5	15.1	14.7	14.3	13.9	13.5	13.1

(注1) 土地取引件数の実績値(平成25年～平成27年)は、法務省「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件数」。将来推計については、平成32年に目標値(150万件)を達成するとし、それまで一定の割合で増加すると仮定した。

(注2) 低未利用地面積の実績値(平成25年)については国土交通省「土地基本調査」より。平成26年以降については、平成31年に目標値(13.1万ha)を達成するとし、それまで一定の割合で減少すると仮定した。

○所期の目標の達成状況

・所期の目標(土地取引件数): 141万件(平成29年)

土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、114万件(平成23年)まで落ち込んだところ、本特例をはじめとした各種施策の効果により、下げ止まりが見られ、平成27年には129万件となっている。

・所期の目標(低未利用地の面積): 12.1万 ha(平成30年)

低未利用地の面積は、全体で見れば12.1万 ha(平成20年)から15.5万 ha(平成25年)に増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積については、本特例をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万 ha(平成15年)から5.7万 ha(平成25年)に減少している。

(鉄道関係)

本特例措置により、機関車の買換が促進され、平成31年度末には機関車の新製割合が概ね79%となる見込みであり、モーダルシフト施策の受け皿となる鉄道貨物輸送の近代化が促進される。

機関車の新製割合は平成24年度末53%から平成27年度末66%となっている。

前回要望時において、「平成29年度末までに機関車の新製割合を概ね73%」としたところ。現時点の見込では、平成29年度末において、機関車の新製割合が72%となる見込みである。これは、JR化後に新製した機関車の一部の形式(EF200)において、制御装置の老朽化が想定以上に進んだため、安定輸送のためやむを得ず、これの置き換え(4両)を優先させたためである。

《税収減を是認するような効果の有無》

本措置は土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用したさらなる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進等の特例の目的を達成するために効果的である。

			<p>本特例により、長期保有土地等を活用した新規設備投資が喚起され、企業の生産性向上や産業の空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上が図られているところであり、その効果は、これまでの税収減(平成25年度:639億円、平成26年度:889億円、平成27年度:635億)および今後の見込み(635億円)に比して大きいため、税収減を是認することができる。</p> <p>(鉄道関係) (分析対象期間:平成29年度～平成31年度) 課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入が促進される。 平成29年度から平成31年度に合計で88百万円の減税が見込まれており、この額のみで新製機関車の購入原資が増加することとなる。 なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用の促進、企業の生産性向上等のために企業の設備投資に対するインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>(鉄道関係) 税制上の優遇措置の対象となる買換の範囲については、一定の政策目的が認められる事業用資産の買換えの場合に限定しているところである。 本特例措置は課税の繰り延べによりキャッシュフローが確保されるものであり、補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ないことから、政策目的の実現のための手段として適切である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業者の所有する遊休不動産をはじめとした事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、本特例を講じることにより、直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。</p> <p>(鉄道関係) 機関車の投資には莫大な資金が必要である一方、JR貨物の長期借入金は売上高を上回る水準で推移していることから、本特例措置により課税を繰り延べることで、キャッシュフローを確保し、モーダルシフトに資する機関車への投資を促すものである。 本特例措置の他に「JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置」があるが、これは、車両を購入した後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、JR貨物にモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するインセンティブを与えるものである。</p>

			よって、適切かつ明確に役割分担はなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地価下落の続く地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月(H26 国交 12)

適用実績の積算根拠

項目 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長

(積算根拠)

- ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回国会提出）」によると、平成25年度及び平成26年度に長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例（9号買換）の適用を受けた件数（法人数）及び損金算入額は以下の通り。

平成25年度：（件数）908件 （損金算入額）3,323億円

平成26年度：（件数）883件 （損金算入額）4,489億円

- ・また、参・予算委員会資料（平成27年2月、平成28年2月）「『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』を基に試算した減収額（実績推計）」によれば、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例による減収額は、

平成25年度：700億円

平成26年度：1,025億円。

- ・従って、長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例（9号買換）による減収額は、上記の内数であるが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第190回国会提出）」の平成25年度及び平成26年度適用実績によれば、

平成25年度：特例全体の適用総額 3,641億円、うち9号買換の適用総額 3,323億円

平成26年度：特例全体の適用総額 5,177億円、うち9号買換の適用総額 4,489億円

であるから、9号買換による減収額は、

平成25年度：700億円 × (3,323億円 ÷ 3,641億円) = 638.8・・・

≒ 639億円

平成26年度：1,025億円 × (4,489億円 ÷ 5,177億円) = 888.7・・・

≒ 889億円

減収見込額の積算根拠

項目	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長
----	-------------------------------

(平年度ベース) 減収見込額 635億円

(積算根拠)

・前記のとおり、9号買換えによる直近の減収額は、

平成25年度：639億円 平成26年度：889億円

・平成27年度以降の減収額は、平成25年度・26年度の平均から、平成27年度改正により適用対象が絞り込まれ（機械・装置を除外）、繰り延べ率が一部引き下げられた点を考慮し、以下のとおり算出。

平成27年度改正を考慮しない減収見込み： $(639億円 + 889億円) \div 2 = 764億円$

平成27年度改正要望時に実施したアンケートにより、

・買換資産が機械・装置のみの適用事業者の割合 16.15%

・繰り延べ率70%の対象となる取引の割合 5.89%

・繰り延べ率75%の対象となる取引の割合 3.26%

よって、平成27年度改正を考慮した減収見込みは、

$\{764億円 \times (1 - 16.15\%)\} \times (1 - 5.89\% - 3.26\%)$

$+ \{764億円 \times (1 - 16.15\%)\} \times 5.89\% \times 70/80$

$+ \{764億円 \times (1 - 16.15\%)\} \times 3.26\% \times 75/80$

≒ 635億円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:外)(国税 34) (法人住民税:外)(地方税 36) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 法人が優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、特例措置として法人重課制度の適用除外とする。 (ただし、重課制度は平成28年度末まで課税停止中。重課停止については別途延長要望。) 《関係条項》 租税特別措置法第62条の3、第68条の68 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第5項 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の9第5項
4	担当部局	土地・建設産業局総務課公共用地室、不動産市場整備課 都市局都市安全課、まちづくり推進課、市街地整備課市街地整備制度調整室 道路局総務課 水管理・国土保全局水資源部水資源政策課 住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅総合整備課、市街地建築課、市街地建築課マンション政策室 鉄道局総務課企画室 航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和54年度 創設 昭和60年度 延長 昭和62年度 延長 平成 2年度 拡充・延長 平成 3年度 拡充・延長 平成 8年度 拡充・延長 平成13年度 延長 平成16年度 拡充・延長 平成21年度 縮減・延長 平成26年度 延長
7	適用又は延長期間	3年間(平成29年1月1日～平成31年12月31日)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 【1～3号】 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 【4号・11号】 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、コンパクトシティの推進及び密集市街地の解消を図る。 【5・6号】 密集市街地のうち防災上不良な建築物が多く、かつ、延焼危険性の著しく高い地区について、当該建築物の除去、防災上良好な建築物や防災公共施設の整備等により、特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を

		<p>図り、もって都市の安全性を確保する</p> <p>【7号】 国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める</p> <p>【8号】 全国における民間投資を促進する全国都市再生の取組を推進し、生活環境の改善と地域活性化を図る</p> <p>【9・9の2号】 今後老朽化したマンションが増加していくことに対応して、多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替えを促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る</p> <p>【10号】 大都市地域の市街化区域内において、都市施設の確保、一定の空地率の確保又は敷地の共同化を進めることにより、土地の有効利用の促進を図る</p> <p>【12～15号】 暮らしやすい居住環境、良質な住宅ストックの形成の促進</p> <p>【16号】 健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進を図る</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【1～3号】 (社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)に基づく「第4次社会資本整備重点計画(H27.9.18閣議決定)」及び「国土交通省重点政策2016」) 東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置づけられており、その大前提として、本租税特別措置等を講ずることにより、円滑な用地取得を進めることが不可欠である。</p> <p>【4号・11号】 (土地の高度利用と都市機能の更新) ・都市再開発法(昭和44年法律第38号)第123条 「国及び地方公共団体は、施行者に対し、市街地再開発事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。」 ・経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定) 「東京大会等の開催も見据え、東京などの大都市において、国際ビジネス・生活環境の整備や大規模災害に対する環境整備等を図るため、民間都市開発事業を強力に推進する」 (コンパクトシティの推進) ・経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定) 「本格的な人口減少を迎える中であっても、我が国経済社会の活力と魅力を維持・向上させるために、持続可能な都市構造の実現を図るとともに、成長の基礎となる社会資本整備を着実に進めていくことが重要である。 そのためには、(中略)コンパクト・プラス・ネットワークの形成と公的ストックの適正化を図ることにより、人口減少の中であっても効率的・効果的な公共サービスを確保するとともに、都市・地域の活力を高めていく」 ・日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 「我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、(中略)コンパクト</p>
--	--	---

		<p>トシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、民間投資の喚起や生産性向上等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める」</p> <p>(密集市街地の解消)</p> <p>・国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)</p> <p>「地震時等に著しく危険な密集市街地」を概ね解消することとされており、同計画において当該密集市街地の解消が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられている。</p> <p>※地震時等に著しく危険な密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地をいう</p> <p>【5・6号】</p> <p>(国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定))</p> <p>「地震時等に著しく危険な密集市街地」を概ね解消することとされており、同計画において当該密集市街地の解消が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられている。</p> <p>※地震時等に著しく危険な密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地をいう</p> <p>【7号・8号】</p> <p>(都市再生特別措置法)</p> <p>第1条において、「都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、(中略)、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」旨、定めている。</p> <p>【9・9の2号】</p> <p>(住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日閣議決定))</p> <p>建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新が目標とされており、同計画において(1)約900万戸ある耐震性を満たさない住宅の建替え、省エネ性を満たさない住宅やバリアフリー化されていない住宅等のリフォームなどによる、安全で質の高い住宅ストックへの更新(2)多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修の促進、耐震性等の安全性や質向上が位置付けられている。</p> <p>【10号】</p> <p>(都市再生特別措置法)</p> <p>第1条において、「都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、(中略)、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」旨、定めている。</p> <p>【12～15号】</p> <p>(住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日閣議決定))</p> <p>「福祉拠点の形成や街なか居住を進め、交通・買い物・医療・教育等に関して居住者の利便性や防犯性を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境・住宅地の魅力の維持・向上」「それぞれの世帯が無理のない負担で良質な住宅を確保できるよう、住宅の供給等及び住宅地の供給を着実に進める必要」とされており、本特例は政府の方針に沿うものである。</p> <p>【16号】</p> <p>(土地区画整理法)</p>
--	--	---

		<p>第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」旨、定めている。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【1～3号】 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含</p> <p>【4号・11号】 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p> <p>【5・6号】 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p> <p>【7号・8号】 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【9・9の2号】 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する に包含 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p> <p>【10号】 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【12号～15号】 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含</p> <p>【16号】 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【1～3号】 ・用地あい路率※の縮減 2. 68%(平成26年度)→2. 63%(平成30年度) ※用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの。</p> <p>【4号・11号】 ・都市機能更新率※ 40. 9%(平成27年度)→44. 3%(平成31年度) ※都市機能更新率とは、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区等における宅地面積に占める4階建て以上の建築物の宅地面積の割合をいう。</p>

			<p>間の居住を前提とした面積が確保されている場合等は、この面積によらないことができる。)</p> <p>(2)2人以上の世帯 $10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2$</p> <p>注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。</p> <p>・子育て世代における誘導面積水準達成率</p> <p>全国：42%（平成25年）→50%（平成37年）</p> <p>大都市圏：37%（平成25年）→50%（平成37年）</p> <p>※子育て世帯（注1）のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模（誘導居住面積水準（注2））を満たす住宅に居住する世帯の割合（A/B）</p> <p>① A：子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：子育て世帯総数</p> <p>② A：大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：大都市圏の子育て世帯総数</p> <p>注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯</p> <p>注2 誘導居住面積水準：住生活基本計画（全国計画）において設定</p> <p>(1)一般型誘導居住面積水準</p> <p>都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定</p> <p>①単身者 55 m^2（ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。）</p> <p>②2人以上の世帯 $25 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 25 \text{ m}^2$</p> <p>(2)都市居住型誘導居住面積水準</p> <p>都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定</p> <p>①単身者 40 m^2（ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。）</p> <p>②2人以上の世帯 $20 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 15 \text{ m}^2$</p> <p>※※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成37年までの目標を設定しており、平成31年における目標値は設定していない。</p> <p>【16号】</p> <p>都市再生誘発量※</p> <p>10,353ha（平成26年度）→15,870ha（平成31年度）</p> <p>※我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量であり、都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計をいう。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>法人の土地譲渡益にかかる法人税重課制度によって、企業等の保有する土地を優良住宅地の造成等の事業のために供給することに対するディスインセンティブが働き、事業の円滑な実施が阻害されることを除外する。</p>
9	有効性等	① 適用数等	0 (土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。)
		② 減収額	0 (土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。)

③ 効果・税収
減是認効
果

《効果》

土地譲渡益にかかる法人重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しないが、法人重課が課税された場合には、事業者の土地取得に係るコストが増大することにより優良な住宅地造成等の事業が停滞し、良質な住宅ストックの形成や都市再生の推進等が阻害されることから、法人重課制度が存続している間は本特例措置の存置が必要である。

○達成目標の実現状況

【1～3号】

(単位：%)

区分	年度						
	平成 25	26	27	28	29	30	31
用地あい路率	2.27	2.68	—	—	—	2.63	2.57

(注) 1 平成25年度から26年度までについては、国土交通省調べ(算定根拠については別紙1参照)

2 平成27年度については、評価実施時期時点において未調査であり、12月末には把握予定

3 平成31年度については、目標値であり、算定根拠については別紙1参照

前回要望時における達成目標は、

・用地あい路率の縮減 2.63%

としていたところ、平成25年度は達成されているものの、今後法人重課が再開されたときに備えて、公共事業に必要な用地を円滑に取得していくためには、本特例措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要であることから、その達成にあたり引き続き本特例措置の継続が必要である。

【4号・11号】

・都市機能更新率

平成25年度に40.5%であった都市機能更新率が平成27年度には40.9%に上昇しているところ、本指標については平成31年度に44.3%とすることを目標としており、今後法人重課が再開されたときに備えて、引き続き本措置の継続が必要である。

・都市機能集積率

平成24年度から平成26年度において、前年度比+0%以上を達成しているところ、本指標については前年度比+0%以上とすることを目標としており、その達成に向けて、今後法人重課が再開されたときに備えて、引き続き本措置の継続が必要である。

・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積

平成23年度に5,745haであった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積が平成27年度末には4,435haと減少しているところ、本指標については平成32年度に概ね解消することを目標としており、今後法人重課が再開されたときに備えて、引き続き本措置の継続が必要である。

【5・6号】

平成23年度に5,745haであった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積が平成27年度末には4,435haと減少しているところ、本指標については平成32年度に概ね解消することを目標としており、今後法人重課が再開されたときに備えて、引き続き本措置の継続が必要である。

【7・8号】

平成25年度に40.5%であった都市機能更新率が平成27年度には40.9%に上昇しているところ、本指標については平成31年度に44.3%とすることを目標としており、今後法人重課が再開されたときに備えて、引き続き本措

置の継続が必要である。

【9・9の2号】

(単位:件)

年度 区分	平成 26	27	28	29	30	31	32
マンションの建 替え等の件数 (昭和50年から の累計)	約 250	-	-	-	-	-	388

(注)1 平成26年度については、国土交通省調べ(平成27年度については、現在精査中)

2 平成32年度については、住生活基本計画(H28. 3. 18閣議決定)で設定している目標値(約500件(H37))をもとに現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、形式的に設定

(単位:%)

年度 区分	平成 25	26	27	28	29	30	31	32
耐震基準(昭和 56年基準)が 求める耐震性 を有する住宅ス トックの比率	約 82		-	-	-	-	-	約 95

(注)1 平成25年度については、「住宅・土地統計調査」(総務省)のデータベースによる住宅総数に対し、括弧の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して算出

2 平成26年度、平成27年度については、実績値なし(「住宅・土地統計調査」が5年に1度の調査であるため)

3 平成32年度については、目標値

今後10年の住宅政策の指針である、「住生活基本計画(全国計画)」の閣議決定に伴い、新たなマンション関係の基本的な施策として「建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新」という目標が設定されている。また、耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率については、実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標を達成できないこととなる。

目標達成に向けた、老朽化マンションの建替え等の円滑化促進のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠であり、合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であることから、今後法人重課が再開されたときに備えて、引き続き本措置の継続が必要である。

【10号】

平成25年度に40.5%であった都市機能更新率が平成27年度には40.9%に上昇しているところ、本指標については平成31年度に44.3%とすることを目標としており、今後法人重課が再開されたときに備えて、引き続き本措置の継続が必要である。

【12~15号】

直近の指標の推移は、

・最低居住面積水準未満率

4. 3%(平成20年度)→4. 2%(平成25年度)

・子育て世代における誘導居住面積水準達成率

全 国: 40%(平成20年)→42%(平成25年)

大都市圏: 35%(平成20年)→37%(平成25年)

となっているところ、今後法人重課が再開されたときに備えて、引き続き本措置による支援が必要である。

			<p>○評価指標の適切性</p> <p>「最低居住面積水準未達率」及び「子育て世帯の誘導居住面積水準達成率」は、いずれも住生活基本計画(全国計画)において設定されている。同計画は住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本となる計画であるという性格にかんがみ、長期的な目標を提示する観点から10年間で計画期間として定められており、同計画の計画期間である平成37年度までを達成目標として設定している。</p> <p>住宅の規模は、「暮らしやすい居住環境・良質なストックの形成を図る」という政策目的の達成上で重要な要素の一つであるところ、望ましい住宅の規模は世帯構成によって左右される。「最低居住面積水準未達率」及び「子育て世帯における誘導居住面積水準達成率」は、他の政策手段の効果及び要因の影響を全て排除できるものではないが、世帯構成を考慮して公的統計に基づき作成されることから、政策目的の達成状況の評価に当たって適切な指標であると考えられる。</p> <p>【16号】</p> <p>平成25年度に9,917haであった都市再生誘発量が平成27年度には10,825haに上昇しているところ、平成31年度に都市再生誘発量15,870haとする目標達成に向け、全国の事業中地区や事業化見込み地区に対して、今後法人重課が再開されたときに備えて、本措置による継続的な支援で事業を推進することは、都市再生誘発量の上昇に寄与するため、効果があると言える。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため本特例による軽減を受けた事例は存在していない。(平成10年以降課税停止中)</p>
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、事業の種地の供給の円滑化を通じて事業実施の円滑化を図るために、種地の供給者側のコストを低減する施策であるところ、当該施策を行うにあたっては、一度税として徴収した上で改めて箇所付けを伴う補助金として交付するよりも、単に減税措置によった方が施策として効率的であるため、税制上の特例措置により対応することが適当である。</p> <p>「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)」 ※「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除」は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅地造成事業について認められるものであり、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置」の対象となる宅地造成事業より、区画面積や公共施設整備率等、要件が厳しい分、大きな税負担の軽減が措置されている。よって、両制度は明確な役割分担がなされており、両制度が相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。</p> <p>本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進等が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月(H25 国交 09)

達成目標の算定根拠

(達成目標の定義)

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業における用地取得において、用地買収着手後3年以上経過し、かつ、当年度中に契約見込みのない「あい路」(注)となった件数の、当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数における割合(%)。

(注)用地買収着手後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、地権者ないし地域住民との調整に困難が生じ、当該年度内に契約見込みがないものをいう。

(国土交通省調べ)

※調査概要

実施主体 : 国土交通省

調査対象 : 各地方整備局等

調査内容 : 直轄事業の公共用地取得に伴い支障となっているあい路の原因及び件数を把握することにより、今後の公共事業の円滑な施行に資することを目的として、毎年調査を行っているもの。

(現状値について)

平成25年度、平成26年度の用地あい路率は以下のとおり。

平成25年度 2.27%(総あい路件数 1,258件 / 契約対抗件数 55,444件)

平成26年度 2.68%(総あい路件数 1,113件 / 契約対抗件数 41,498件)

(平成30年度及び平成31年度の目標値について)

平成30年度の目標値:2.63%(平成26~30年度の平均)

「平成26年度政策チェックアップ評価書」における目標値は、

3.06%(平成18~22年度の平均)→2.75%(平成24~28年度の平均)

であり、5年間で1割改善させることを目標としている。

現況値である3.06%を5年間で1割改善させるとすると、1年間の減少目標値は、 $\{3.06\% - (3.06\% \times 0.9)\} \div 5 \text{年間} = \text{約 } 0.06\%$

平成24~28年度の目標値が2.75%なので、平成30年度まで目標値を延ばすと、 $2.75\% - (0.06\% \times 2 \text{年間}) = 2.63\%$ となる。

平成31年度の目標値:2.57%

上記の算定により、

平成24~28年度の目標値が2.75%なので、平成31年度まで目標値を延ばすと、 $2.75\% - (0.06\% \times 3 \text{年間}) = 2.57\%$ となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 49) (法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税 48) 【新設・拡充・ 延長 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合等(以下「組合」という。)については、さらに繰入限度額の12%増しとすることが認められているところ。 《関係条項》 租税特別措置法第57条の9、第68条の59 租税特別措置法施行令第33条の7、第39条の86 地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号
4	担当部局	土地・建設産業局建設市場整備課 自動車局整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和25年度 貸倒準備金制度創設 ○昭和39年度 貸倒引当金への変更 ○昭和41年度 中小企業等の特例創設(割増率20%) ○昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減(割増率20%→16%) ○平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 ○平成17年度 2年延長 ○平成19年度 2年延長 ○平成21年度 2年延長 ○平成23年度 1年延長 ○平成24年度 3年延長 貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等) 組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%) ○平成27年度 2年延長
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年4月1日～平成31年3月31日)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の経営基盤の強化を図るため、組合の貸倒れに係るリスク担保力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業組合制度は、中小企業等協同組合法に基づくもので、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的として、中小企業の持つ脆弱部分を個々の力を結集することにより強化・補完しようとする者の努力を支援するものであり、中小企業施策の中で重要な位置を占めている。

			<p>中小企業基本法において、共同化の推進(第18条)として「中小企業者の事業の共同化のための組織の整備」が明記されている。また、中小企業憲章の基本原則として、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。</p> <p>組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権(共同販売・共同受注)、貸付債権(資金の貸付)等を有することとなり、その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。そのため、倒産の予測可能性の見極めは困難であり、また、貸倒実績のブレが大きくなる傾向にある。仮に取引先が倒産した場合には、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</p>																								
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標:32 建設市場の整備を推進する 及び 政策目標:5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:17 自動車の安全性を高める に包含</p>																								
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 組合の貸倒れに係るリスク担保力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。 なお、本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はない</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、改善傾向は見られるものの、依然として厳しい状況が続いている。本税制措置により組合の貸倒れに係るリスク担保力を確保することで、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援することに寄与する。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> <td>515</td> <td>371</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> <td>2,369</td> <td>2,226</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> <td>2,883</td> <td>4,517</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査による推計。)</p>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	発生組合数	326	683	653	515	371	発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226	貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																						
発生組合数	326	683	653	515	371																						
発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226																						
貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517																						
9	有効性等	①: 適用数等	<p>○適用組合数(サンプル調査による推計)</p> <p>平成25年度 1,127組合 平成26年度 1,294組合 平成27年度 1,077組合 平成28年度 1,077組合(見込み) 平成29年度 1,077組合(見込み) 平成30年度 1,077組合(見込み)</p> <p>○適用実績(サンプル調査による推計)</p> <p>平成25年度 27百万円 平成26年度 12百万円</p>																								

平成27年度 70百万円
 平成28年度 70百万円(見込み)
 平成29年度 70百万円(見込み)
 平成30年度 70百万円(見込み)

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本特例の適用される全業種を合算した数値であるため、特に国土交通省部分の適用額を試算し記載した。(別紙参照)

※平成28年度以降は、平成27年度の水準を維持することを想定。

貸倒引当金の繰入実施組合は全体の約3割となっている。また、平成24年3月の全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」によると、債権回収リスクが比較的高い事業である「共同受注事業」(18.0%)、「共同販売事業」(10.5%)が組合の重点事業となっていることから、本税制措置は実質的な適用対象組合でほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。

前回要望時の所期の想定では適用数は1127組合と予想していたところ、直近3年間の平均で1166件程度の適用があり、想定外に僅少ではない。

【組合の重点事業の割合】

	重点事業としている組合の割合
共同受注事業	18.0%
共同販売事業	10.5%
事業資金の貸付事業	4.7%
債務保証事業	1.6%

(出典:平成24年3月全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」有効回収組合数:2,379組合)

【引当実施組合の業種別割合の推移】

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
製造業	30.1%	28.6%	27.8%	27.2%	26.2%
建設業	17.9%	15.7%	16.1%	16.4%	18.2%
運輸業	8.4%	9.0%	8.9%	10.0%	10.5%
卸売業	5.9%	9.5%	9.6%	9.1%	9.6%
小売業	14.6%	13.4%	13.4%	13.6%	11.4%
サービス業	15.8%	12.4%	13.2%	12.0%	11.7%

(出典:全国中小企業団体中央会調査)

② 減収額

①「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」(平成26年度)及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成26年度)を基に試算した減収額(実績推計)は、国税については▲61億円の内数、地方税については▲29億円の内数。

②「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」に記載された数値は、本要望対象の組合以外の他の法律に基づく組合等の減収額が合算された数値であり、本要望対象の組合に係る数値のみを抽出することができない。本要望対象の組合に限定した減収額は次のとおり。

(単位:百万円)

年度	国税(法人税)	地方税(法人住民税・法人事業税)	合計
H23年度	319	151	470
H24年度	316	164	480

			H25 年度	286	149	435																																												
			H26 年度	311	148	459																																												
			H27 年度	260	124	384																																												
			H28 年度(見込み)	256	122	378																																												
			H29 年度(見込み)	256	122	378																																												
			H30 年度(見込み)	256	122	378																																												
			(出典:全国中小企業団体中央会調査による推計。平成28年度以降は、平成27年度の水準を維持することを想定)																																															
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>貸倒発生組合数等は下記のとおり推移している。組合は中小企業が出資して組織される相互扶助団体であり、経営基盤が脆弱である。</p> <p>本税制措置がなかった場合、割増分の貸倒引当金繰入額が有税となり、引当水準の低下が懸念される。引当基準が低下した場合には、実際に貸倒れが発生した際に内部留保を毀損しかねず、このことが共同事業の取引先や金融機関等に対する信用力の低下に直結し、組合の事業継承に重大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、組合事業の停滞が、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継承を困難にする恐れがある。</p> <p>したがって、本税制措置は組合及び中小企業の経営基盤の強化を図ることに対して有効である。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> <td>515</td> <td>371</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> <td>2,369</td> <td>2,226</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> <td>2,883</td> <td>4,517</td> </tr> <tr> <th></th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>発生組合数</td> <td>371</td> <td>371</td> <td>371</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,226</td> <td>2,226</td> <td>2,226</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>4,517</td> <td>4,517</td> <td>4,517</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査による推計。平成28年度以降は、平成27年度の水準を維持することを想定)</p> <p>組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>中小企業の倒産比率は次のとおり推移している。</p> <p>組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p> <p>また、本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であるが、貸倒引当金は、組合が各事業年度に貸倒実績等に基づき引当額を見込み、損失処理するものであることから、本税制措置の効果を定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額と比較することは困難である。</p> <p>【中小企業倒産比率の推移】</p>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	発生組合数	326	683	653	515	371	発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226	貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517		H28 年度	H29 年度	H30 年度			発生組合数	371	371	371			発生件数	2,226	2,226	2,226			貸倒総額	4,517	4,517	4,517		
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																																													
発生組合数	326	683	653	515	371																																													
発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226																																													
貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517																																													
	H28 年度	H29 年度	H30 年度																																															
発生組合数	371	371	371																																															
発生件数	2,226	2,226	2,226																																															
貸倒総額	4,517	4,517	4,517																																															

		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23年</td> <td>H24年</td> <td>H25年</td> <td>H26年</td> <td>H27年</td> </tr> <tr> <td>倒産比率</td> <td>1.40%</td> <td>1.36%</td> <td>1.23%</td> <td>1.10%</td> <td>0.92%</td> </tr> </table> <p>(出典:東京商工リサーチ「倒産月報」、法務省「登記統計」、中小企業白書の情報を基に算出)</p>						H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	倒産比率	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%	0.92%
	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年													
倒産比率	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%	0.92%													
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>①組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p> <p>②本税制措置は、税の減免措置ではなく、繰延措置であり、仮に補助金等の政策手段で当該措置を行った場合、適用対象全組合(平成27年度特例利用組合数(推計)1,077組合)に同様に措置するには膨大な執行コストがかかることとなる。補助金等の他の措置で行うよりも広く組合に適用でき、最小の政策資源で対応が可能である本税制で措置することが妥当である。</p>															
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。なお、組合に対しては、その全所得に対して法人税が課税されるが、組合は、営利を目的とせず、組合員の共同の利益の増進を目的とするものであるため、法人税率の19%(年800万円以下の所得には15%)の軽減税率が適用されている等、各般の税制上の支援措置が講じられている。</p> <p>法人税率の19%の軽減税率は、組合が以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。</p> <p>(1)組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。</p> <p>(2)組合は、具体的には、共同販売、資金の貸付け、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。</p> <p>本税制措置(貸倒引当金の特例)については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、繰入限度額の12%増しとすることが認められている。</p> <p>これらの税制措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。</p>															
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担を軽減することで、貸倒れに備えるための引当金の引当を促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、地方では、本税制制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>															
11	有識者の見解	—																
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月(H27 国交 15)																

中小企業等の貸倒引当金の特例の延長 国土交通省分適用実績（合計）

○適用実績及び減収見込額

平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (実績)
27 百万円	12 百万円	70 百万円

※平成 28 年度以降の見込みは、平成 27 年度の水準を維持することを想定。

※別添建設業及び自動車整備業の合計額（百万円未満は四捨五入）

○特例適用組合数

平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (実績)
1,127	1,294	1,077

※平成 28 年度以降の見込みは、平成 27 年度の水準を維持することを想定。

※別添建設業及び自動車整備業の合計

中小企業等の貸倒引当金の特例 国土交通省分適用実績
(建設業)

適用実績及び減収見込額

平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (実績)
27 百万円	12 百万円	70 百万円

(サンプル調査結果) 金額：千円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
貸倒引当金繰入額 (合計) ①	107,045	48,024	331,166
特例分の金額 (合計)	7,855	248,405	28,673
12%割増繰入限度額 (合計)	73,314	223,549	267,615
繰入限度額 (合計)	65,459	199,597	238,942
調査対象組合数	317	316	321
貸倒引当金の引き当て 実施組合数 (実施率②)	89 組合 (実施率 28.1%)	101 組合 (実施率 32.0%)	101 組合 (実施率 28.1%)
特例利用組合数 (特例利用割合③)	85 組合 (95.5%)	100 組合 (99.0%)	89 組合 (95.5%)

(中小企業組合白書より推計)

建設業の組合数④	4,044	4,005	3,936
うち適用組合数	1,085	1,269	1,056

【算出方法】 ※以下、平成 25 年度について算出

1 組合あたりの貸倒引当金繰入額

= 貸倒引当金繰入総額① (107,045) ÷ 貸倒引当金実施組合数② (89) … A (1,203)

1 組合あたりの法定繰入額

= 1 組合あたり貸倒引当金繰入額 A (1,203) × 100 / 112 (割増繰入限度額) …

B (1,074)

1 組合あたりの減税額

= (A (1,203) - B (1,074)) × 0.19 (事業協同組合年 800 万超の場合) … C

(24.51)

建設業関係の利用組合数

= 建設業の組合数⑤ × 実施率③ × 特例利用割合④ … D (1085)

建設業関係組合全体の減税額

= C (24.51) × D (1085) = 26,593 千円

※平成 28 年度以降の見込みは、平成 27 年度の水準を維持することを想定。

中小企業等の貸倒引当金特例措置 国土交通省分適用実績
 (自動車整備業分)

適用実績及び減収見込み額 単位：千円

平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)
88千円	37千円	31千円

※平成28年度以降の見込みは、平成27年度の水準を維持することを想定。

特例適用組合数

平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)
42	25	21

※平成28年度以降の見込みは、平成27年度の水準を維持することを想定。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用	
2	対象税目	(法人税：義)(国税5) (法人住民税、法人事業税：義)(地方税3) 【新設・ <u>拡充</u> ・延長】	
3	租税特別措置等の内容	《内容》 ・特例措置の内容(支援措置を必要とする制度の概要) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第17条第3項の規定により特別緑地保全地区内の土地等を緑地管理機構に譲渡した場合の所得税・法人税について、課税標準となる土地等に係る譲渡所得の2,000万円の特別控除制度を措置する。 ※ 次期通常国会において、都市緑地法第68条第1項による緑地管理機構の指定権者を「都道府県知事」から「地方公共団体の長」に拡充する法改正を検討中である。 《関係条項》 租税特別措置法第34条、第65条の3 租税特別措置法施行令第22条の7、第39条の4 租税特別措置法施行規則第17条第22条の4 都市緑地法第68条、第69条	
4	担当部局	都市局 公園緑地・景観課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成25～31年度	
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成7年：都市緑地法における特別緑地保全地区内の土地を緑地管理機構が買入れる場合を追加。(租税特別措置法第65条の3) 平成25年：都市緑地法における特別緑地保全地区内の土地を特定緑地管理機構が買入れる場合を追加。(租税特別措置法第65条の3)	
7	適用又は延長期間	恒久的措置	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成 《政策目的の根拠》 地球温暖化対策計画(H28閣議決定)や第4次社会資本整備重点計画(H27閣議決定)等において、都市の緑の創出・保全が国家的課題として明確に位置づけられており、引き続き、着実にこれに取り組んでいく必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付	政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する

		け	業績指標 24 都市域における水と緑の公的空間（制度等により持続性が担保されている自然的環境）確保量																								
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>都市域における水と緑の公的空間確保量</p> <p>都市等において、住民等が水と緑豊かな潤いのある生活を送ることができるよう、都市公園をはじめとする公園緑地を整備するとともに、道路、港湾、空港周辺地域等での緑化や市街地に隣接する山麓斜面等でのグリーンベルトの整備・保全等を推進するほか、緑地保全制度的確な運用により緑地の保全を図るとともに、建築物の屋上や壁面を含む民間建築敷地内の緑化等民有地の緑化を支援する。また、河川、港湾、海岸及び下水道において、住民が水に親しむことができる空間を確保する。</p> <p>（都市域における自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度等により持続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市計画区域人口で除したもの。）</p> <p>12.8 m²/人（平成 24 年度）を約 10%増【期限：平成 32 年度（14.1 m²/人）】</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置は、特別緑地保全地区内の土地の買取りを行う緑地管理機構の指定権者を「都道府県知事」から「地方公共団体の長」に拡充することで、施策を行う主体の多様化が図られ、民間主体の従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることで、都市における水と緑豊かな潤いのある空間の確保に寄与し、良好で緑豊かな都市空間の形成が推進されるものである。</p>																								
9	有効性等	① 適用数等	<p>適用数</p> <p>所得税・法人税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額（百万円）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20^{※1}</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 譲渡益又は 2,000 万円の小さい額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区内の土地の買取りについては、今後とも個人所有の土地を地方公共団体が買い取ることが主であることが見込まれるため、平成 29～31 年度の適用は 1 件程度／年を想定。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため適用実態調査は使用せず、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策の実績調査（国土交通省調べ）のデータを用いた。 ・前回要望時の所期の想定では適用数は 1 件程度と予測していたところ、実績は未だないが、現行の制度においては、特別緑地保全地区における申し出に基づく買取りは、原則として地方公共団体の判断により緑地管理機構が買い取ることとされているため、想定外に僅少ではない。 	年度	平成 25	26	27	28	29	30	31	適用件数（件）	0	0	0	0	1	1	1	適用額（百万円）	0	0	0	0	20 ^{※1}	20	20
年度	平成 25	26	27	28	29	30	31																				
適用件数（件）	0	0	0	0	1	1	1																				
適用額（百万円）	0	0	0	0	20 ^{※1}	20	20																				
		② 減収額	本特例措置は、特別緑地保全地区内の土地所有者の申出に対する買取りの相手方として、新たに市町村長が指定する緑地管理機構が加わるものであり、地方公共団体に対する買取り申出件数の増減に影響するものではないため、減収とはならない。																								

		<p>③: 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》 ○達成目標の実現状況</p> <table border="1" data-bbox="544 264 1369 495"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>(32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市域における水と緑の公的空間確保量 (m²/人)</td> <td>12.9</td> <td>集計中</td> <td>集計中</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>(14.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成 25 年度から 27 年度までについては、国土交通省調べ</p> <p>水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成を図るためには、緑地の保全及び緑化の推進に向けた都市内の緑地の確保と適正な管理を行うことが必要であり、美しい景観形成や防災性向上に寄与するものである。 このうち緑地保全を効果的に行うにあたり、現状凍結的に緑地を保全する特別緑地保全地区の指定、所有者から申し出があった場合の土地等の買入れ及びその管理を進める必要がある。地方公共団体が土地等を買入れる場合と同様の租税特別措置が講じられた緑地管理機構制度の活用により、行政としての取組に加え、民間団体によるきめ細やかな緑地保全対策が期待でき、ひいては、特別緑地保全地区の指定数を増やすことに寄与し、目標の達成を図るものである。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置の拡充による税収減は生じない見込みである。 なお、本特例措置の効果として、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の多様化が図られ、民間事業者やNPO等市民団体主体の従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることを通じて、良好な都市環境の形成に資する緑地の保全が推進される。</p>	年度 区分	平成 25	26	27	28	29	30	31	(32)	都市域における水と緑の公的空間確保量 (m ² /人)	12.9	集計中	集計中	—	—	—	—	(14.1)
年度 区分	平成 25	26	27	28	29	30	31	(32)													
都市域における水と緑の公的空間確保量 (m ² /人)	12.9	集計中	集計中	—	—	—	—	(14.1)													
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本拡充措置は、新たな減収を生じさせることなく、民間事業者やNPO等の活動を促進することにより、良好な緑地の保全を図る施策であり、的確かつ最小限の措置である。</p> <p>—</p> <p>市町村自らが指定する緑地管理機構による緑地の管理・保全が推進されることは、地方公共団体の負担軽減の他、各市町村の現状を十分に理解した市民団体であるが故に市町村との間における良好なコミュニケーションと市民発意の積極的な緑地保全を促進することから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。</p>																		
11	有識者の見解		—																		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月 (H24 国交 19)																		

「都市域における水と緑の公的空間確保量」の算出方法

項目	該当する緑地等	算出方法
都市公園	都市公園等の面積 (カントリーパーク含む)	毎年度5～6月頃に、全国の都道府県(市区町村)に対して、前年度末時点での整備面積の報告を依頼し、実績値を集計
緑地	第1種・第2種歴史的風土保存地区 歴史的風土特別保存地区 近郊緑地特別保全地区 特別緑地保全地区 市民緑地 保存樹林 緑化施設整備計画認定制度 の面積	毎年度5～6月頃に、全国の都道府県(市区町村)に対して、前年度末時点での指定等面積の報告を依頼し、実績値を集計
道路	植樹帯および中央帯	整備延長より推計
河川	河川整備により再生された湿地	毎年度、全国に前年度末までの整備面積の報告を依頼し、実績値を集計
急傾斜	急傾斜地崩壊対策事業の実施に伴い、斜面の緑化に配慮した法面対策を実施した面積	毎年度5～6月頃に、全国の都道府県に対して、前年度末の整備実績の報告を依頼し、実績値を集計
下水道	以下の①+②の合計値 ①下水処理場、ポンプ場における総緑化面積 ②下水道事業として親水、修景的観点から自治体が整備した緑地、せせらぎ水路、調整池等	①温室効果ガス吸収源対策の報告数値を使用 ②4月頃に、全国の都道府県(市区町村)に対して、前年度末時点での面積の報告を依頼し、実績値を集計
港湾	港湾緑地の面積	全国の港湾管理者に対して、前年度末の整備面積の報告を依頼し、実績値を集計
空港	特定飛行場周辺の緑地帯の面積	過年度実績値(ベース値)に、前年度末の整備済面積を加え、実績値を集計
官庁施設	官庁営繕部及び地方整備局等営繕部等が整備を担当した庁舎等の緑地面積の合計値	毎年度5月頃に、前年度末時点の緑地面積を集計
公的賃貸住宅	都道府県、市町村、(独)都市再生機構が管理する公的賃貸住宅内緑地	温室効果ガス吸収源対策の報告数値を使用(都道府県、市町村、(独)都市再生機構が管理する公的賃貸住宅内緑地のうち、1990年1月1日以降整備かつ500㎡以上の施設を対象とし、「敷地面積－建物面積」により算出)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税：義)(国税7) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。)に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税の割増償却 (認定事業により整備される建築物について、5割増償却(5年間)) <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2) 居住者等利便施設整備費が10億円以上 <p>《関係条項》</p> <p>法人税：租税特別措置法§47の2、令§29の5、規則§20の21 (連結法人：法§68の35、令§39の64、規則§22の42)</p>
4	担当部局	都市局まちづくり推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成25年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成23年度 創設</p> <p>平成24年度 拡充(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。)</p> <p>平成25年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長</p>
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～30年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジ</p>

		<p>ネス・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 アジア地域では、上海やシンガポールなどの成長が著しい一方で、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。 こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、平成27年度末時点で特定都市再生緊急整備地域として12地域の指定が行われてきた。更に直近では、我が国の大都市がグローバルな経済圏の中心となり、世界から人材や企業、投資等を呼び込むべく、平成28年6月に都市再生特別措置法を改正し、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上を図ったところである。 また、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、優良な民間都市開発事業の実施を加速させることにより、国際的なビジネス・生活環境の向上等を図ることが盛り込まれた。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、東京大会等の開催も見据え、東京などの大都市において、国際ビジネス・生活環境の整備や大規模災害に対する環境整備等を行うため、民間都市開発事業を強力に推進することが盛り込まれたところである。 それらの点から、引き続き、国全体の成長を牽引する大都市について、国際競争力の強化等に資する優良な民間都市開発事業を促進する施策を講じていく必要がある。 本特例措置は、国土交通大臣が認定した事業を実施する者に対して税制上の特例措置を講ずることにより、戦略的・重点的に優良な民間都市開発事業を促進するものであり、引き続き、当該施策の推進を図るため、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市開発事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る →都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進し、特定都市再生緊急整備地域における更なる建設投資を促すことを通じて、我が国経済を牽引する大都市について、国</p>

			<p>際的なビジネス・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備し、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の強化を図ることができる。</p>
9	有効性等	①: 適用数等	<p>(適用計画実績)</p> <p>25年度：3計画(5件) 26年度：4計画(6件) 27年度：4計画(6件) 28年度：9計画(12件)</p> <p>※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)</p> <p>(適用計画数見込み)</p> <p>29年度：6計画 30年度：3計画</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と、平成17年度から平成27年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>(適用額実績)</p> <p>25年度：1,455百万円 26年度：1,582百万円 27年度：1,456百万円 28年度：6,577百万円</p> <p>※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率(H25～26年度：25.5%、H27年度：23.9%、H28年度：23.4%)で割り戻して推計したもの。</p> <p>(適用額見込み)</p> <p>29年度：6,316百万円 30年度：3,159百万円</p> <p>※適用額見込みについては、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率(H29年度：23.4%、H30年度：23.2%)で割り戻して推計したもの。</p> <p>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</p> <p>・本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものであり、特定の者に偏った適用となるものではない。また、前回要望時の所期の想定では、適用計画数が年平均7計画程度と予測していたところ、直近2年間で年平均7計画程度の適用があり、想定外に僅少ではない。</p>
		②: 減収額	<p>(減収額実績)</p> <p>25年度：371百万円 26年度：404百万円 27年度：348百万円 28年度：1,539百万円</p>

			<p>※減収額実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値（実数）</p> <p>（減収額見込み） 29年度：1,478百万円 30年度：733百万円</p> <p>※算定根拠については別紙（減収見込額調書）参照</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>民間都市開発事業計画は、平成28年8月末現在95計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体的には、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成27年度までの建設投資額は約3.6兆円となり中間目標（平成24年度～27年度までの建設投資累計額：4～5兆円）には届かなかったものの、現時点での平成28年度～平成32年度までの建設投資累計額（見込）が約4.9兆円であることから、目標達成に向けて順調に推移しているところ。</p> <p>認定事業者へのヒアリングによると、「都市再生事業に代表される開発事業は、特に開業後数年間のキャッシュフローが厳しく取組ハードルは高いが、割増償却による課税繰延等のようにキャッシュ創出措置等の支援があれば、事業判断に大きな影響を与える」旨コメントがあり、引き続き、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成を目指したい。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p> <p>特に、建設工事費の急激な上昇等によりリスクが高まっているなど都市再生についてはさまざまな課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進し、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図りたい。</p> <p>本特例による減収額は先述の通りだが、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における認定事業（95計画）における建設投資累計額は合計44,518億円、経済波及効果は111,993億円と試算され、税収増効果は11,788億円と試算され、今後の建設投資においても同様の経済波及効果・税収増効果が見込まれることから、将来においても税収減を是認できるような効果が生じると考えられる</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、これまでの多数の事業者への適用実績を踏まえても、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目的の達成のために的確かつ必要最低限の措置である。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するもの。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月（国交16）

減収見込額調書

特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額: 平年度 1,106 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

- ・ 当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額(H28年6月末時点調査に基づく実績・見込) 57,965 百万円 <1>
このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると
建物取得価額:<1>×65% 37,677 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 20,288 百万円 <3>
 - ・ 新規に適用される平均計画数
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での適用計画数(H26年6月末時点調査に基づく実績・見込)
(H17~H27年度計 11計画で、年平均 11計画/11年≒1計画) 1 計画/年度 <4>
 - 【平成29年度見込】
 - ・ 平成28年度に平成27年度より継続して適用される認定事業の計画数 4 計画 <5>
 - ・ 平成28年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<5>= 5 計画 <6>
 - ・ <6>のうち、平成28年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <7>
 - ・ 平成29年度に平成28年度より継続して適用される認定事業の計画数
<6>-<7>= 5 計画 <8>
 - ・ 平成29年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<8>= 6 計画 <9>
 - ・ 事業1計画あたり割増される減価償却額
建物は50年定額、設備は15年定額とすると、
{<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×50%(割増率)= 1,053 百万円 <10>
 - ・ 事業1計画あたり減収見込み
<10>×23.4%(法人税率)= 246 百万円 <11>
 - ・ 平成29年度の減収見込額
<9>×<11>= 1,478 百万円 <12>
 - 【平成30年度見込】
 - ・ <9>のうち、平成29年度をもって適用が終了するもの 4 計画 <13>
 - ・ 平成30年度に平成29年度より継続して適用される認定事業の計画数
<9>-<13>= 2 計画 <14>
 - ・ 平成30年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<14>= 3 計画 <15>
 - ・ 事業1計画あたり減収見込み
<10>×23.2%(法人税率)= 244 百万円 <16>
 - ・ 平成30年度の減収見込額
<16>×<15>= 733 百万円 <17>
- 以上より、平年度の減収見込額は、
(<12>+<17>)/2= 1,106 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税：義)(国税9) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税の割増償却 (認定事業により整備される建築物について、3割増償却(5年間)) <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> 1) 事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2) 居住者等利便施設整備費が10億円以上 <p>《関係条項》</p> <p>法人税：租税特別措置法§47の2、令§29の5、規則§20の21 (連結法人：法§68の35、令§39の64、規則§22の42)</p>
4	担当部局	都市局まちづくり推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成25年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成15年度 創設</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成21年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成25年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長</p>
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～30年度)
8	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める。</p>
	① 政策目的及びその根拠	

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。</p> <p>地方都市の人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住機能、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させること等の都市再生の取り組みが引き続き必要である。</p> <p>直近では、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、優良な民間都市開発事業の実施を加速させることにより、ビジネス・生活環境の向上等を図ることが盛り込まれたところである。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においても、大都市において、ビジネス・生活環境の整備や大規模災害に対する環境整備等を図るため、民間都市開発事業を強力に推進することが盛り込まれたところである。</p> <p>それらの点から、引き続き、国全体の成長を牽引する大都市について、都市再生に資する優良な民間都市開発事業を促進する施策を講じていく必要がある。</p> <p>本特例措置は、国土交通大臣が認定した事業を実施する者に対して税制上の特例措置を講ずることにより、戦略的・重点的に優良な民間都市開発事業を促進するものであり、引き続き、当該施策の推進を図るため、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市開発事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>→2020 年（平成 32 年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が 2012 年 4 位→3 位以内に入る</p> <p>→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成 24 年度から平成 32 年までの建設投資累計額 目標値：8 兆円～11 兆円</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進し、都市再生緊急整備地域における更なる建設投資を促すことを通じて、我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高めることができる。</p>

9	有効性等	① 適用数等	<p>(適用計画実績)</p> <p>25年度：3計画（5件） 26年度：4計画（6件） 27年度：4計画（6件） 28年度：4計画（4件）</p> <p>※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値（実数）</p> <p>(適用計画数見込み)</p> <p>29年度：4計画 30年度：4計画</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と、平成17年度から平成27年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>(適用額実績)</p> <p>法人税 25年度：3,685百万円 26年度：3,150百万円 27年度：3,419百万円 28年度：2,545百万円</p> <p>※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値（実数）をもとに、法人税率（H25～26年度：25.5%、H27年度：23.9%、H28年度：23.4%）で割り戻して推計したもの。</p> <p>(適用額見込み)</p> <p>法人税 29年度：1,534百万円 30年度：1,536百万円</p> <p>※適用額見込みについては、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値（実数）をもとに、法人税率（H29年度：23.4%、H30年度：23.2%）で割り戻して推計したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。 ・ 本特例措置は、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものであり、特定の者に偏った適用となるものではない。また、前回要望時の所期の想定では、適用計画数が年平均5計画程度と予測していたところ、直近2年間で年平均約4計画程度の適用と同程度であり、適用数は想定外に僅少ではない。
---	------	--------	---

	②: 減収額	<p>(減収額実績)</p> <p>25年度：940百万円 26年度：803百万円 27年度：817百万円 28年度：596百万円</p> <p>※減収額実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値（実数）</p> <p>(減収額見込み)</p> <p>29年度：359百万円 30年度：356百万円</p> <p>※算定根拠については別紙（減収見込額調書）参照</p>
	③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>民間都市再生事業計画は、平成28年8月末現在95計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体的には、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成27年度までの建設投資額は約3.6兆円となり中間目標（平成24年度～27年度までの建設投資累計額：4～5兆円）には届かなかったものの、現時点での平成28年度～平成32年度までの建設投資累計額（見込）が約4.9兆円であることから、目標達成に向けて順調に推移しているところ。</p> <p>認定事業者へのヒアリングによると、「都市再生事業に代表される開発事業は、特に開業後数年間のキャッシュフローが厳しく取組ハードルは高いが、割増償却による課税繰延等のようにキャッシュ創出措置等の支援があれば、事業判断に大きな影響を与える」旨コメントがあり、引き続き、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成を目指したい。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p> <p>特に、建設工事費の急激な上昇等によりリスクが高まっているなど都市再生についてはさまざまな課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進し、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図りたい。</p> <p>本特例による減収額は先述の通りだが、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における認定事業（95計画）における建設投資累計額は合計44,518億円、経済波及効果は111,993億円と試算され、税収増効果は11,788億円と試算され、今後の建設投資においても同様の経済波及効果・税収増効果が見込まれることから、将来においても税収減を是認できるような効果が生じると考えられる。</p>

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、都市再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、これまでの多数の事業者への適用実績を踏まえても、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目的の達成のための的確かつ必要最低限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するもの。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月(国交17)

減収見込額調書

都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額: 平年度 358 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

- ・ 当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額(H28年6月末時点調査に基づく実績・見込) 35,232 百万円 <1>
このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると
建物取得価額:<1>×65% 22,901 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 12,331 百万円 <3>
- ・ 新規に適用される平均計画数
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での適用計画数(H28年6月末時点調査に基づく実績・見込)
(H17~H27年度計 4計画で、年平均 4計画/11年≒1計画) 1 計画/年度 <4>
- 【平成29年度見込】
- ・ 平成28年度に平成27年度より継続して適用される認定事業の計画数 2 計画 <5>
- ・ 平成28年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<5>= 3 計画 <6>
- ・ <6>のうち、平成28年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <7>
- ・ 平成29年度に平成28年度より継続して適用される認定事業の計画数
<6>-<7>= 3 計画 <8>
- ・ 平成29年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<8>= 4 計画 <9>
- ・ 事業1計画あたり割増される減価償却額
建物は50年定額、設備は15年定額とすると、
{<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×30%(割増率)= 384 百万円 <10>
- ・ 事業1計画あたり減収見込み
<10>×23.4%(法人税率)= 90 百万円 <11>
- ・ 平成29年度の減収見込額
<9>×<11>= 359 百万円 <12>
- 【平成30年度見込】
- ・ <9>のうち、平成29年度をもって適用が終了するもの 1 計画 <13>
- ・ 平成30年度に平成29年度より継続して適用される認定事業の計画数
<9>-<13>= 3 計画 <14>
- ・ 平成30年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<14>= 4 計画 <15>
- ・ 事業1計画あたり減収見込み
<10>×23.2%(法人税率)= 89 百万円 <16>
- ・ 平成30年度の減収見込額
<16>×<15>= 356 百万円 <17>
- 以上より、平年度の減収見込額は、
(<12>+<17>)/2= 358 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税6) 【新設・拡充・ 延長 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び付属施設 (取得金額 2億円以上)特別償却率 6/100 ・機械及び装置 (取得金額 240万円以上)特別償却率 12/100 <p>※対象資産を新設または増設したものに限定。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 第44条、第68条の19 ・同法施行令 第28条の4
4	担当部局	都市局都市政策課都市政策調査室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年7月 分析対象期間:平成25年度～平成30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和62年新規・特別償却率(文化学術研究施設) 建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100 (文化学術研究交流施設) 建物及び附属設備 15/100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限 建設計画承認の日から平成元年3月31日迄 <p>平成元年 適用期限2年延長 平成3年 適用期限2年延長 平成5年 適用期限2年延長 平成6年 文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 28/100</p> <p>平成7年 適用期限2年延長 平成9年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 26/100</p> <p>平成11年 適用期限2年延長 資金額要件の緩和(5億円以上→2億円以上) 面積要件の撤廃(3,000㎡→撤廃)</p> <p>平成13年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 25/100</p> <p>平成15年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 24/100</p> <p>平成17年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 12/100 機械及び装置 24/100</p> <p>平成19年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 10/100 機械及び装置 20/100</p> <p>平成21年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 8/100 機械及び装置 16/100</p> <p>平成23年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100</p> <p>平成25年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100</p> <p>平成27年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100</p> <p>※対象資産を新設または増設したものに限定。</p>

7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～平成30年度)
8	必要性等	<p data-bbox="351 253 523 360">① 政策目的及びその根拠</p> <p data-bbox="544 253 1441 465">《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市建設促進法（以下、「促進法」という。）に基づき、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="544 472 1441 506">《政策目的の根拠》</p> <p data-bbox="544 512 1441 546">○関西文化学術研究都市建設促進法</p> <ul data-bbox="544 553 1441 819" style="list-style-type: none"> ・第1条「関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設」 ・第10条「国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする」 <p data-bbox="544 826 1441 860">○関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（平成19年4月24日）</p> <p data-bbox="544 866 1441 954">国及び地方公共団体の役割として、「文化学術研究施設等の整備、誘導を推進」</p> <p data-bbox="544 960 1441 994">○新たな国土形成計画（平成27年8月閣議決定）</p> <ul data-bbox="544 1001 1441 1317" style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成 「国及び独立行政法人並びに企業の様々な研究機関、大学等が集積する筑波研究学園都市、大学、研究機関、オンリーワンの技術を有する中小企業等が集積する関西文化学術研究都市や、沿線の大学、研究機関等の連携が強化されるなど、知的対流（ナレッジ・リンク）の形成・拡大により、スーパー・メガリージョン内外のヒト、モノ、情報の高密度な連携から、高度な価値創造が行われる可能性がある。」 ・「次世代がん治療の開発実用化、生活支援ロボットの実用化、革新的な省エネルギー技術の開発等を目指す筑波研究学園都市、最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、スマートコミュニティ等のエネルギー分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市の集積を始めとして、大学、試験研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する」 <p data-bbox="544 1323 1441 1357">○近畿圏広域地方計画（平成28年3月策定）</p> <ul data-bbox="544 1364 1441 1592" style="list-style-type: none"> ・関西成長エンジンプロジェクト イノベーションを支える知の拠点整備事業 高度な知的人材集積事業 <p data-bbox="544 1599 1441 1632">○第5期科学技術基本計画（平成28年閣議決定）</p> <p data-bbox="544 1639 1441 1998">「我が国では、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の形成を進めてきた。また、近年、基礎研究から応用研究、開発研究へと一方向に進むリニアモデルではなく相互に作用しながらスパイラル的に進展する状況も生じており、多様な主体を引き寄せる場を形成することが、イ</p>

			ノベーションの迅速な創出に一層有効」																																																												
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>促進法第 10 条(税制上の措置)</p> <p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>業績指標 94 ②関西文化学術研究都市における立地施設数</p>																																																												
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成することを目標とする。</p> <p>拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、施設立地数及び施設整備率を目標としており、平成 28 年度までの施設立地目標は 140 施設、施設整備率は全地区平均でおおむね 47%としている。</p> <p>最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、平成 36 年度末までに、施設整備率を全地区平均でおおむね 60%以上とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例により、研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。</p>																																																												
9	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">H25 年度(実績)</th> <th colspan="3">H26 年度(実績)【単位:百万円】</th> </tr> <tr> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3.0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">H27 年度(推計)</th> <th colspan="3">H28 年度(推計)</th> </tr> <tr> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>105.1</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>69.4</td> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">H29 年度(推計)</th> <th colspan="3">H30 年度(推計)</th> </tr> <tr> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>3</td> <td>474.5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>300.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 適用総額については、特別償却限度額(単位:百万円)</p> <p>※2 H25~26 実績については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による</p> <p>※3 H27~30 推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果による</p> <p>前回要望時の所期の想定では平成 27 年度 11 件程度と予測していたと</p>		H25 年度(実績)			H26 年度(実績)【単位:百万円】			適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額		2	2	3.0	2	2	14.2		H27 年度(推計)			H28 年度(推計)			適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額		3	2	105.1	5	3	69.4		H29 年度(推計)			H30 年度(推計)			適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額		5	3	474.5	5	3	300.5
	H25 年度(実績)				H26 年度(実績)【単位:百万円】																																																										
	適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額																																																									
	2	2	3.0	2	2	14.2																																																									
	H27 年度(推計)			H28 年度(推計)																																																											
	適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額																																																									
	3	2	105.1	5	3	69.4																																																									
	H29 年度(推計)			H30 年度(推計)																																																											
	適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額																																																									
	5	3	474.5	5	3	300.5																																																									

ころ3件の適用であったが、平成27年度改正により新設または増設に限定となったこと等が影響していると推測されるため、想定外に僅少ではない。

② 減収額

	H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (推計)	H28年度 (推計)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)
減収額	0.8	3.6	25.2	16.2	111.0	69.8

減収額については「①適用数等」において示した適用総額より、下記算定式により算出した。

【算定式】

適用総額 × 法人税率

※法人税率についてはH25・26:0.255、H27:0.239、H28・29:0.234、H30:0.232にて計算

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

○達成目標の実現状況

(単位:件数)

	H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (実績)	H28年度 (推計)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)
施設立件数	121	126	129	135	140	142

※1 H28～30については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果による

(単位:%)

	H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (実績)	H28年度 (推計)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)
施設整備率	42.9	44.7	48.1	50.7	53.3	55.9

※1 H28以降については過年度の実績を元に年当りの平均値を算出し加算

○所期の目標の達成状況

文化・学術・研究の拠点形成に向けて着実に整備が進んでおり、平成28年度4月時点で130施設と平成28年度末までの施設立地目標140施設に届いていない状況。拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設立地が必要なため、引き続きの本特例措置が必要である。

施設整備率については、平成28年度末までに施設整備率を全地区平均でおおむね47%以上と設定しており、平成27年度末で、約48%となっており、目標は達成している。

最終的には施設整備率60%以上が必要であると考えているため文化学術研究施設の集積メリットを発揮するには至っていない。

○租税特別措置等による直接的な効果

本税制特別措置を活用した企業（活用見込み含む）にあてたアンケート結果より企業立地に係わる意志決定に対して、重要なインセンティブとなったと回答した企業が、回答数13社のうち7社であった。

本税制を活用した企業は42社あるため立地誘導に相当の効果があると評価できる。また、今後2年間においても多数の研究所施設の進出が見

			<p>込まれており関連施設等の新規立地が期待される。そのうち、平成 29 年度予定企業も本特例措置の活用を予定していることから、本特例措置は達成目標の実現に寄与しているといえる。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>H27 年度に新規立地した研究施設については、上記減収額に比して数十億円の大規模な投資が行われており、大学や他機関との共同研究・交流等が進み、研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果が期待できることから、十分に税収減を是認できるものと評価出来る。</p> <p>平成 25 年度から平成 27 年度までの間に研究所用施設数は、121 施設から 129 施設へ増加し、今後 2 年間においても多数の研究所施設の進出が見込まれており関連施設等の新規立地によって集積度が高まり、学研都市の集積メリット発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであり、今後も税収減を是認する効果が期待される。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなることから、事業者の初期投資の負担を図ることができる最小限の措置として、特別償却制度を活用しているものである。</p> <p>租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。</p> <p>適用対象については、投資資金額が 2 億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、関西文化学術研究都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最小限の措置である。また、対象となる研究分野の制限を設けておらず、特定の者のみに優遇が受けられるといった公平性を欠くものではない。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割	—

		分担	
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成 26 年 8 月 【国交18】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義・所得税:外)(国税 11) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>個人または事業者が、既成市街地等*1 内にある事業用資産を譲渡し、特定の地域内にそれに代わる資産を取得して事業の用に供した場合、その譲渡益の 80%の課税を繰り延べることができる。</p> <p>譲渡対象:既成市街地等*1 の区域内で店舗を除く事務所若しくは事業所として使用されている建物又は土地等*2 で所有期間が 10 年を超えるもの</p> <p>買換対象:土地等*2、建物、構築物又は機械及び装置のうち、近郊整備地帯等*3 及び政令指定都市の市街化区域又は都市開発区域の市街化調整区域以外の区域にあるもの(農林業は市街化区域以外)</p> <p>*1…首都圏の既成市街地、近畿圏の既成都市区域及び名古屋市の一部 *2…土地又は土地の上に存する権利 *3…首都圏の近郊整備地帯、近畿圏の近郊整備区域及び中部圏の都市整備区域(名古屋市の一部を除く)</p> <p>《関係条項》(所得税)第 37 条第 1 項の表の第 1 号 (法人税)第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号</p>
4	担当部局	都市局 まちづくり推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 25 年度～平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 44 年度 創設</p> <p>昭和 50 年度 5年延長</p> <p>昭和 55 年度 5年延長</p> <p>昭和 60 年度 5年延長</p> <p>平成 2 年度 1年延長</p> <p>平成 3 年度 5年延長(条件変更)</p> <p>平成 6 年度 条件変更</p> <p>平成 7 年度 条件変更</p> <p>平成 8 年度 5年延長</p> <p>平成 10 年度 条件変更</p> <p>平成 13 年度 5年延長(条件変更)</p> <p>平成 18 年度 5年延長</p> <p>平成 23 年度 3年延長(条件変更)</p> <p>平成 26 年度 3年延長(条件変更:4号廃止、5号を縮減し1号に統合)</p>
7	適用又は延長期間	3年間 (所得税)平成 29 年 12 月 31 日まで → 平成 32 年 12 月 31 日(3年延長)

		(法人税)平成 29 年 3 月 31 日まで → 平成 32 年 3 月 31 日(3 年延長)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及びその実現による寄与
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>三大都市圏の既成市街地等への産業及び人口の過度な集中を抑制するため、これまで政策区域において産業及び人口の適正配置を推進することで成果をあげてきた。引き続き、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現に向け、大都市圏の秩序ある発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏整備法(昭和三十一年四月二十六日法律第八十三号)第一条 「この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」 ・近畿圏整備法(昭和三十八年七月十日法律第二百二十九号)第一条 「この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」 ・中部圏開発整備法(昭和三十九年七月一日法律第二百二号)第一条 「この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。」 <p>三大都市圏の都心部への人口・産業の過度な集中による外部不経済を解消し秩序ある発展を図ることを目的としている。</p>
		<p>政策目標:7 都市再生・地域再生の推進 施策目標:25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域に、業務・商業等の都市機能が集積された効率的かつ持続可能な都市圏構造への再編を図ることを目標とする。</p> <p>【補足説明】延長要望期間中(平成 29 年度～平成 32 年度)の各年度において経済センサス等のデータにより算出された事業所数と従業者数について、近郊整備地帯等及び都市開発区域が存する市町村域の増減率が当該区域を除く市町村域を上回ることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>既成市街地等から近郊整備地帯等及び都市開発区域の市街化区域への事業用資産の買換えの際の費用負担を軽減し、三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域に、業務・商業等の都市機能が集積された効率的かつ持続可能な都市圏構造への再編を図ることで、過度な集中による外部不経済を解消し、集約型都市構造への再編及び大都市圏の秩序ある発展に寄与する。</p>

9	有効性等	① 適用数等	<p>○所得税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28 (見込み)</th> <th>29 (見込み)</th> <th>30 (見込み)</th> <th>31 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>—</td> <td>74</td> <td>76</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>—</td> <td>6,724</td> <td>6,968</td> <td>6,876</td> <td>6,876</td> <td>6,876</td> <td>6,876</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28 (見込み)</th> <th>29 (見込み)</th> <th>30 (見込み)</th> <th>31 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>—</td> <td>62</td> <td>64</td> <td>63</td> <td>63</td> <td>63</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>—</td> <td>5,633</td> <td>5,868</td> <td>5,776</td> <td>5,776</td> <td>5,776</td> <td>5,776</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 平成 26 年度の税制改正要望において制度が見直しされたため、見直し前である平成 25 年度の適用件数等については記載していない。 (見直し前)既成市街地等→近郊整備地帯等及び政令指定都市の市街化区域内 (見直し後)既成市街地等→近郊整備地帯等及び政令指定都市の市街化区域内又は都市開発区域の市街化区域内</p> <p>(2) 適用件数及び適用額は対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局まちづくり推進課で推計。ただし、法人税の平成 26 年度分については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)による。なお、当該報告書から適用者数は適用件数と同数と想定する。 また、平成 28 年度の見込みについては、平成 26 年度から平成 27 年度実績の平均値から算出し、平成 29 年度以降の見込みについては、平成 28 年度の見込みと同程度の適用件数及び適用額を見込んでいる。</p> <p>(3) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に記載されている平成 26 年度の適用実績を参照すると、11 の業種への適用があり、想定外に特定の者への偏りはみられない。 また、前回要望時の所期の想定では適用数は 380 件程度と予測していたところ、直近 2 年間の平均で 140 件程度の適用があり、想定外に僅少とはなっていない。件数が下回ったのは、平成 26 年度の制度見直しに関する周知が不足していた可能性が考えられる。</p>	年度 区分	平成 25	26	27	28 (見込み)	29 (見込み)	30 (見込み)	31 (見込み)	適用件数(件)	—	74	76	75	75	75	75	適用額(百万円)	—	6,724	6,968	6,876	6,876	6,876	6,876	年度 区分	平成 25	26	27	28 (見込み)	29 (見込み)	30 (見込み)	31 (見込み)	適用件数(件)	—	62	64	63	63	63	63	適用額(百万円)	—	5,633	5,868	5,776	5,776	5,776	5,776
		年度 区分	平成 25	26	27	28 (見込み)	29 (見込み)	30 (見込み)	31 (見込み)																																										
適用件数(件)	—	74	76	75	75	75	75																																												
適用額(百万円)	—	6,724	6,968	6,876	6,876	6,876	6,876																																												
年度 区分	平成 25	26	27	28 (見込み)	29 (見込み)	30 (見込み)	31 (見込み)																																												
適用件数(件)	—	62	64	63	63	63	63																																												
適用額(百万円)	—	5,633	5,868	5,776	5,776	5,776	5,776																																												
② 減収額	<p>○所得税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28 (見込み)</th> <th>29 (見込み)</th> <th>30 (見込み)</th> <th>31 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>—</td> <td>1,009</td> <td>1,045</td> <td>1,031</td> <td>1,031</td> <td>1,031</td> <td>1,031</td> </tr> </tbody> </table> <p>・各年度の減収見込額は以下のとおり算出している。 減収見込額＝適用件数^{※1}×1件あたりの適用額^{※2}×税率^{※3}</p> <p>※1…政策区域を含む市町村が発行する譲渡資産が政策区域内又は外であることを証明する証明書の発行件数を、毎年度市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計を行っている。 ※2…平成 26 年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に記載されている法人税の1件あたりの適用額を、三大都市圏の地価変動率(「日本の統計(総務省HP)」)で補正し、毎年度の1件あたりの適用額を推計している。平成 28 年度以降の地価は平成 27 年度と同水準と仮定した。 ※3…15%で算出。</p>	年度 区分	平成 25	26	27	28 (見込み)	29 (見込み)	30 (見込み)	31 (見込み)	減収額(百万円)	—	1,009	1,045	1,031	1,031	1,031	1,031																																		
年度 区分	平成 25	26	27	28 (見込み)	29 (見込み)	30 (見込み)	31 (見込み)																																												
減収額(百万円)	—	1,009	1,045	1,031	1,031	1,031	1,031																																												

○法人税

年度 区分	平成 25	26	27	28 (見込み)	29 (見込み)	30 (見込み)	31 (見込み)
減収額(百万円)	—	1,436	1,402	1,352	1,352	1,340	1,340

- ・減収見込額の算出式は所得税と同様。
- ・適用件数は対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局まちづくり推進課で推計。ただし、法人税の平成 26 年減収額については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より算出。
 なお、平成 28 年度の見込みについては、平成 26 年度から平成 27 年度実績の平均値から算出し、平成 29 年度以降の見込みについては、平成 28 年度の見込みと同程度の適用額を見込んでいる。
- ・税率は、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%、平成 30 年度以降は 23.2%で算出。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

○達成目標の実現状況

平成 26 年内の事業所数等の増減

	事業所数 計	内 従 業 者		従業者数 (人)
		30 人～299 人	300 人以上	
近郊整備地帯等及び都市開発区域	▲2.47%	▲0.07%	+1.48%	+0.47%
全国(上記区域を除く)	+8.06%	+0.23%	▲4.64%	▲0.60%

資料：工業統計表「市区町村編」データ(経済産業省大臣官房調査統計グループ)

○所期の目標の達成状況

- ・製造業の従業者数については、近郊整備地帯等及び都市開発区域の増加率の方が、全国の増加率よりも高く、前回要望時の目標を達成しており、既成市街地等における人口・産業の過度の集中を防止し、効率的かつ持続可能な都市圏構造への再編が一定程度進捗している。
- ・事業所数については、近郊整備地帯等及び都市開発区域の増加率の方が、全国よりも低い値となっているが、規模の大きい事業所に限れば目標を達成している。

○租税特別措置等による直接的な効果

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に記載された平成 26 年度の適用件数及び「経済センサス基礎調査(平成 26 年)」から算出した資本金別の 1 事業者当たりの従業者数をもとに、本税制による移転先での雇用創出効果を推計すると 3,839 人と推計される。

上記の雇用創出効果のうち、正規職員に相当する数の者が事務所の移転に伴い移転するものと仮定し、また、正規職員とその家族がすべて移転すると仮定すると、「就業構造基本調査(平成 24 年)」による正規職員比率、「国民生活基礎調査(平成 26 年)」による一般常雇者世帯(最多所得者が個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者の世帯)の平均世帯人員数から推計すると、既成市街地等からの移転者は以下の表の通りとなる。

推計雇用創出効果 (a)	うち正規職員 (b)=(a)×0.618	既成市街地等からの移転人数 (c)=(b)×2.85
3,839	2,373	6,763

			<p>※1…推計雇用創出効果は、適用件数1件につき1事業所が移転すると仮定し、資本金別の適用件数に、資本金別の1事業所当たりの従業員数を乗じて推計。</p> <p>※2…既成市街地等からの移転人数＝うち正規職員×一般常雇者世帯の平均世帯人員数</p> <p>一方、国勢調査によると、平成22年から平成27年の期間における既成市街地等の年当たりの人口増加の平均は約9.8万人であり、平成26年も同様に推移していたとすると、上述の推計により移転人数がなかった場合、平成26年は「9.8+0.68」万人増加と推計できるところであり、仮定によるものであるが、本税制の適用を受けた移転により既成市街地等においては、「$0.68 \div (9.8 + 0.68) \times 100 = 6.5\%$の人口増加を抑制する効果があった。</p> <p>将来的にも同程度の移転が行われると考えられ、人口増加を抑制する効果が期待される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置の税収減は毎年約15億円であるが、これまで、本特例措置によって政策区域において産業及び人口の適正配置を推進することで、三大都市圏の既成市街地等への産業及び人口の過度な集中を抑制するという効果をあげてきた。</p> <p>将来的にも同程度の税収減が見込まれるが、引き続き、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現という効果をあげることができると考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>事業用資産の買換え等については、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっており、要件に該当する資産の買換え等による工場移転等を確実に支援するためには、税制上の特別措置により対応することが相当である。</p> <p>また、本特例措置の適用要件は、譲渡資産の用途を既成市街地等における、店舗を除く事務所及び事業所(工場、作業場、倉庫等)に限定し、買換資産の対象区域を三大都市圏の近郊整備地帯の市街化区域等に限定しており、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現という政策目的に照らして適正かつ必要最低限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月(H25国交15)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義・所得税:外)(国税12) 【新設・拡充・ 延長 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 都市機能誘導区域外に存する事業用資産を譲渡して都市機能誘導区域内に存する認定民間誘導施設等整備事業に係る誘導施設の事業用資産を取得した場合の事業用資産の買換え特例(繰延割合80%)の適用期限を3年間延長する。 《関係条項》(所得税)第37条第1項の表の第5号 (法人税)第65条の7第1項の表の第5号、 第68条の78第1項の表の第5号
4	担当部局	都市局 まちづくり推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設
7	適用又は延長期間	3年間 (所得税)平成29年12月31日まで⇒平成32年12月31日(3年延長) (法人税)平成29年3月31日まで ⇒平成32年3月31日(3年延長)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能(医療・福祉・商業等)の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市の再生を推進する。 《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法(平成二十七年九月十一日法律第六十六号) 第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(以下「都市の再生」という。)を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、(略)立地適正化計画に基づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための都市計画の特例等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する ○経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定) 「第3章 経済・財政一体改革の推進-5. 主要分野ごとの改革の取組-(1)社会保障-②コンパクト・プラス・ネットワークの推進」において、「平成

			<p>32年度までに全国150の地方公共団体における「立地適正化計画」の策定を達成するとともに、その確実な実現を図ることが重要である旨、定められている。</p> <p>○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 「第2 具体的施策-11. 都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化-(2)新たに講ずべき具体的施策」において、「(略)コンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、民間投資の喚起や生産性向上等のインフラのストック効果が最大限発揮できる取組を進める」旨、定められている。</p>																																																								
	③ 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置は、交通の利便性の高い都市の中心部等において、施設の充実に図りながら都市の機能を高めることを目的としていることから、都市の拡散・集積の動向を評価する都市機能集積率が、延長要望期間中(平成29年度～平成32年度)の各年度において、前年度比+0%以上とすることを目標とする。 【補足説明】都市機能集積率:人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、都市機能誘導区域外に事業の用に供する資産を有する者が都市機能誘導区域内に移転する場合に、税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより都市機能誘導区域内への都市機能集積が推進されることで、都市再興を実現するための手段となり都市機能集積率の上昇に寄与するものである。</p>																																																								
9	有効性等	① 適用数等	<p>○所得税</p> <table border="1" data-bbox="544 1086 1393 1223"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税</p> <table border="1" data-bbox="544 1294 1393 1431"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1223</td> <td>1223</td> <td>1223</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 所得税及び法人税の平成26年度～平成28年度の適用件数・適用額は本特例措置の対象となる民間誘導施設等整備事業計画の認定案件が出ていないため0である。</p> <p>(2) 平成29年度以降の見込みの適用件数・適用額の算出方法は別紙参照。平成29年度以降も同程度の適用件数、適用額を見込んでいる。</p> <p>(3) 前回要望時の所期の想定では適用数は25件程度(所得税5件、法人税20件)と予測していたところ、本特例措置の対象となる民間誘導施設等整備事業計画の認定案件が出ていないため、現在までの適用件数は0件である。 立地適正化計画の作成においては、住民の意見を聞きながら進めることや、都市計画審議会にかけることが法律上も明記されており、また、福祉などの都市計画以外の分野との連携が必要となってくる。計画の実効性を確保するためには作成にいたるプロセスが非常に重要であり、住民や関係者の理解を得るためには一定の時間を要することから、結果として本特例につ</p>	年度	平成26	27	28	29	30	31	区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	適用件数(件)	0	0	0	7	7	7	適用額(百万円)	0	0	0	117	117	117	年度	平成26	27	28	29	30	31	区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	適用件数(件)	0	0	0	44	44	44	適用額(百万円)	0	0	0	1223	1223	1223
年度	平成26	27	28	29	30	31																																																					
区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)																																																					
適用件数(件)	0	0	0	7	7	7																																																					
適用額(百万円)	0	0	0	117	117	117																																																					
年度	平成26	27	28	29	30	31																																																					
区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)																																																					
適用件数(件)	0	0	0	44	44	44																																																					
適用額(百万円)	0	0	0	1223	1223	1223																																																					

			<p>いても適用実績が出てくるまでに一定の時間を要することも考えられるところであるため、適用数は想定外に僅少ではない。平成 28 年 8 月 1 日現在、計画を作成・公表している市町村は 4 つあり、289 の自治体が計画の作成について具体的な取組を行っているため、本特例措置の今後の適用も見込まれるところである。</p>																																										
		② 減収額	<p>○所得税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> <td>(見込み)</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>229</td> <td>229</td> <td>229</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)平成 29 年度以降の見込みの減収額の算出方法は別紙参照。平成 29 年度以降も同程度の適用件数、適用額を見込んでいる。</p>	年度	平成 26	27	28	29	30	31	区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	減収額(百万円)	0	0	0	14	14	14	年度	平成 26	27	28	29	30	31	区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	減収額(百万円)	0	0	0	229	229	229
年度	平成 26	27	28	29	30	31																																							
区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)																																							
減収額(百万円)	0	0	0	14	14	14																																							
年度	平成 26	27	28	29	30	31																																							
区分			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)																																							
減収額(百万円)	0	0	0	229	229	229																																							
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <p>「主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度比 +0%(約 4%)</td> <td>前年度比 +0%(約 4%)</td> <td>前年度比 +0%(約 4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・現在のところ本特例措置の適用実績はないが、将来的に適用が見込まれており、都市機能の集積に寄与するものと考えられる。</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <p>平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、各年度において前年度比+0%以上とすることを目標としており現段階において目標は達成しているが、本特例措置を延長し活用することで、より一層の都市機能の集積を図る。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置の税収減は毎年約 250 百万円であるが、本特例措置を講じることで、都市機能誘導区域の外から都市機能誘導区域内への医療・福祉・商業施設等の円滑な移転を促し、効率的にアクセス可能なエリアへの立地が図られ、人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営を可能とする効果がある。</p>	H25	H26	H27	前年度比 +0%(約 4%)	前年度比 +0%(約 4%)	前年度比 +0%(約 4%)																																				
H25	H26	H27																																											
前年度比 +0%(約 4%)	前年度比 +0%(約 4%)	前年度比 +0%(約 4%)																																											
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>																																										
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本措置の他に、公共公益施設の整備促進を主たる目的とした補助制度等が存在する。一方で、本措置は都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に税制上のインセンティブを与え支援することで、都市機能集積の確実な確保を図るものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p>																																										

	③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 (H25 国交 11)

(別紙) 減収見込み額について

1. 減収見込額

243 (百万円)

2. 算出根拠

(1) 所得税

特例適用見込件数：7件/年

1件あたりの減収見込額：2.0万円

1年あたりの減収見込額：2.0百万円×7件＝14百万円

(2) 法人税

特例適用見込件数：44件/年

1件あたりの減収見込額：5.2百万円

1年あたりの減収見込額：5.2百万円×44件＝229百万円

(3) 合計

14百万円＋229百万円＝243百万円

【特例適用見込件数の算出根拠】

平成26年の土地取引数は、約126万件（平成27年土地白書）

・これを土地の購入者主体別に個人と法人に分けると、それぞれの比率を乗じて

個人：126万件×65.4%＝82万件

法人：126万件×27.9%＝35万件

・個人及び法人について、それぞれの購入理由が事業用資産の購入に該当すると考えられるものの割合（個人であれば賃貸アパートや店舗の購入。法人であれば、事務所、工場等の購入）は、

個人：10.6%、法人：37.1%

個人：82万件×10.6%＝8.7万件

法人：35万件×37.1%＝13.0万件

・土地取引について、宅地を購入する割合は、

個人：59.0%、法人：49.1%

個人：8.7万件×59.0%＝5.1万件

法人：13.0万件×49.1%＝6.4万件

・取引される宅地が市街化区域内にある割合は72.9%であるから、

個人：5.1万件×72.9%＝3.7万件

法人：6.4万件×72.9%＝4.7万件

・さらに、個人が購入する場合に購入資金に土地・家屋の処分代金を充てている割合は3.9%。また、法人が土地を売却する場合に不動産の購入を目的とする割合は18.9%であるから、買換特例を適用される可能性があるのは、

個人：3.7万件×3.9%=1,443件

法人：4.7万件×18.9%=8,883件

- ・市街化区域のうち、都市機能誘導区域の割合を10%とし、これらの取引のうち、都市機能誘導区域外から区域内への買換であって、都市機能に係るものを5%とすると、

個人：1,443件×10%×5%=約7件

法人：8,883件×10%×5%=約44件

(データ出典) 国土交通省「土地保有移動調査平成26年取引分」

市街化区域面積 国土交通省調べ

【特例1件あたりの減税額の算出根拠】

- ・平成25年の土地取引における個人と法人の売却額は、
個人 14.4兆円、法人 13.0兆円
平成25年の土地取引は約128万件、平成26年の土地取引は126万件であったため、平成26年の土地取引における売却額は
個人 14.2兆円、法人 12.8兆円と推定される。
(平成26、27年土地白書より)
- ・両者の売却件数は、
個人 126万件×62.5%=79万件
法人 126万件×35.2%=44万件
と推定される。
- ・これにより、個人及び法人の1件あたりの土地売却額は、
個人 18百万円
法人 29百万円
と推定される。
- ・取得費・譲渡費用・特別控除額の合計は、譲渡収入の5%とすると、課税譲渡所得金額は、
個人 18百万円×(1-0.05)=17百万円
法人 29百万円×(1-0.05)=28百万円 となる。
- ・課税の繰延率は80%、譲渡は全て長期譲渡とすると所得税率は15%、また、法人税率を23.4%とすると個人及び法人の1件あたりの減収見込みは、
個人 17百万円×0.8×0.15=2.0百万円
法人 28百万円×0.8×0.234=5.2百万円 となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税13) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 既成市街地等内の資産を譲渡して市街地再開発事業により整備された施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換特例(繰延割合80%) 《関係条項》 法:租税特別措置法第65条の7第1項表6、第68条の78第1項表6
4	担当部局	都市局市街地整備課、住宅局市街地建築課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度 創設 昭和50、55、60、平成2、3、8、13、18、23年度 適用期限の延長 平成10年度 対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加 平成23年度 認定再開発事業を除外 平成26年度 対象資産、施行区域面積の要件追加
7	適用又は延長期間	3年間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 市街地再開発事業の推進により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、コンパクトシティの推進及び密集市街地の解消を図る。 《政策目的の根拠》 (土地の高度利用と都市機能の更新) ・都市再開発法(昭和44年法律第38号)第123条 「国及び地方公共団体は、施行者に対し、市街地再開発事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。」 ・経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月閣議決定) 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (5)防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化 ④都市の活力の向上等 「東京大会等の開催も見据え、東京などの大都市において、国際ビジネス・生活環境の整備や大規模災害に対する環境整備等を図るため、民間都市開発事業を強力に推進する」 (コンパクトシティの推進) ・「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月閣議決定) 第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (2)社会資本整備等 ①基本的な考え方

		<p>「本格的な人口減少を迎える中であっても、我が国経済社会の活力と魅力を維持・向上させるために、持続可能な都市構造の実現を図るとともに、成長の基礎となる社会資本整備を着実に進めていくことが重要である。</p> <p>そのためには、(中略)コンパクト・プラス・ネットワークの形成と公的ストックの適正化を図ることにより、人口減少の中であっても効率的・効果的な公共サービスを確保するとともに、都市・地域の活力を高めていく」</p> <p>・「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月閣議決定)</p> <p>第2 具体的施策</p> <p>11. 都市の競争力の向上と産業インフラの機能の強化</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>「我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、(中略)コンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、民間投資の喚起や生産性向上等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める」</p> <p>(密集市街地の解消)</p> <p>・「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月閣議決定)</p> <p>第3章 経済・財政一体改革の推進</p> <p>5. 主要分野ごとの改革の取組</p> <p>(5)防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化</p> <p>③防災・減災</p> <p>「安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくり(中略)等に向けた取組を進める」</p> <p>・「住生活基本計画」(平成 28 年 3 月閣議決定)</p> <p>第2 目標と基本的な施策</p> <p>目標8 住宅地の魅力の維持・向上</p> <p>「国土強靱化の理念を踏まえ、火災や地震、洪水・内水、津波・高潮、土砂災害等の自然災害等に対する防災・減災対策を推進し、居住者の安全性の確保・向上を促進」</p> <p>「密集市街地の改善整備(中略)等により居住者の災害時の安全性の向上を図る」</p> <p>・「国土強靱化基本計画」(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)</p> <p>第3章 国土強靱化の推進方針</p> <p>2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針</p> <p>(個別施策分野の推進方針)</p> <p>(2)住宅・都市</p> <p>「密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進める。このため、地方公共団体等への支援策や税制の活用、(略)などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて実施する」</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進</p> <p>施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する</p>

		<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (都市機能更新率) 平成 27 年度 40.9% → 平成 31 年度 44.3% ※都市機能更新率とは、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区等における宅地面積に占める 4 階建て以上の建築物の宅地面積の割合をいう。</p> <p>(都市機能集積率) 延長要望期間中の各年度(平成 29 年度～平成 31 年度)において前年度比+0%以上 ※都市機能集積率とは、人口 10 万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合をいう。</p> <p>(地震時等に著しく危険な密集市街地の面積) 平成 27 年度(速報)約 4,450 ヘクタール → 平成 32 年までに概ね解消 ※地震時等に著しく危険な密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地をいう。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により保留床の取得者に対し、税制上のインセンティブを提供し、市街地再開発事業の施行の円滑化を図ることで、土地の高度利用と都市機能の更新が図られるとともにコンパクトシティ化の推進及び密集市街地の解消が図られ、政策目的の達成に寄与することが見込まれる。</p>
9	有効性等	①: 適用数等	<p>(適用件数・適用額) 平成 24 年度: 6 件(約 817 百万円) 平成 25 年度: 4 件(約 84 百万円) 平成 26 年度: 5 件(約 359 百万円) ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋</p> <p>前回要望時の所期の想定では適用数は 3 件程度と予測していたところ、直近(平成 26 年度)においては 5 件程度の適用があり、想定外に僅少ではない。 過年度(平成 24 年度～平成 26 年度)における本措置の適用件数は、15 件であるが、地方自治体等への調査により、延長要望期間中において本措置が適用される可能性がある市街地再開発事業の地区は、22 地区、33 件程度と見込まれる。</p>
		②: 減収額	<p>(算定根拠) 適用額 × 法人税率(25.5%) = 減収額</p> <p>(過年度の減収額) ・平成 24 年度(適用額): 約 817 百万円 減収額: 約 817 百万円 × 0.255 = 約 208 百万円 ・平成 25 年度(適用額): 約 84 百万円 減収額: 約 84 百万円 × 0.255 = 約 21 百万円 ・平成 26 年度(適用額): 約 359 百万円 減収額: 約 359 百万円 × 0.255 = 約 92 百万円 ※適用額: 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋</p>

		<p>(延長要望期間中(平成 29 年度～平成 31 年度)における1年度あたりの減収見込み額)</p> <p>過年度(平成 24 年度～平成 26 年度)における本措置の適用件数は、15 件であるが、地方自治体等への調査により、延長要望期間中において本措置が適用される可能性がある市街地再開発事業の地区、件数は、22 地区、33 件程度と見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用見込み件数 <ul style="list-style-type: none"> 適用見込み件数を延長要望期間(3 年間)で平均すると1年度あたり 11 件となる。 ・1件あたりの適用見込み額 <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度～平成 26 年度の適用額、適用件数を基に、1件あたりの適用見込み額を算出。 (約 817 百万円+約 84 百万円+約 359 百万円)÷15(適用件数)=約 84 百万円 ・減収見込み額 <ul style="list-style-type: none"> 1 件あたりの適用額の平均値 × 税率 × 適用見込み件数 により、 ・平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> 84 百万円 × 0.234 × 11 件 ≒ 約 216 百万円(減収見込み額) ・平成 30 年度、平成 31 年度 <ul style="list-style-type: none"> 84 百万円 × 0.232 × 11 件 ≒ 約 214 百万円(減収見込み額) <p>※法人税率は、平成 29 年度については 23.4%、平成 30 年度、平成 31 年度については 23.2%を用いた。</p>
	<p>③: 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》</p> <p>(都市機能更新率)</p> <p>平成 24 年度に 40.0%であった都市機能更新率が平成 27 年度には 40.9%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 31 年度に 44.3%とすることを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>(都市機能集積率)</p> <p>平成 24 年度から平成 26 年度の各年度において、前年度比+0%以上を達成しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については前年度比+0%以上とすることを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>(地震時等に著しく危険な密集市街地の面積)</p> <p>平成 23 年度に 5,745ha であった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積が平成 27 年度末には 4,435ha と減少しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成 32 年度に概ね解消することを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置等により市街地再開発事業が促進されることで、土地の合理的かつ健全な高度利用、コンパクトシティ化が推進されることによる都市構造の改善、密集市街地の解消を通じた人命リスクや地震・火災等による被害のリスクが低減される。また、1 地区あたり約 176 億円の建設等投資による民間投資誘</p>

			発効果があることから、効果と減収額とを比較すると税収減を是認する効果があると言える。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	市街地再開発事業において、保留床の取得を望む者に対して保留床の取得を促進する措置は本措置のみであり、必要最小限の措置である。 本措置により保留床が着実に処分されることで、市街地再開発事業の施行が円滑化され政策目標の達成に寄与することから本措置の延長要望を行うものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業には本措置の他の税制や補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである。一方で本措置は、事業資金の確実な確保という観点から保留床取得者を支援するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月 (H25 国交 16)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大
2	対象税目	（法人税：義、所得税：外）（国税 55） （個人住民税：外、法人住民税：義、事業税：義）（地方税 52） 【新設・ <u>拡充</u> ・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 現在、避難解除区域等において、都市施設である「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備にあたり、収用交換等の対象となる資産に係る譲渡所得の特別控除等(5,000万円特別控除等)の適用を受けるところ、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。 また、当該特別控除等については、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前においても適用を受けるところ、同様に、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。 《関係条項》 ○福島復興再生特別措置法第 32 条 ○都市計画法第 11 条第 12 項 ○租税特別措置法第 33 条の 4、第 65 条の 2 ○租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 4 号の 9
4	担当部局	都市局 都市計画課、市街地整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	平成 28 年 8 月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 27 年度 収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等の対象となる事業の拡充（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）
7	適用又は延長期間	－
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方(平成 28 年 8 月 31 日 原子力災害対策本部・復興推進会議決定)」において、帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備することとされた。 また、国道 6 号をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路(これに接する部分や常磐道の追加インターチェンジを含む)について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備を行うこととされた。 整備にあたっては、除染とインフラ整備が一体的かつ効率的に行われる予定である。 これらの政府方針を踏まえ、今後実施される復興拠点等の整備等を行う。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島復興再生特別措置法 ○福島復興再生基本方針 3 福島復興及び再生の基本理念、基本姿勢 (2)原子力災害による被害を受けた福島の特種な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>■原子力災害からの福島復興の加速に向けて(平成 25 年 12 月閣議決定、平成 27 年 6 月改定)</p> <p>2. 新たな生活の開始に向けた取り組みを拡充する。</p> <p>(2)復興拠点の整備</p> <p><u>地元の各市町村は復興拠点の整備を計画している。市町村ごとに相違はあるものの、こうした町内の復興拠点は、おおむね、複数の施設・機能から構成され、新しいまちづくりにおける中核としての位置づけがなされている。</u>こうした町内の復興拠点について、円滑かつ迅速に整備が進むよう、平成 27 年 5 月に施行された改正福島復興再生特別措置法において創設した復興再生加速化交付金(帰還環境整備交付金)による一団地の復興再生拠点整備制度をはじめ、様々な支援策等を柔軟に活用し、各市町村のニーズにワンストップで対応しつつ支援していく。</p> <p>■「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本指針(平成 28 年 3 月閣議決定)</p> <p>2. 各分野における今後の取り組み</p> <p>(4)原子力災害からの復興・再生</p> <p>④中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化 (略)</p> <p>市町村内外の復興拠点については、<u>一団地の復興再生拠点市街地形成施設制度など、福島再生加速化交付金を始めとするさまざまな支援策の柔軟な活用等により円滑かつ迅速な整備を支援していく。</u></p> <p>(以下略)</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 復興拠点等の整備等</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置が適用されることで用地取得が迅速化され、復興拠点等の整備に要する事業期間が短縮されることにより、復興拠点等の整備等が促進される。</p>

9	有効性等	① 適用数等	「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」が整備された件数:2か所(平成28年6月末現在)
		② 減収額	—
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 本特例措置により、帰還困難区域における市町村において、復興拠点等の整備等に向けた検討及び具体化が促進される。
			《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置は、効率的かつ円滑な用地取得が可能となり、復興拠点等の整備等に大きな役割を果たす。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	避難指示解除区域等においては、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」において租税特別措置が講じられているところ、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても、効率的かつ円滑な用地取得を可能とするためには、租税特別措置を講ずることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解	—	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 37) 【新規・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 25 条の 2 に規定する浸水被害対策区域において、民間事業者が設置する雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5 年間 1 割増償却)について、適用期限(平成 29 年 3 月 31 日)を 2 年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法 第 14 条の 2 第 1 項、同条第 2 項第 3 号 第 47 条の 2 第 1 項、同条第 3 項第 3 号</p> <p>租税特別措置法施行令 第 7 条の 2 第 5 項、第 29 条の 5 第 4 項</p> <p>租税特別措置法施行規則 第 6 条の 2 第 3 項 第 20 条の 21 第 3 項</p>
4	担当部局	国土交通省水管理・国土保全局下水道部、治水課、水資源部水資源政策課、住宅局建築指導課 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査企画担当)
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 25 年度～平成 30 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 10 年度 税制創設 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 100m³ 以上</p> <p>平成 11 年度 2 年延長</p> <p>平成 13 年度 2 年延長、 規模要件 貯水容量 100m³ 以上→200m³ 以上</p> <p>平成 14 年度 償却率 1.2 割増→1 割増</p> <p>平成 15 年度 2 年延長</p> <p>平成 16 年度 特定都市河川流域における貯留利用施設について、 規模要件 貯水容量 200m³ 以上→100m³ 以上</p> <p>平成 17 年度 2 年延長 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 200m³ 以上 →300m³ 以上</p> <p>平成 19 年度 浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000 m² 以上を追加 2 年延長</p> <p>平成 21 年度 2 年延長</p> <p>平成 23 年度 2 年延長 浸透性舗装規模要件 3,000 m² 以上→5,000 m² 以上</p> <p>平成 25 年度 2 年延長</p> <p>平成 27 年度 2 年延長</p> <p>対象区域 人口 30 万人以上の都市→下水道法第 25 条の 2 に規定する浸水被害対策区域</p> <p>対象施設 雨水貯留利用浸透施設→雨水貯留利用施設</p>
7	適用又は延長期間	平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本制度の政策目的は、雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被害の軽減である。</p> <p>近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度（降雨強度 100mm/h 以上も多い）に雨が降ることが特徴であり、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難で被害軽減のための事前の対応が取りにくい。ため、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が出ているところである。</p> <p>一方、都市部においては、地下空間の利用が進み、雨水管の新設等追加的な下水道の整備のみで浸水被害へ対応することは非常に困難な状況にある。したがって、このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるには、民間による雨水貯留利用施設の整備を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。</p> <p>地方公共団体では、下水道の整備とあわせて、学校の校庭や公園等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあるが、利用できる敷地は限られていることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が不可欠である。</p> <p>このような取組を後押しするため、平成 27 年 5 月に下水道法を改正し、浸水被害対策区域制度を創設した。浸水被害対策区域は、都市機能が集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがあるにもかかわらず、土地利用の状況により、下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域において、公共下水道管理者が条例で指定するものであり、当該区域内では、条例による各戸貯留の義務づけ等が可能となる。</p> <p>本税制特例措置は、浸水被害対策区域における雨水貯留利用施設の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図ることにより、各戸貯留の義務付け等の施策と一体として浸水被害防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>また、雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につながるものである。（平成 27 年 5 月には、議員立法により「雨水の利用の推進に関する法律」が施行された。）</p> <p>《政策目的の根拠》 社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定） 第 2 章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要 第 2 節 重点目標と政策パッケージ 2. 重点目標 2：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する</p>
---	------	--------------	--

			<p>政策パッケージ 2-2: 激甚化する気象災害に対するリスクの低減 重点施策(水害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進 ・近年、頻発する局地的な大雨等(いわゆるゲリラ豪雨)に対応するため、下水道による浸水対策を推進するとともに、施設の能力を上回る降雨に対しては、官民連携してハード対策、ソフト対策等を組み合わせた効率的かつ効果的な浸水対策を推進 																					
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>国土交通省政策評価基本計画(平成26年3月策定、平成28年4月最終変更)</p> <p>政策目標Ⅳ 水害等災害による被害の軽減 施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含</p> <p>平成28年度内閣府本府政策評価実施計画 政策9 防災政策の推進 施策⑤ 防災行政の総合的推進</p>																					
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成27年9月に「第4次社会資本整備重点計画」が閣議決定されており、社会資本整備事業の実施に関する達成目標について、その進捗を示す指標を新たに設定したところである。また、近年の雨の降り方の変化に伴い、浸水被害のリスクは一層高まっており、より最近の傾向を反映している以下の指標を達成目標とすることとする。</p> <p>「過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」 (H26年度: 約6.5万戸→H32年度: 約4.4万戸)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制が、民間による雨水貯留利用施設の設置の促進に対するインセンティブとなり、雨水流出量の抑制が実現されることにより、水災害による被害の防止、軽減に寄与するものである。</p>																					
9	有効性等	① 適用数等	<p style="text-align: right;">(千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">適用件数</th> <th style="text-align: center;">適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度(実績)</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: right;">24,258</td> </tr> <tr> <td>平成26年度(実績)</td> <td style="text-align: center;">5件</td> <td style="text-align: right;">66,122</td> </tr> <tr> <td>平成27年度(実績)</td> <td style="text-align: center;">0件</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(見込み)</td> <td style="text-align: center;">18件</td> <td style="text-align: right;">504,000</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(見込み)</td> <td style="text-align: center;">30件</td> <td style="text-align: right;">840,000</td> </tr> <tr> <td>平成30年度(見込み)</td> <td style="text-align: center;">30件</td> <td style="text-align: right;">840,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成25年度及び平成26年度は、本措置の対象区域が下水道法に規定する「浸水被害対策区域」に変更となる以前の実績を示している。なお、適用件数及び適用額は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査による。</p> <p>前回要望時の所期の想定では、平成27年度において30件程度を予測していたが、実際は適用実績がない状況となっている。前回要</p>		適用件数	適用額	平成25年度(実績)	1件	24,258	平成26年度(実績)	5件	66,122	平成27年度(実績)	0件	0	平成28年度(見込み)	18件	504,000	平成29年度(見込み)	30件	840,000	平成30年度(見込み)	30件	840,000
	適用件数	適用額																						
平成25年度(実績)	1件	24,258																						
平成26年度(実績)	5件	66,122																						
平成27年度(実績)	0件	0																						
平成28年度(見込み)	18件	504,000																						
平成29年度(見込み)	30件	840,000																						
平成30年度(見込み)	30件	840,000																						

		<p>望時に、本税制措置の対象となる区域を、平成 27 年度に改正された下水道法第 25 条の 2 に基づく浸水被害対象区域に変更したところであるが、民間事業者等との調整や条例による区域指定が必要である等の、当該区域の性質上、実際に区域指定に至る箇所がなかったためである。現在、改正下水道法に基づき、市町村等が区域指定のための条例制定に必要な検討、調整及び事務手続き等を進めている段階にあるため、平成 28 年度より、順次、区域指定に伴う適用が見込まれるものと考えられる。そのため、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。</p> <p>なお、平成 28 年度以降は、ヒアリング等により指定が見込まれる区域を想定（平成 28 年度 3 区域、平成 29 年度以降 5 区域）し、300m³ 以上の貯留施設が設置可能な建築物の着工データ（「建築着工統計調査」による）をもとに、民間事業者による建築物の設置状況及び見通し等を推計し、各区域の適用件数を設定した（6 件／区域、うち個別ビル等の貯留施設（貯留能力 300m³ 規模）が施設全体の約 8 割、再開発ビル等の大規模貯留施設（貯留能力 3,000m³ 規模）が施設全体の約 2 割）。また、過去に実施したアンケート調査をもとに貯留施設 1 件当たりの整備費用を施設規模ごとに算出（貯留能力 300m³：1,000 万円、貯留能力 3,000m³：10,000 万円）し、設定した適用件数に乗じることで適用額を算定している。</p> <p>※適用額＝適用件数×1 件当たり貯留施設整備費用</p> <p>平成 28 年度 $(18 \text{ 件} \times 0.8) \times 1,000 \text{ 万円} + (18 \text{ 件} \times 0.2) \times 10,000 \text{ 万円}$ $= 50,400 \text{ 万円 (504,000 千円)}$</p> <p>平成 29 年度以降 $(30 \text{ 件} \times 0.8) \times 1,000 \text{ 万円} + (30 \text{ 件} \times 0.2) \times 10,000 \text{ 万円}$ $= 84,000 \text{ 万円 (840,000 千円)}$</p>								
	② 減収額	<p>○過去の実績</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度(実績)</td> <td style="text-align: right;">51</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度(実績)</td> <td style="text-align: right;">140</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度(実績)</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table> <p>※平成 25 年度及び平成 26 年度は、本措置の対象区域が下水道法に規定する「浸水被害対策区域」に変更となる以前の実績を示している。</p> <p>※減収額＝適用額×割増償却率（耐用年数 30 年、定率法を採用）×法人税率</p> <p>平成 25 年度 $24,258 \text{ 千円} \times 0.0083 \times 0.255 = 51 \text{ 千円}$ 平成 26 年度 $66,122 \text{ 千円} \times 0.0083 \times 0.255 = 140 \text{ 千円}$</p> <p>○適用見込み（カッコ内は減収額、単位：千円）</p>		(千円)	平成 25 年度(実績)	51	平成 26 年度(実績)	140	平成 27 年度(実績)	0
	(千円)									
平成 25 年度(実績)	51									
平成 26 年度(実績)	140									
平成 27 年度(実績)	0									

		<p>平成 28 年度：18 件（401） 平成 29 年度：30 件（668） 平成 30 年度：30 件（662）</p> <p>本税制措置において対象となる区域は、平成 27 年度に改正された下水道法に規定する浸水被害対策区域であり、現在、改正法に基づき、市町村等が区域指定のための条例制定に必要な検討及び調整等を行っている段階にあるため、適用実績が無い状況となっている。</p> <p>平成 28 年度より、順次、区域指定のための条例制定を行われる予定となっているため、本措置の適用が見込まれる。</p> <p>なお、適用対象となる施設の整備費用に、割増償却率と法人税率を乗じることにより算定している（耐用年数 30 年、定額法を採用）。 ※減収額＝適用件数×1 件当たり貯留施設整備費用×割増償却率 ×法人税率</p> <p>平成 28 年度 {(18 件×0.8) ×1,000 万円+ (18 件×0.2) ×10,000 万円} ×0.0034×0.234=40.1 万円（401 千円）</p> <p>平成 29 年度 {(30 件×0.8) ×1,000 万円+ (30 件×0.2) ×10,000 万円} × 0.0034×0.234=66.8 万円（668 千円）</p> <p>平成 30 年度 {(30 件×0.8) ×1,000 万円+ (30 件×0.2) ×10,000 万円} × 0.0034×0.232=66.2 万円（662 千円）</p>
	<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》</p> <p>○達成目標の実現状況 本税制措置により達成しようとする目標 「過去 10 年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」 平成 26 年度：約 6.5 万戸（実績） 平成 27 年度：約 6.1 万戸（実績） 平成 32 年度：約 4.4 万戸（目標値） ※平成 26、27 年度は国土交通省調べ</p> <p>○所期の目標の達成状況 上記の目標とする家屋数について、平成 27 年度においては約 6.1 万戸（国土交通省調べ）となっており、所期の目標（平成 32 年度：約 4.4 万戸）に対して、現状の進捗率では達成が困難である。</p> <p>○租税特別措置等の直接的効果 平成 27 年度に措置の対象区域が変更されて以降、本措置の適用は無いが、本税制措置により、今後、前提条件となる区域指定が進み、民間の雨水貯留利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去 10 年に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の浸水に対する安全度が向上されるものである。本税制措置によるインセンティブが働かず、整備促進効果がなくなることで、対策効果が失われ、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになり、上記の目標達成がより困難な状況となる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>上記政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されるものであり、本件税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現しているものである。</p> <p>都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害を着実に軽減していくためには、既成市街地における対策、官民が連携した対策をさらに促進していくことが必要であり、このためには、税制措置は非常に有効な手段である。なお、本税制措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。以上を踏まえると、本措置は効果と減収額を比較して十分に減収額を是認する効果があり、また今後とも、十分に税込減を是認する効果を持ちうると言える。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在整備されている下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、下水道によるハード施設整備のみで対応することは困難であり、その被害軽減を図るためには民間による雨水貯留利用施設の設置を進め、官民が連携した浸水防止対策を進める必要がある。</p> <p>下水道法上の浸水被害対策区域内において、民間が設置する雨水貯留利用施設は、広く分散して存在し、当該地域における雨水の流出量を緩和・削減して治水安全度を向上させる効果があり、区域内の浸水被害の解消という政策目標を早期達成するために有効である。</p> <p>また、都市部では地下空間の利用が進み、公共が雨水貯留利用施設を自ら設置するには、技術的に難易度が高く、また、用地取得も含め整備に要する費用が大きくなるうえ、整備から供用までに時間を要することになる。</p> <p>一方、民間が商業施設等を設置する際に、税制上の措置を受けて雨水貯留利用施設を設置する場合は、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担が少ないにもかかわらず、浸水被害の軽減効果を早期に発現することが可能となる。したがって、民間の開発等にあわせて雨水貯留利用施設の整備促進を図る本税制措置は、妥当な措置である。</p> <p>さらに、雨水の利用を推進することで、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制にも寄与する。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・ 特定地域都市浸水被害対策事業</p> <p>内水被害の著しい地域において、浸水被害対策区域に指定された地区で、民間事業者が建築物で貯留施設等を建設する場合に国庫補助を行う。</p> <p>(平成 27 年度 4.0 億円)</p> <p>上記予算上の措置等は、民間事業者と下水道管理者が一体的に整備することにより、大規模施設等のスケールメリット等が働き迅速な効果の発現が可能な場合において、民間事業者へ補助を行うものである。上記のような施設は数が限られ、地区内で浸水対策の効果を発現するには、スケールメリット等が働きにくい小規模な個別ビル等の、より裾野の広い取組みと併せて促進することが必要であり、そのために本税制による支援措置を講ずる。</p> <p>なお、補助金等をもって建築し、又は設置される構築物については、本税制の適用対象から除外されている。</p>

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成 26 年 10 月 (H26 国交 21)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 40) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 (1) 現行制度の概要 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)で新築されたものを取得し、又はサ高住を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、5年間1.0割増(耐用年数35年以上のものについては1.4割増)で償却する。 (2) 要望の内容 本特例措置の適用要件に医療・介護施設の併設要件を追加し、適用期限(平成29年3月31日)を2年間延長する。
		《関係条項》 租税特別措置法第14条、第47条、第68条の34
4	担当部局	住宅局安心居住推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成28年8月 分析対象期間: 平成24~30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成15年度 延長・縮減 平成17年度 延長 平成19年度 延長・縮減 平成21年度 延長・拡充 平成23年度 延長・拡充 平成25年度 延長 平成28年度 延長・縮減
7	適用又は延長期間	2年間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の住宅ストックのうち、高齢者が要介護状態になっても安心して暮らせる住宅が不足している状況を踏まえ、医療・介護サービスとの連携が図られたサ高住の供給を促進することにより、高齢者に適した住まいの確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)において、「高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現」すること、「まちづくりと調和し、高齢者の需要に応じたサービス付き向け住宅等の供給促進や「生涯活躍のまち」の形成」が位置付けられている。</p> <p>○「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、「2020年代初頭までに 介護基盤の整備拡大量:50万人分以上(サービス付き高齢者向け住宅約2万人分を含む)」が位置付けられている。</p> <p>○「日本再興戦略改訂2016」(平成28年6月2日閣議決定)中短期工程表「既</p>

		<p>存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化②)において、「サービス付き高齢者向け住宅や高齢者支援施設等の整備を促進」すること、「サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保の推進等により、多世代循環型の住宅・コミュニティづくり(スマートウェルネス住宅・シティ)を推進」することが位置付けられている。</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)において、「介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤を整備し、地域包括ケアを推進する」ことが位置付けられている。</p> <p>○「健康・医療戦略」(平成26年7月22日閣議決定)において、「高齢期に自宅で長く自立して健康で快適に暮らせるよう(中略)サービス付き高齢者向け住宅等の整備」を行うことが位置付けられている。</p> <p>○「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、在宅サービス・居住系サービスの強化として、「サービス付き高齢者住宅を充実させる」ことが位置付けられている。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>に包含。</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○平成37年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を4%とする。</p> <p>○平成37年度におけるサ高住全体に対する高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合を90%とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○サ高住の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を平成37年度までに4%とすることで、高齢者に適した住まいの確保が図られる。</p> <p>○サ高住の供給にあたり、医療・介護施設を併設したものに支援を重点化することで、入居者の要介護度の重度化にも対応可能な高齢者の住まいの確保につながる。</p>
9	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>〈適用数〉</p> <p>平成24年度 49件 平成25年度 103件 平成26年度 146件 平成27年度 177件(見込み) 平成28年度 198件(見込み) 平成29年度 153件(見込み) 平成30年度 153件(見込み)</p> <p>※平成24年度から平成26年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用件数」(平成24年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。)</p> <p>※平成27年度以降は、平成26年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、下記の通り推計。</p>

		<p><適用数の推計方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 26 年度)より、平成 26 年度における割増償却における適用件数は、146 件(①) ・国交省調査(地方自治体に対するアンケート)より、 <ul style="list-style-type: none"> ○平成 26 年度における竣工済のサ高住は、15.3 万戸(②) ○平成 27 年度における竣工済のサ高住は、18.5 万戸(③) ○平成 23 年度に竣工したサ高住は約 0.7 万戸(国土交通省調べ)であり、年間約 3 万戸の新規竣工を仮定すると、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間で竣工されたサ高住は、③+3 万戸-0.7 万戸=20.8 万戸(④) ・平成 27 年度における割増償却の適用件数は、①×③÷②=177 件(⑤) ・平成 28 年度における適用件数は、⑤×④÷③=198 件(⑥) ・平成 28 年度以降は、割増償却の期間が 5 年間であることを踏まえ、平成 28 年度の適用件数が継続すると仮定するとともに、医療・介護施設の併設要件を追加することから、⑥×77%(平成 26 年度末登録情報より)=153 件(⑦) <p><適用額></p> <table border="0"> <tr><td>平成 24 年度</td><td>136 百万円</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>349 百万円</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>445 百万円</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>269 百万円(見込み)</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>212 百万円(見込み)</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>163 百万円(見込み)</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>163 百万円(見込み)</td></tr> </table> <p>※平成 24 年度から平成 26 年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用総額」(平成 24 年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。)</p> <p>※平成 27 年度以降は、平成 26 年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、国土交通省において下記の通り推計。</p> <p><適用額の推計方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 26 年度)より、平成 26 年度における割増償却における適用件数は、445 百万円(⑧) ・平成 27 年度における割増償却の適用総額は、平成 26 年度に比べて割増償却率が半分になるため、⑧×⑤÷①×1/2=269 百万円(⑨) ・平成 28 年度における割増償却の適用総額は、平成 27 年度に比べて、償却率が 7 割となったことから、⑨×⑥÷⑤×0.7=212 百万円(⑩) ・平成 29 年度、平成 30 年度における割増償却の適用総額は、⑩×⑦÷⑥=163 百万円(⑪) <p>【過去の実績について適用数等が想定外に僅少でないか否か】</p> <p>前回評価時(平成 28 年度税制改正要望時)における平成 26 年度の将来推計は、適用数:132 件、適用額 447 百万円であることから、想定外に僅少または特定の者に偏っている状況ではない。</p>	平成 24 年度	136 百万円	平成 25 年度	349 百万円	平成 26 年度	445 百万円	平成 27 年度	269 百万円(見込み)	平成 28 年度	212 百万円(見込み)	平成 29 年度	163 百万円(見込み)	平成 30 年度	163 百万円(見込み)
平成 24 年度	136 百万円															
平成 25 年度	349 百万円															
平成 26 年度	445 百万円															
平成 27 年度	269 百万円(見込み)															
平成 28 年度	212 百万円(見込み)															
平成 29 年度	163 百万円(見込み)															
平成 30 年度	163 百万円(見込み)															
	② 減収額	<table border="0"> <tr><td>平成 24 年度</td><td>35 百万円</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>89 百万円</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>114 百万円</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>64 百万円(見込み)</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>50 百万円(見込み)</td></tr> </table>	平成 24 年度	35 百万円	平成 25 年度	89 百万円	平成 26 年度	114 百万円	平成 27 年度	64 百万円(見込み)	平成 28 年度	50 百万円(見込み)				
平成 24 年度	35 百万円															
平成 25 年度	89 百万円															
平成 26 年度	114 百万円															
平成 27 年度	64 百万円(見込み)															
平成 28 年度	50 百万円(見込み)															

			<p>平成 29 年度 38 百万円(見込み) 平成 30 年度 38 百万円(見込み)</p> <p>※平成 24 年度から平成 26 年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用総額」(平成 24 年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。)に対して、法人税率を基本税率として下記の通り減収額を試算。</p> <p>※平成 27 年度以降は、平成 26 年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、下記の通り推計。</p> <p>〈減収額の試算方法及び推計方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度における減収額は、136 百万円×25.5%＝35 百万円 ・平成 25 年度における減収額は、349 百万円×25.5%＝89 百万円 ・平成 26 年度における減収額は、445 百万円×25.5%＝35 百万円 ・平成 27 年度における減収額は、⑨×23.9%＝64 百万円 ・平成 28 年度における減収額は、⑩×23.4%＝50 百万円 ・平成 29 年度における減収額は、⑪×23.4%＝38 百万円 ・平成 30 年度における減収額は、⑪×23.2%＝38 百万円
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>本特例措置は、平成 23 年度にサ高住の登録制度の創設と併せて拡充されているところであり、結果、平成 27 年度末にはサ高住の竣工済戸数にして約 18.5 万戸の供給に寄与している。高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は 1.9%(H25)→2.2%(H27)と上昇しており、このペースを維持することで、平成 37 年度の 4%の目標値を達成すると見込まれる。</p> <p>また、本特例措置において、医療・介護施設を併設したサ高住に支援を重点化することで、医療・介護施設を併設したサ高住の供給促進が図られることから、高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合を 77%(H26)から 90%(H37)とするという目標の達成に寄与するものである。なお、同目標は本年 3 月に閣議決定した住生活基本計画に新たに位置付けられたものであり、平成 27 年度における高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合は 78%である。</p> <p>※有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サ高住、高齢者向け優良賃貸住宅等の戸数(国土交通省アンケート調べ、厚生労働省老健局調べ)に基づいて算出。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置の適用件数は、平成 26 年度で 146 件であり、登録 1 事業者の平均戸数が約 47 戸であることを踏まえると、少なくとも約 6,800 戸の適用が見込まれることから、本特例措置の供給促進効果が伺える。このため、本特例措置により、一定の減収が見込まれるが(114 百万円(平成 26 年度))、一方、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は 1.7%(H23)→2.2%(H27)と着実に上昇しており、平成 37 年度の 4%の目標値を達成すると見込まれることから、税収減を是認する効果があると考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、適確かつ必要最小限である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割	<p>サービス付き高齢者向け住宅整備事業(平成 28 年度予算額 320 億円)</p> <p>【事業内容】</p> <p>サ高住の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO 等に直接補助を行う。</p>

		分担	<p>【補助対象】 登録されたサ高住</p> <p>【補助額】 建築費の 1/10、改修費の 1/3(国費上限 100 万円/戸)</p> <p>上記の予算上の措置は、サ高住の共用部分の整備に対する支援であり、インシヤルコストの一部を軽減する役割である。本特例は、専用部分の整備に対する支援であり、また、当初5年間にわたり課税の繰り延べを行う選択肢を与えるものであることから、事業初期の継続性を支援する役割である。以上のことから、明確に役割分担が図られている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>租税特別措置の拡充・延長により、民間活力を利用したサ高住の更なる供給が促進されることとなり、各地方公共団体における高齢者の居住の安定の確保に寄与することとなる。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月(平成 28 年度税制改正要望時)国交 04

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 41) 【新設・拡充・ 延長 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 防災街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の危険密集市街地の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合の事業用資産の買換特例(繰延割合 80%)の適用期限(平成 29 年 3 月 31 日)を 3 年間延長する。
		《関係条項》 租税特別措置法第 65 条の 7、第 65 条の 9
4	担当部局	住宅局市街地建築課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 28 年 8 月～平成 31 年 8 月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 16 年 創設 平成 18 年 延長 平成 23 年 延長 平成 26 年 縮減・延長
7	適用又は延長期間	3年間
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。 《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(平成 28 年 3 月 18 日閣議決定)」において地区内閉塞度や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消することが位置づけられるとともに、「国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)」においても、密集市街地の延焼防止等に資する施策を進めることとされているところ。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含

		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成27年度(速報)約4,450ヘクタール)について、平成32年度までに概ね解消することを目指す。 【国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)】 ※地震時等に著しく危険な密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地をいう。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であるが、本特例の継続により、保留床の処分が円滑になり、事業参加者の負担軽減が図られ、保留床の処分が円滑になる事業の推進に資する。また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い不燃建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防災再開発促進区内の防災性の向上にも寄与することとなる。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用実績】 平成24年度:4件(適用額 166百万円) 平成25年度:1件(適用額 103百万円) 平成26年度:17件(適用額 2,507百万円) ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋</p> <p>平成27年度:7件(適用額 925百万円) 平成28年度:7件(適用額 925百万円)</p> <p>※上記2年分については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が存在しないため、適用見込は平成24年度～26年度の平均として、以下の数字を用いた。 適用数:(4件+1件+7件)/3年間≒7件/年 適用額:(166百万円+103百万円+2,507百万円)/3年間≒925百万円</p> <p>【適用見込】 平成29年度から平成31年度において、過年度と同程度の防災街区整備事業の実施件数が想定されることから、過年度と同程度の適用件数及び適用額があると想定される。</p> <p>平成29年度:7件(適用額 925百万円) 平成30年度:7件(適用額 925百万円) 平成31年度:7件(適用額 925百万円)</p> <p>※適用見込は平成24年度～26年度の平均として、以下の数字を用いた。 適用数:(4件+1件+7件)/3年間≒7件/年 適用額:(166百万円+103百万円+2,507百万円)/3年間≒925百万円</p> <p>前回要望時の所期の想定では、適用数は3年間で3件と予測していたところ、直近3年間で22件の適用があり、想定外に僅少ではない。また、本措置に</p>

		<p>係る買換資産は、事業の用に供するために保留床を取得する民間事業者全般に利用されることから、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。</p>	
	② 減収額	<p>【適用実績】 平成 24 年度：減収額 42.4 百万円 平成 25 年度：減収額 26.3 百万円 平成 26 年度：減収額 639.3 百万円 ※減収額＝圧縮額(適用額)×税率</p> <p>平成 27 年度：減収額 236 百万円 平成 28 年度：減収額 236 百万円 ※上記 2 年分については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が存在しないため、適用実績は平成 24 年度～26 年度の平均として、以下の数字を用いた。</p> <p>【適用見込】 平成 24 年度～平成 26 年度の減収額を基に、平成 29 年度から平成 31 年度の各年度あたりの減収額の見込みを以下のとおり算出。 各年度の減収見込額：(42.4 百万円+26.3 百万円+639.3 百万円)÷3年度 ＝約 236 百万円／年度</p> <p>平成 29 年度：減収額 236 百万円 平成 30 年度：減収額 236 百万円 平成 31 年度：減収額 236 百万円</p>	
	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進地区内の防災性の向上に寄与している。 その結果、平成 27 年度末の地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は 4,435 ヘクタールとなり、平成 23 年の約 6,000 ヘクタールから 3 割弱が解消された。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 平成 26 年度の政策チェックアップ評価書において、「住宅・市街地の防災性」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。</p>	
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	防災街区整備事業を行う施行者等に対しては予算や税制上の各種の支援措置があるが、地区外から防災街区整備事業で整備される建築物等への買換えを行う者については本特例措置以外の支援措置はない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月(平成26年度税制改正要望時)【国交 22】

－租税特別措置等に係る政策の事前評価書－

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）の拡充
2	対象税目	（国税 52・地方税 45（自動連動））（所得税：外、法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義） 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>中小企業者等が一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）（上乗せ措置については、税額控除（10%）又は即時償却）の選択適用を認めるもの。</p> <p>本措置の対象設備に器具備品と建物附属設備を追加。上乗せ措置について「中小企業等経営強化法」に基づく措置へと見直し、適用期限を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税</p> <p>租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8</p> <p>法人税</p> <p>租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3、第22条の25</p>
4	担当部局	自動車局貨物課 土地・建設産業局建設市場整備課 総合政策局公共事業企画調整課 自動車局旅客課 自動車局整備課 海事局内航課 海事局船舶産業課 港湾局港湾経済課 港湾局技術企画課技術監理室 総合政策局物流政策課物流産業室 観光庁観光産業課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成25年～平成31年

6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	<p>平成 10 年度 「総合経済対策」(平成 10 年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成 11 年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上)</p> <p>平成 12 年度 1年間の延長(平成 13 年5月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成 13 年度 10ヶ月の延長(平成 14 年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成 14 年度 2年間の延長(平成 16 年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ</p> <p>平成 16 年度 2年間の延長(平成 18 年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ</p> <p>平成 18 年度 2年間の延長(平成 20 年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加)</p> <p>平成 20 年度 2年間の延長(平成 22 年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成 22 年度 2年間の延長(平成 24 年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成 24 年度 2年間の延長(平成 26 年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)</p> <p>平成 26 年度 3年間の延長(平成 29 年3月迄の適用期間の延長)、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充</p>
7	適用又は延長期間	平成30年度末まで
8	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国土交通省関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」「国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。</p> <p>また、GDP600兆円の実現に向けては、産業全体の7割超を占めるサービス業の生産性の向上を図り地域経済において好循環を生み出していくことは必要であり、経済財政運営と改革の基本方針 2016 等でもその必要性が記載されている。トラック運送事業、内航海運業等の国土交通関係事業者は物流や公共事業など、我が国の国民生活と経済活動を支える重要な役割を担っており、その生産性向上を図ることは、国民生活の安定及び我が国の経済の発展という観点から不可欠であり、また喫緊の課題である。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2016」</p> <p>(1) 生産性革命に向けた取組の加速</p> <p>⑤ サービス産業の生産性向上</p> <p>雇用、GDPの7割超を占め、生産性向上の潜在可能性が高いサービス産業において、生産性革命を推進し、賃金引上げの環境を整備するとともに、労働力不足の克服を図る。</p>

(4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

② 中堅・中小企業・小規模事業者支援

中堅・中小企業・小規模事業者が第4次産業革命に対応できるよう、IT専門家の派遣等により、ICT投資やIT人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、省エネ及び省力化投資への支援、国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化等を通じた収益力向上等による中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図る。

(5) 防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化

① 社会資本整備の重点化と生産性革命

社会資本整備については、「社会資本整備重点計画」等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの成長力を強化する分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、長寿命化の観点及び中長期的な建設業の担い手の確保の観点も踏まえ、建設生産システムの生産性の向上を図りつつ、戦略的な取組を安定的・持続的に進める。

人口減少下でも生産性向上による持続的な経済成長を実現するため、効率的な渋滞解消策など社会のベースの生産性向上に資するインフラの計画的整備を行う。あわせて、物流効率化、ICT導入等による産業別の生産性の向上や、新技術の活用による未来型の生産性向上を強力に推進（生産性革命）する。

「日本一億総活躍プラン」

2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向
(同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善)

また、GDPの7割を占めるサービス産業の賃金を改善していくためには、生産性向上が不可欠である。サービスの質を見える化し、トラック運送、旅館、卸・小売業などの分野で、業種の特性に沿った指針を策定し、法的枠組みに基づく税制や金融による支援を集中的に行うことにより、サービス業が適正な価格を課することができる取引慣行を確立する。一人親方や中小零細事業主が安心して就業できる環境の整備を進める。

5. 「戦後最大の名目 GDP600兆円」に向けた取組の方向

(1) 第4次産業革命

第4次産業革命を我が国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業である。中堅・中小企業のニーズに寄り添い、現場目線でITやロボットの導入が進められるよう支援する。

(7) サービス産業の生産性向上

サービス産業は我が国のGDPの約7割を占め、地域の雇用と経済も支えている。中堅・中小企業も多いサービス産業の生産性の向上無くして、国民一人一人が経済成長と地域社会の活力を実感はできない。トラック、旅館、卸・小売業等7分野等の生産性をデータ・ITの活用や中小企業支援機関等の支援によって向上させる。

(8) 中堅・中小企業・小規模事業者の革新

中堅・中小企業・小規模事業者の活性化・生産性向上なしに、地域経済の活性化はない。地域の中核企業となる中堅企業等の世界市場への挑戦を後押しするとともに、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針を活用して経営力の強化を図りつつ、中小企業支援機関等と

		<p>も協力しながら、IT 利活用や省力化のための投資の促進など、中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた生産性の向上を支援する。</p> <p>「日本再興戦略 2015」 2. 未来投資に向けた制度改革 我が国経済の好循環を確かなものとするためには、民間企業の知恵を最大限いかすことのできる環境を整備するとともに、民間の未来への投資を促すことが重要である。 《KPI》今後3年間（2018年度まで）のうちに、設備投資を年間 80 兆円程度に拡大させることを目指す。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標:IX 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標:32 建設市場の整備を推進する 施策目標:35 自動車運送業の市場環境整備を推進する</p> <p>政策目標:VI 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。</p> <p>《租税特別措置等により達成目標に係る測定指標》 【トラック】 ・営業用トラックの新車登録台数 対平成 10 年度比 100%以上又は全車種の対平成 10 年度比を上回ること</p> <p>【内航船】 ・内航船舶の代替建造の促進 年間代替建造隻数を 90 隻以上</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の物流を担うトラック運送事業者及び内航海運事業者の事業の遂行に不可欠な設備に関し、その設備更新を後押しすることにより、生産性向上が図られ、国民生活の安定と我が国の経済の発展を図ることができる。 上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである</p>

9	有効性等	① 適用数等	<p>○適用件数及び適用額 (単位：件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>50,830</td> <td>61,538</td> <td>61,538</td> <td>61,538</td> <td>85,959</td> <td>85,959</td> <td>85,959</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>2,791</td> <td>3,486</td> <td>3,486</td> <td>3,486</td> <td>4,804</td> <td>4,804</td> <td>4,804</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 25 年～平成 26 年 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成 27 年以降の算定根拠については、別紙 1 参照</p> <p>○利用業種 (出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p> <p>○中小企業投資促進税制の利用業種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>農林水産業</th> <th>鉱業</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>2.9%</td> <td>0.7%</td> <td>20.2%</td> <td>32.0%</td> <td>8.9%</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>金融保険業</th> <th>不動産業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>0.6%</td> <td>0.8%</td> <td>0.7%</td> <td>11.1%</td> <td>15.7%</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p>		平成 25	26	27	28	29	30	31	適用件数	50,830	61,538	61,538	61,538	85,959	85,959	85,959	適用額	2,791	3,486	3,486	3,486	4,804	4,804	4,804	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合 (%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%	業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他	割合 (%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%	0.8%
			平成 25	26	27	28	29	30	31																																														
		適用件数	50,830	61,538	61,538	61,538	85,959	85,959	85,959																																														
適用額	2,791	3,486	3,486	3,486	4,804	4,804	4,804																																																
業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																																																	
割合 (%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%																																																	
業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他																																																	
割合 (%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%	0.8%																																																	
② 減収額	<p>○減収額 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>611</td> <td>761</td> <td>761</td> <td>761</td> <td>1,063</td> <td>1,063</td> <td>1,063</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>79</td> <td>98</td> <td>98</td> <td>98</td> <td>137</td> <td>137</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>44</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 25 年～平成 26 年 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p> <p>平成 27 年以降の算定根拠については、別紙 1 参照</p>		平成 25	26	27	28	29	30	31	法人税	611	761	761	761	1,063	1,063	1,063	法人住民税	79	98	98	98	137	137	137	法人事業税	44	52	52	52	73	73	73																						
	平成 25	26	27	28	29	30	31																																																
法人税	611	761	761	761	1,063	1,063	1,063																																																
法人住民税	79	98	98	98	137	137	137																																																
法人事業税	44	52	52	52	73	73	73																																																
③ 効果・税収減是認効果	<p><効果> 【トラック】 ○達成目標の実現状況</p> <p>(新車登録台数の推移)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用トラック</td> <td>52,850 (100.0)</td> <td>43,318 (82.0)</td> <td>51,137 (96.8)</td> <td>54,359 (102.9)</td> <td>59,260 (112.1)</td> </tr> <tr> <td>全車種</td> <td>4,234 (100.0)</td> <td>3,256 (76.9)</td> <td>3,451 (81.5)</td> <td>3,143 (74.2)</td> <td>3,145 (74.3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：営業用トラック (台)、全車種 (千台)。下段の括弧内は 10 年度比 (%)</p>		10 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	営業用トラック	52,850 (100.0)	43,318 (82.0)	51,137 (96.8)	54,359 (102.9)	59,260 (112.1)	全車種	4,234 (100.0)	3,256 (76.9)	3,451 (81.5)	3,143 (74.2)	3,145 (74.3)																																				
	10 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度																																																		
営業用トラック	52,850 (100.0)	43,318 (82.0)	51,137 (96.8)	54,359 (102.9)	59,260 (112.1)																																																		
全車種	4,234 (100.0)	3,256 (76.9)	3,451 (81.5)	3,143 (74.2)	3,145 (74.3)																																																		

○所期の目標の実現状況

【平成27年度】

・営業用トラックの新車登録台数

→対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ることが目標値であるところ、対平成10年度比100%以上及び全車種の対平成10年度比のいずれも上回っており、目標を達成している。

また、全車種の新車登録台数は平成10年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移している一方で、営業用トラックの新車登録台数は近年順調に伸びている。

○租税特別措置等による直接的な効果

本租税特別措置を利用することで、中小事業者により平成26・27年度の2カ年で新車トラック87,783台が導入された。

仮に本租税特別措置が認められなかった場合、トラック運送事業者の太宗を占める中小事業者による効率的で生産性の高い新車トラックの導入の動きが著しく低減し、トラック運送分野の生産性が改善されず、政策目的を達成できない。

【内航船】

○達成目標の実現状況

	9年度	24年度	25年度	26年度	27年度
代替 建造 隻数	89 (100.0)	74 (83.1)	91 (102.3)	83 (93.3)	87 (97.8)
老齢 内航 船舶 隻数	3,497 (100.0)	3,825 (109.4)	3,706 (106.0)	3,674 (105.1)	3,718 (106.3)

下段の括弧内は9年度比(%)

○所期の目標の実現状況

【平成27年度】

・内航船舶の代替建造隻数

→年平均75隻程度の建造隻数レベルの維持が目標値であるところ、平成26・27年度においては年平均85隻となり目標を達成している。

・老齢内航船舶比率

→対平成9年度比115%(4,050隻)程度以下に維持が目標値であるところ、平成27年度においては、106.3%(3,718隻)となり目標を達成している。

内航貨物船については、依然として老齢船舶の占める割合が高く、より質の高いサービスの提供により、政策目的を達成するためには、内航貨物船事業者の太宗を占める中小事業者が生産性の高い新しい船舶を導入する動きを加速させる必要がある。

このため、今般新たな政策目標を設定することとした。

			<p>○租税特別措置等による直接的な効果</p> <p>本租税特別措置を利用することで、中小事業者により平成26・27年度の2カ年で内航貨物船が79隻建造された。</p> <p>仮に本租税特別措置が認められなかった場合、内航貨物船事業者の大宗を占める中小事業者による効率的で生産性の高い新しい船舶の導入の動きが著しく低減し、内航貨物船分野の生産性が改善されず、政策目的を達成できない。</p>
			<p><減収額を是認するような効果></p> <p>【トラック】</p> <p>税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約7割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフローの増加)分の使途としては、約5割が新たな設備や人材育成等への再投資に回るとのアンケート結果がある。(トラック事業者の意識調査(トラック協会によるアンケート))</p> <p>【内航船】</p> <p>内航貨物船事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占め、老朽化した船舶を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。</p> <p>このような状況の下、新たな投資意欲のある中小企業による新しい船舶の建造を促進し、荷主をはじめとする多くの産業の成長を下支えすることができる。</p> <p>加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ない。</p> <p>上記の理由から、本租税特別措置には税収額を是認する効果が認められる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業による機動的な設備投資を促進するためには、予算制度の制約から対象者が限定的となり、年度内に執行が求められる補助金等と異なり、一般的な適用条件を設け対象者を特定しない税制措置による支援は機動性の点で優れており、政策目的を達成する上で妥当と考える。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の実産性の向上等を通じて、地域における雇用の維持・創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月(H25 国交 30)

中小企業投資促進税制（適用件数見込み・減収額見込み推計）

1. 減収額見込み

（1）拡充分の減収額の推計

平成 26 年度 減収額 761 億円（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）

上記減収額より、中小企業実態基本調査及び内閣府「民間企業投資・除却調査」を用いて制度を見直した場合の増減収額を算出。

拡充分：▲421 億円（器具備品・建物附属設備の追加）

縮減分： 119 億円（上乗せ措置の見直し）

減収額：▲302 億円

（2）既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して減収額を算出。

平成 25 年度 611 億円（平成 25 年度実績）

平成 26 年度 761 億円（平成 26 年度実績）

平成 27 年度 761 億円

平成 28 年度 761 億円

平成 29 年度 1,063 億円（761 億円 + 302 億円）

平成 30 年度 1,063 億円

平成 31 年度 1,063 億円

2. 適用件数見込み

（1）適用実態調査から 1 件あたりの減収額を算出。

減収額 特別償却 547 億円 ÷ 31,728 件 = 172.4 万円/件

税額控除 214 億円 ÷ 29,810 件 = 71.79 万円/件

減収額（拡充分） 特別償却 217 億円 ÷ 172.4 万円/件 = 12,591 件

税額控除 85 億円 ÷ 71.79 万円/件 = 11,830 件

計 24,421 件

（2）既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して適用件数を算出

平成 25 年度 50,830 件（平成 25 年度実績）

平成 26 年度 61,538 件（平成 26 年度実績）

平成 27 年度 61,538 件

平成 28 年度 61,538 件

平成 29 年度 85,959 件（61,538 件（平成 26 年度実績） + 24,421 件）

平成 30 年度 85,959 件

平成 31 年度 85,959 件

3. 適用金額見込み

(1) 適用実態調査から適用額と減収額の割合を算出し、拡充したときの適用額を算出。

減収額 特別償却 547 億円 ÷ 適用額 3,272 億円 = 17.6%
税額控除 214 億円

減収額 (拡充分) 特別償却 217 億円 ÷ 17.6% = 適用額 1,233 億円
税額控除 85 億円 = 適用額 85 億円
適用額 計 1,318 億円

(2) 既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して適用金額を算出

平成 25 年度 2,791 億円 (平成 25 年度実績)

平成 26 年度 3,486 億円 (平成 26 年度実績)

平成 27 年度 3,486 億円

平成 28 年度 3,486 億円

平成 29 年度 4,804 億円 (3,486 億円 (平成 26 年度実績) + 1,318 億円)

平成 30 年度 4,804 億円

平成 31 年度 4,804 億円

4. 地方税減収見込み額

○現行措置部分の減収見込額

(1) 法人住民税の減収額

76,100 百万円 (※1) × 0.129 (※2) = 9,817 百万円 (A)

(※1) 平成 26 年度の国税減収実績額 (適用実態調査)

(※2) 法人住民税率

(2) 法人事業税の減収額

54,700 百万円 (※3) × 0.067 (※4) = 3,665 百万円 (B)

3,665 百万円 × 0.432 (※5) = 1,583 百万円 (C)

(3) 減収額合計

(A) 9,817 百万円 + (B) 3,665 百万円 + (C) 1,583 百万円 = 15,065 百万円

(※3) 特別償却による所得の減収額

(※4) 外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率 (地方法人特別税を含まない)

(※5) 外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

○拡充部分の減収見込額

(1) 法人住民税の減収額

$$30,200 \text{ 百万円} (\text{※1}) \times 0.129 (\text{※2}) = 3,896 \text{ 百万円 (A)}$$

(※1) 拡充部分の国税減収見込額 算出根拠は上記参照

(※2) 法人住民税率

(2) 法人事業税の減収額

$$21,700 \text{ 百万円} (\text{※3}) \times 0.067 (\text{※4}) = 1,454 \text{ 百万円 (B)}$$

$$1,454 \text{ 百万円} \times 0.432 (\text{※5}) = 628 \text{ 百万円 (C)}$$

(3) 減収額合計

$$(A) 3,896 \text{ 百万円} + (B) 1,454 \text{ 百万円} + (C) 628 \text{ 百万円} = \underline{5,979 \text{ 百万円}}$$

(※3) 特別償却による所得の減収額

(※4) 外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率（地方法人特別税を含まない）

(※5) 外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

○減収額合計

現行措置部分は平成26年度実績と同等と仮定し、また拡充部分についても平成29年以降同様と仮定して適用金額を算出。

平成25年度 12,315 百万円（平成25年度実績）

平成26年度 15,065 百万円（平成26年度実績）

平成27年度 15,065 百万円

平成28年度 15,065 百万円

平成29年度 21,044 百万円（15,065 百万円（平成26年度実績） + 5,979 百万円）

平成30年度 21,044 百万円

平成31年度 21,044 百万円

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	船舶に係る特別償却制度の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 21) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>船舶に係る特別償却制度の適用期限を延長する。</p> <p>【特例措置の内容】</p> <p>(外航)</p> <p>外航日本船舶……………特別償却率 18/100</p> <p>外航日本船舶以外の船舶…特別償却率 16/100</p> <p>(内航)</p> <p>高度内航環境低負荷船……特別償却率 18/100</p> <p>内航環境低負荷船……特別償却率 16/100</p> <p>対象要件について、内航環境低負荷船のうち、「航海支援システム※」を搭載したのものについては「18/100」とする。</p> <p>※航海支援システム:気象・海象情報を踏まえた省燃費運航を達成する最適航路や最適速度等の提示等により、船舶の省CO2化を実現するための環境低負荷に資する設備である。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 66 条の 6、第 68 条の 16 同施行令第5条の 8、第 28 条、第 39 条の 14、第 39 条の 49 海上運送法第2条 船舶法第1条、第 20 条 船舶のトン数の測度に関する法律第4条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 3</p>
4	担当部局	海事局外航課、内航課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 24 年度～平成 30 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 26 年度 創設</p> <p>(外航)</p> <p>平成 21 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)</p> <p>平成 23 年度 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)</p> <p>平成 25 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加)</p> <p>平成 27 年度 縮減・延長(対象から総トン数 1 万トン未満の外航船舶を除外、環境負荷低減要件の引き上げ、追加)</p>

7	適用期間	2年間(平成29年度～30年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (外航) 国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊のCO2排出削減が求められていることから、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備を図ることを目的とする。 (内航) 我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラである内航海運においては、CO2排出削減等の環境負荷の低減が求められているため、エネルギー効率が高く、環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、環境負荷の低減を実現することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 (外航) ・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」 (内航) ・「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」 「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」 ・「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定) 該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の省エネ化 船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>(外航) 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 業績指標 70 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合 (内航) 政策目標: 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標: 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの</p>

		<p>振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>																																																																
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2:平成30年度までに日本商船隊からのCO2排出量を平成16年比で17%削減する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む)。 ・NOx:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)2次規制削減率(1次規制値比20%削減)を上回る22%削減する。 ・輸送比率:平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2:平成42年度までに省エネに資する船舶1190隻の普及を図る(157万トンCO2の削減)。 ・NOx:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 <p>【要望期間中の達成目標(測定指標)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2:年間70隻程度(約9万トンCO2の削減に相当)の省エネに資する船舶を普及する ・NOx:新造船について22%の削減を行う(平成22年度比) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>(外航)</p> <p>国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊のCO2排出削減が求められているところ、達成目標を実現することで、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備に寄与する。</p> <p>(内航)</p> <p>我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、また、旅客面では地域社会におけるライフラインとなっている内航海運について、環境負荷低減の政策目的の達成に向け、環境負荷低減に資する船舶への投資促進に寄与する。</p>																																																																
<p>9 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。 <p>(外航)</p> <p>【適用隻数】</p> <table border="1" data-bbox="544 1626 1385 1966"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>〈適用者数〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈1〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈3〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> </tr> <tr> <td>(適用額:百万円)</td> <td>(1,815)</td> <td>(792)</td> <td>(2,039)</td> <td>(2,189)</td> <td>(1,673)</td> <td>(1,673)</td> <td>(1,673)</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶</td> <td>45</td> <td>44</td> <td>46</td> <td>28</td> <td>39</td> <td>34</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>〈適用者数〉</td> <td>〈20〉</td> <td>〈18〉</td> <td>〈21〉</td> <td>〈11〉</td> <td>〈17〉</td> <td>〈17〉</td> <td>〈17〉</td> </tr> <tr> <td>(適用額:百万円)</td> <td>(36,044)</td> <td>(28,987)</td> <td>(39,030)</td> <td>(23,019)</td> <td>(33,297)</td> <td>(29,028)</td> <td>(29,028)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握</p>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	区分								外航日本船舶	2	1	2	3	2	2	2	〈適用者数〉	〈2〉	〈1〉	〈2〉	〈3〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉	(適用額:百万円)	(1,815)	(792)	(2,039)	(2,189)	(1,673)	(1,673)	(1,673)	外航日本船舶以外の船舶	45	44	46	28	39	34	34	〈適用者数〉	〈20〉	〈18〉	〈21〉	〈11〉	〈17〉	〈17〉	〈17〉	(適用額:百万円)	(36,044)	(28,987)	(39,030)	(23,019)	(33,297)	(29,028)	(29,028)
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																											
区分																																																																		
外航日本船舶	2	1	2	3	2	2	2																																																											
〈適用者数〉	〈2〉	〈1〉	〈2〉	〈3〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉																																																											
(適用額:百万円)	(1,815)	(792)	(2,039)	(2,189)	(1,673)	(1,673)	(1,673)																																																											
外航日本船舶以外の船舶	45	44	46	28	39	34	34																																																											
〈適用者数〉	〈20〉	〈18〉	〈21〉	〈11〉	〈17〉	〈17〉	〈17〉																																																											
(適用額:百万円)	(36,044)	(28,987)	(39,030)	(23,019)	(33,297)	(29,028)	(29,028)																																																											

※ H28 年度以降については過去の実績(直近 3 年間の平均)をもとに推計(別紙参照)

- ・H26 年度適用数について、前回の本租税特別措置に関する政策評価では、47 隻と想定している一方、実際の適用隻数は 48 隻となっており、過去 2 年の平均適用隻数(46 隻)と比べても、適用数が想定外に僅少とは言えない。
- ・一方で、平成 27 年度適用数については、前回の本租税特別措置に関する政策評価では 47 隻と想定している一方、世界的な海運不況による影響などを受けて、実際の適用隻数は 31 隻に留まっている。
- ・H25-27 年度適用者数は合計で 56 社であることから、特定の者への偏りはない。

(内航)

【適用隻数】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29 年	H30 年
内航環境 低負荷船舶 〈適用者〉 (適用額:百万円)	5 〈3〉 (1,812)	9 〈8〉 (1,441)	6 〈6〉 (2,101)	11 〈10〉 (4,581)	8 〈8〉 (1,434)	6 〈6〉 (1,075)	6 〈6〉 (1,075)
高度内航環境 低負荷船舶 〈適用者〉 (適用額:百万円)	3 〈3〉 (1,242)	5 〈5〉 (2,310)	5 〈4〉 (1,070)	3 〈3〉 (1,555)	8 〈8〉 (1,758)	11 〈11〉 (2,390)	13 〈13〉 (2,811)

※平成 27 年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握

※H28 年度以降については、過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案し算出(別紙参照)。

- ・平成 26 年度適用数について、前回の本税制特例措置に関する政策評価では、「内航環境低負荷船舶」及び「高度内航環境低負荷船舶」の合計を 14 隻と想定している一方、実際の環境低負荷に資する船舶は 11 隻となっており、適用数が想定外に僅少とはなっていない。
- ・平成 27 年度適用数については、前回の本租税特別措置に関する政策評価では 17 隻と想定している一方、実際の適用隻数は 14 隻となっており、適用数が想定外に僅少とはなっていない。
- ・また、H25-H27 年度における本租税特別措置の適用者数は合計で 36 社であり、適用実績に比して特定の者への偏りもない。

②: 減収額

※ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。

(外航)

【減収見込み】

(単位:百万円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
外航日本船舶	425	185	477	512	392	392	388
外航日本船舶 以外の船舶	8,434	6,783	9,133	5,386	7,791	6,793	6,734

※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況

を把握

※ H28 年度以降については過去の実績(直近 3 年間の平均)をもとに推計(別紙参照)

・ H25 年度から平成 27 年度における平均減収見込額について、要望時には 7,412 百万円と想定している一方、実際には 7,492 百万円となっており、減収額が想定外に乖離しているとは言えない。

(内航)

【減収見込み】

(単位:百万円)

	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
内航環境 低負荷船舶	462	367	536	1,094	336	252	249
高度内航環境 低負荷船舶	317	589	273	372	411	559	652

※海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用数を把握

※平成28年度以降については過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案し算出(別紙参照)

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

(外航)

○達成目標の実現状況

年度	H24	H25	H26	H27	-	H30
区分						
CO2 削減(%)	8.3	9.2	10.0	11.0	-	17
NOx 削減(%)	22	26	25	25	-	22
輸送比率(%)	10.2	10.1	9.8	9.9	-	10

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの

※輸送比率については、各年度において以下により算出

輸送比率 = 我が国商船隊の輸送量(注1)/世界の海上荷動き量(注2)

(注1) 事業者からの法令に基づき報告により把握

(注2) 出典: Clarksons 「SHIPPING REVIEW DATABASE」

※H30 年度については目標値

○所期の目標の実現状況

【平成 27 年度】

CO2 削減: 日本商船隊からの CO2 排出量を 11%削減(平成 16 年度比)。

NOx 削減: 新造船について 22%以上の削減を達成(平成 22 年度比)。

輸送比率: 我が国商船隊の輸送比率の目標値である約 10%を達成。

○租税特別措置等による直接的な効果

本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx 削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。

仮に本租税特別措置が認められなかった場合、

① オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有す

る船舶の船体整備を円滑に行うことができたり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。

② 環境負荷低減船の普及を妨げることになる。

(内航)

○達成目標の実現状況

年度	H24	H25	H26	H27
区分				
CO2 削減(%)	10	8	8	11
NOx 削減(%)	22	22	22	22
環境低負荷船等の普及・促進(%)	23.0	25.3	28.9	35.7

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの

※H30 年度における CO2 の削減率については H25 年度比の見込値

※環境負荷低減船等の普及・促進については、各年度において以下により算出
 環境負荷低減船等の普及・促進 = 環境低負荷船等の隻数(注1) / 新造船隻数(注2)

(注1) 海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用数を把握

(注2) 事業者からの法令に基づき報告により把握

○所期の目標の実現状況

【平成 27 年度】

①省エネ化(CO2・NOx排出削減)

(1) CO2 削減: 平成 27 年度時点において 18%削減(平成 16 年度比)が目標値であるところ、平成 27 年度時点においては 11%削減であった。

(2) NOx削減: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減(平成 22 年度比)が目標値であるところ、平成 27 年度時点においては 22%削減の目標を達成している。

②環境低負荷船等の普及・促進

・年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合 32%以上(平成 28 年度時点)が目標であるところ、平成 27 年度時点においては 35.7%となり目標を達成している。

内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が求められていることから、より環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進するため、今般、新たな達成目標を設定することとした。

○租税特別措置等による直接的な効果

本租税特別措置を利用することにより、環境低負荷船が 35 隻導入され、CO2、については 26,021 トン、NOx にあつては 2,207 トンがそれぞれ削減された。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できない。

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>(外航)</p> <p>本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。</p> <p>本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図ることで、日本商船隊の輸送比率の目標値である約10%の維持が可能となる。また、NOx削減率についても、新造船について目標値である約22%削減の実現に寄与していることから、税込額を是認する効果が認められる。</p> <p>(内航)</p> <p>環境負荷低減に係る国際的要請に応えるため、政府の目標として省エネに資する船舶の普及が求められている。</p> <p>本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することが可能となるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を増進させることができる。この際、対象となる新造船について環境負荷低減に係る要件を付加することで、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達成手段として有効である。</p> <p>加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果がある。</p> <p>上記の理由から、本税制特例措置には税込額を是認する効果が認められる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(外航)</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊の拡大のための投資を促進するという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない</p> <p>(内航)</p> <p>本税制特例措置は課税の繰延べであり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境低負荷船舶への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えない。</p> <p>一方、「航海支援システム」等は、近年製品化されたものであり、省CO2効果に対する理解が定着しておらず、また、コスト負担も大きいことから導入が十分に進んでいないため、別途、国が予算上の措置を講じて設備導入に係る負担を軽減させることが有効である。</p>

		<p>このため、「航海支援システム」等の設備導入に係る予算上の支援措置と本税制特例措置を合わせて実施することが環境負荷低減に資する船舶の普及促進という政策目的達成のため妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(外航) 外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶特別償却制度・買換特例制度:外航海運事業者の再投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置:外航海運事業者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置:外航海運事業者の船舶取得時の負担低減 <p>なお、規制、補助金等はない。</p> <p>(内航) 内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境負荷低減を図っている。</p> <p>まず、税制特例措置については、買換特例は輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境低負荷・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的な代替建造の促進、船舶の特別償却制度はエネルギー効率が高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充、中小企業投資促進税制は中小零細事業者の船舶取得を支援、本租税特別措置は、船舶の特別償却制度はエネルギー効率が高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境低負荷を実現することを目的としており、明確な役割分担がなされている。</p> <p>また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。</p> <p>更に、環境負荷低減に資する船舶に係る予算上の支援措置として以下のものを要求予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶用省エネ設備の導入促進に係る補助(平成29年度概算要求:5,200百万円の内数) ・海上輸送機器の運行時における実燃費改善実証事業(平成29年度概算要求:6,250百万円の内数)
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月(H27 国交22)

適用数等及び減収額の算定根拠(外航)

○平成28年度

区分		数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	日本船舶	2		直近3年間の適用実績平均値
	外国船舶	39		
適用額(百万円)	日本船舶	1,673	(取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) 4,648百万円※1 × 2隻 × 18% ≒ 1,673百万円	直近3年間の特償利用船舶の平均取得船価
	外国船舶	33,297	(取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) 5,336百万円※1 × 39隻 × 16% ≒ 33,297百万円	
減収額(百万円)	日本船舶	392	(適用額) (法人税) (減収額) 1,673百万円 × 23.4% ≒ 392百万円	
	外国船舶	7,791	(適用額) (法人税) (減収額) 29,028百万円 × 23.4% ≒ 7,791百万円	

○平成29年度

区分		数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	日本船舶(①+②)	2	EEDI要件(14%)が付加される船舶 (適用隻数) (EEDI 14%対象船舶率) (EEDI 14%達成率) 2隻※1 × 47.6%※2 × 74.6%※3 ≒ 1隻…① 現行要件が付加される船舶 (適用隻数) (現行要件対象船舶率) 2隻 × 52.4% ≒ 1隻…②	※1 直近3年間の適用実績平均値 ※2 今次要望において、EEDI要件(14%)の適用対象(今次要望期間開始後の契約で、かつ契約～竣工までの期間が2年以内の船舶)となりうる船舶数の見込み ※3 今次要望において、EEDI要件(14%)が適用可能となりうる船舶数の見込み
	外国船舶(③+④)	34	EEDI要件(14%)が付加される船舶 (適用隻数) (EEDI 14%対象船舶率) (EEDI 14%達成率) 39隻※1 × 47.6% × 74.6% ≒ 14隻…③ 現行要件が付加される船舶 (適用隻数) (現行要件対象船舶率) 39隻 × 52.4% ≒ 20隻…④	
適用額(百万円)	日本船舶	1,673	(取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) 4,648百万円※1 × 2隻 × 18% ≒ 1,673百万円	※1 直近3年間の特償利用船舶の平均取得船価
	外国船舶	29,028	(取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) 5,336百万円※1 × 34隻 × 16% ≒ 29,028百万円	
減収額(百万円)	日本船舶	392	(適用額) (法人税) (減収額) 1,673百万円 × 23.4% ≒ 392百万円	
	外国船舶	6,793	(適用額) (法人税) (減収額) 29,028百万円 × 23.4% ≒ 6,793百万円	

○平成30年度

区分		数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	日本船舶(①+②)	2	平成29年度と同様	
	外国船舶(③+④)	34		
適用額(百万円)	日本船舶	1,673		
	外国船舶	29,028		
減収額(百万円)	日本船舶	388	(適用額) (法人税) (減収額) 1,673百万円 × 23.2% ≒ 388百万円	
	外国船舶	6,734	(適用額) (法人税) (減収額) 29,028百万円 × 23.2% ≒ 6,734百万円	

(参考)

今般の要望において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律による新造船の設計・建造時に算定するエネルギー効率設計指標について、平成29年4月1日以降に契約した新造船に義務付けられる二酸化炭素排出規制を、国際基準に先行した14%以上(規制開始時(平成25年)比)の効率改善を性能要件とすることによって、国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊のCO2排出削減が求められていることから、よりエネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備を図ることとしている。

適用数等及び減収額の算定根拠(内航)

○平成28年度

	区分	数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	内航環境低負荷船	8		事業者ヒアリングによる隻数
	高度内航環境低負荷船	8		事業者ヒアリングによる隻数
適用額(百万円)	内航環境低負荷船	1,434	(取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) 1,120百万円※1 × 8隻 × 16% ≒ 1,434百万円	※1 過去3年間の税制利用船舶の平均値
	高度内航環境低負荷船	1,758	(取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) 1,221百万円※1 × 8隻 × 18% ≒ 1,758百万円	
減収額(百万円)	内航環境低負荷船	336	(適用額) (法人税) (減収額) 1,434百万円 × 23.4% ≒ 336百万円	
	高度内航環境低負荷船	411	(適用額) (法人税) (減収額) 1,758百万円 × 23.4% ≒ 411百万円	

○平成29年度

	区分	数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	内航環境低負荷船	6	①延長による適用数:8隻-②縮減による適用数の減少:2隻	事業者ヒアリングによる隻数
	高度内航環境低負荷船	11	①延長による適用数:8隻+投資拡大効果による3隻※1	※1:事業者ヒアリングにより予算上の支援措置等を見込んだ投資拡大分
適用額(百万円)	内航環境低負荷船	1,075	(取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) 1,120百万円※1 × 6隻 × 16% ≒ 1,075百万円	※1 過去3年間の税制利用船舶の平均値 ※2 内航環境低負荷船における平均値拡充対象要件の価格を加算させた値
	高度内航環境低負荷船	2,390	(取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) ①1,221百万円※1 × 8隻 × 18% ≒ 1,758百万円 ②1,170百万円※2 × 3隻 × 18% ≒ 632百万円	
減収額(百万円)	内航環境低負荷船	252	(適用額) (法人税) (減収額) 1,075百万円 × 23.4% ≒ 252百万円	
	高度内航環境低負荷船	559	(適用額) (法人税) (減収額) ①1,758百万円 × 23.4% ≒ 411百万円 ②632百万円 × 23.4% ≒ 148百万円	

○平成30年度

	区分	数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	内航環境低負荷船	6	①延長による適用数:8隻-②縮減による適用数の減少:2隻	事業者ヒアリングによる隻数
	高度内航環境低負荷船	13	①延長による適用数:8隻+投資拡大効果による5隻※1	※1:事業者ヒアリングにより予算上の支援措置等を見込んだ投資拡大分
適用額(百万円)	内航環境低負荷船	1,075	(取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) 1,120百万円※1 × 6隻 × 16% ≒ 1,075百万円	※1 過去3年間の税制利用船舶の平均値 ※2 内航環境低負荷船における平均値拡充対象要件の価格を加算させた値
	高度内航環境低負荷船	2,811	(取得船価) (適用隻数) (要望特償却率) (適用額) ①1,221百万円※1 × 8隻 × 18% ≒ 1,758百万円 ②1,170百万円※2 × 5隻 × 18% ≒ 1,053百万円	
減収額(百万円)	内航環境低負荷船	249	(適用額) (法人税) (減収額) 1,075百万円 × 23.2% ≒ 249百万円	
	高度内航環境低負荷船	652	(適用額) (法人税) (減収額) ①1,758百万円 × 23.2% ≒ 408百万円 ②1,053百万円 × 23.2% ≒ 244百万円	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 22) 【新設・拡充・ 延長 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 本制度の適用期限を延長する。 【特例措置の内容】 圧縮記帳の比率 80/100 【特例措置の対象】 船舶から船舶への買換え及び交換 《関係条項》 租税特別措置法第 37 条、第 65 条の 7～9、第 66 条の 6 同法施行令第 25 条、第 39 条の 7、第 39 条の 15 同法施行規則第 18 条の 5、第 22 条の 11
4	担当部局	海事局外航課、内航課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 24 年度～平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度 創設 平成 17 年度 拡充(内航海運業に係る参入規制:許可制→登録制) 平成 18 年度 延長(船舶への買換えを新造船又は環境負荷低減船に限定) 平成 23 年度 延長(船舶→減価償却資産の廃止) (中古船の船齢要件厳格化) (新造船に環境負荷低減要件付加) 平成 26 年度 延長(譲渡船の船齢要件厳格化) (環境負荷低減要件の追加)
7	適用期間	3 年間(平成 29 年度～31 年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (外航) 外航船舶の調達には多額の資金を要するところ、譲渡船舶の売却益を活用して、環境負荷低減を図りつつ代替を促進し、計画的かつ安定的に日本商船隊の維持・整備を図ることを目的とする。 (内航) 内航船舶の調達には、多額の資金を要し譲渡船舶の売却益を活用して代替船舶を確保することで我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラである内航海運に係る船舶の代替を促進させ、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現することを目的とする。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号) 審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「交通政策基本計画」(平成 27 年 2 月 13 日閣議決定) 該当箇所抜粋 <ul style="list-style-type: none"> 「基本方針 C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」 「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」 ・「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定) 該当箇所抜粋 <p>第2節 地球温暖化対策・施策</p> <p>1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策</p> <p>① エネルギー起源二酸化炭素</p> <p>D. 運輸部門の取組</p> <p>(g) 鉄道、船舶、航空機の対策</p> <p>○船舶分野の省エネ化</p> <p>船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>(外航)</p> <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>業績指標 70 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合</p> <p>(内航)</p> <p>政策目標: 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標: 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂: 平成 31 年度までに日本商船隊からの CO₂ 排出量を平成 16 年比で 19% 削減する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む)。 ・NO_x: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)2 次規制削減率(1 次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減する。 ・輸送比率: 平成 22 年度時点における過去 5 年間の日本商船隊の輸送比率である約 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。

			<p>(内航)</p> <p>①省エネ化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂削減：平成42年度までに省エネに資する船舶1,190隻の普及(157万トンCO₂の削減)を図る。 ・NO_x削減：新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 <p>②船舶の代替取得の促進</p> <p>安定的かつ環境性能に優れた内航輸送サービスの提供を図るため、船舶の代替取得を促進する。</p> <p>【要望期間中の達成目標(測定指標)】</p> <p>① 省エネ化、CO₂・NO_x排出削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂：年間70隻程度(約9万トンCO₂の削減に相当)の省エネに資する船舶を普及する ・NO_x：新造船について22%の削減を行う(平成22年度比) <p>② 船舶の代替取得の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする。 																																																															
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>(外航)</p> <p>船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、安定的な船舶供給を実現するとともに、老朽船や不経済船から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替を促進していくことに寄与する。</p> <p>(内航)</p> <p>船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、老朽船から、より新しく、かつ環境性能の高い船舶への代替を促進することで内航海運の安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現していくことに寄与する。</p>																																																															
9	有効性等	① 適用数等	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p>(外航)</p> <p>【適用隻数】</p> <table border="1" data-bbox="544 1644 1485 1984"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>〈適用者数〉</td> <td>〈0〉</td> <td>〈1〉</td> <td>〈0〉</td> <td>〈0〉</td> <td>〈1〉</td> <td>〈1〉</td> <td>〈1〉</td> <td>〈1〉</td> </tr> <tr> <td>〈適用額：百万円〉</td> <td>(0)</td> <td>(480)</td> <td>(0)</td> <td>(0)</td> <td>(835)</td> <td>(835)</td> <td>(835)</td> <td>(835)</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶</td> <td>11</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>〈適用者数〉</td> <td>〈11〉</td> <td>〈16〉</td> <td>〈13〉</td> <td>〈15〉</td> <td>〈15〉</td> <td>〈15〉</td> <td>〈15〉</td> <td>〈15〉</td> </tr> <tr> <td>〈適用額：百万円〉</td> <td>(8,531)</td> <td>(10,428)</td> <td>(13,856)</td> <td>(17,977)</td> <td>(14,161)</td> <td>(14,161)</td> <td>(14,161)</td> <td>(14,161)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況</p>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	外航日本船舶	0	1	0	0	1	1	1	1	〈適用者数〉	〈0〉	〈1〉	〈0〉	〈0〉	〈1〉	〈1〉	〈1〉	〈1〉	〈適用額：百万円〉	(0)	(480)	(0)	(0)	(835)	(835)	(835)	(835)	外航日本船舶以外の船舶	11	17	15	16	17	17	17	17	〈適用者数〉	〈11〉	〈16〉	〈13〉	〈15〉	〈15〉	〈15〉	〈15〉	〈15〉	〈適用額：百万円〉	(8,531)	(10,428)	(13,856)	(17,977)	(14,161)	(14,161)	(14,161)	(14,161)
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																										
外航日本船舶	0	1	0	0	1	1	1	1																																																										
〈適用者数〉	〈0〉	〈1〉	〈0〉	〈0〉	〈1〉	〈1〉	〈1〉	〈1〉																																																										
〈適用額：百万円〉	(0)	(480)	(0)	(0)	(835)	(835)	(835)	(835)																																																										
外航日本船舶以外の船舶	11	17	15	16	17	17	17	17																																																										
〈適用者数〉	〈11〉	〈16〉	〈13〉	〈15〉	〈15〉	〈15〉	〈15〉	〈15〉																																																										
〈適用額：百万円〉	(8,531)	(10,428)	(13,856)	(17,977)	(14,161)	(14,161)	(14,161)	(14,161)																																																										

を把握

※ H28 年度以降については過去の実績(直近 5 年間)の平均値

		適用数	適用額(百万円)
外航日本船舶	H23	1 隻	1,190
	H25	1 隻	480
	平均	1 隻	835
外航日本船舶 以外の船舶	H23	25 隻	20,029
	H24	11 隻	8,531
	H25	17 隻	10,428
	H26	15 隻	13,856
	H27	16 隻	17,977
	平均	17 隻	14,161

- ・ H25,26 年度適用数について、前回の本租税特別措置に関する政策評価では、それぞれ 22,24 隻と想定している一方、実際の適用隻数は 18,15 隻となっており、H24 年の適用隻数(11 隻)と比べても、適用数が想定外に僅少とは言えない。
- ・ H25-27 年度適用者数は合計で 41 社であることから、特定の者への偏りはない。

(内航)

【適用隻数】

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
区分								
内航船舶	9	9	13	21	14	14	16	18
〈適用者数〉	〈9〉	〈9〉	〈13〉	〈21〉	〈14〉	〈14〉	〈16〉	〈18〉
(適用額:百万円)	804	612	1,456	3,532	1,496	1,496	1,716	1,936

※ 海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握

※ H28 年度以降については過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案。

- ・ H25、26 年度適用数について、前回の本租税特別措置に関する政策評価では、それぞれ 11、11 隻と想定している一方、実際の適用隻数は 9、13 隻となっており、適用見込と同程度となっている。
- ・ また、H25-27 年度における本税制特例措置の適用者数は合計で 41 社であり、適用実績に比して特定の者への偏りもない。

② 減収額

※ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。

(外航)

【減収見込み】

(単位:百万円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
区分								
外航日本船舶	0	112	0	0	195	195	194	194

外航日本船舶	1,996	2,440	3,242	4,207	3,314	3,314	3,285	3,285
以外の船舶								

※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握

※ H28年度以降については過去の実績(過去5年間の平均値)をもとに毎年減収見込額を推計

(平均見込隻数) × (平均圧縮限度額) × (法人税率)

日本船舶: 1隻 835百万円 (注)

外国船舶: 17隻 833百万円 (注)

(注): H28,29年度は23.4%、H30,31年度は23.2%で算出

(内航)

【減収見込み】

(単位:百万円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
内航船舶	205	156	371	844	350	350	398	449

※ 海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握

※ H28年度以降については過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案し算出(別添参照)。

※

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

(外航)

○達成目標の実現状況

年度	H24	H25	H26	H27	-	H31
CO2削減(%)	8.3	9.2	10.0	11.0	-	19
NOx削減(%)	22	26	25	25	-	22
輸送比率(%)	10.2	10.1	9.8	9.9	-	10

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの

※輸送比率については、各年度において以下により算出

輸送比率 = 我が国商船隊の輸送量(注1)/世界の海上荷動き量(注2)

(注1) 事業者からの法令に基づき報告により把握

(注2) 出典: Clarksons「SHIPPING REVIEW DATABASE」

※H31年度については目標値

○所期の目標の実現状況

【平成27年度】

CO2削減: 日本商船隊からのCO2排出量を11%削減(平成16年度比)。

NOx削減: 新造船について22%以上の削減を達成(平成22年度比)。

輸送比率: 我が国商船隊の輸送比率の目標値である約10%を達成。

○租税特別措置等による直接的な効果

本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx 削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。

仮に本租税特別措置が認められなかった場合、

- ① オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができず、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。
- ② 環境負荷低減船の普及を妨げることになる。

(内航)

○達成目標の実現状況

年度	H24	H25	H26	H27
CO2 削減(%)	10	8	8	11
NOx 削減(%)	22	22	22	22
老齢内航船舶比率 (%)	109.4	106.0	105.1	106.3

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの

※H31 年度における CO2 の削減率については H25 年度比の見込値

※老齢内航船舶比率については、各年度において以下により算出

$$\text{老齢内航船舶比率} = \text{船齢 14 年以上の隻数(注 1)} / \text{内航船全隻数(注 1)}$$

(注 1) 事業者からの法令に基づき報告により把握

○所期の目標の実現状況

【平成 27 年度】

① 省エネ化、CO2・NOx排出削減

CO2 排出削減については、平成 27 年度時点で対平成 16 年度比の CO2 排出削減率は 18%が目標値であるところ 11%であり、また、NOx については、新造船につて 22%の削減が目標値であるところ、対平成 22 年度比で 22%削減の目標を達成している。

② 老齢内航船舶比率

対平成 9 年度比 115%(4,050 隻)程度以下に維持することが目標値であるところ、平成27年度においては、106.3%(3,718 隻)となり目標を達成している。

内航海運分野については、安定的な輸送確保のため老朽船の代替が一層必要となっており、また、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が求められており、この実現に向けた施策が必要となっていることから、今般、新たな達成目標を設定することとした。

○租税特別措置等による直接的な効果

本租税特別措置を利用することにより、内航海運の安全かつ効率的な輸送サー

			<p>ビスの確保及び省エネ・低炭素化に資する船舶の導入促進が図られている。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、</p> <p>① 中小規模の事業者の多い内航海運業においては、船舶更新の際に必要なキャッシュフローを確保できず、老朽化した船舶の更新を円滑に行うことができなくなり、安定的な輸送サービスの提供の確保ができなくなる。</p> <p>② 高い環境性能を有する船舶への転換の妨げになり政策目標が達成できない。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>(外航)</p> <p>本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。</p> <p>本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図ることで、日本商船隊の輸送比率の目標値である約10%の維持が可能となる。また、NOx削減率についても、新造船について目標値である約22%削減の実現に寄与していることから、税込額を是認する効果が認められる。</p> <p>(内航)</p> <p>内航海運は我が国の国民生活や経済活動を支えている基幹的輸送インフラであり、離島航路を始めとする地域社会におけるライフラインとしても極めて重要な役割を担っている。このため、安定的な輸送サービスを確保することが重要であり、かつ、環境負荷低減にも促進する必要があるため、老朽船を新しく環境性能にや安全性の高い船舶に計画的・安定的に代替していく必要がある。</p> <p>本租税特別措置は多額の資金を要する船舶の建造において、譲渡船舶の売却益を活用した安定的な代替船舶の確保を可能とするものであり、上記政策目的の達成のための手段として有効である。</p> <p>加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。</p> <p>上記の理由から、本税制特例措置については、税込額を是認する効果が認められる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(外航)</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、安定的な船舶供給を実現するとともに、老朽船や不経済船から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替を促進するという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない</p>

		<p>(内航)</p> <p>本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は小さく、必要最低限の措置として妥当性を有する。</p> <p>また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えないため、本租税特別措置による支援が妥当である。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶特別償却制度・買換特例制度:外航海運事業者の再投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置:外航海運事業者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置:外航海運事業者の船舶取得時の負担低減 <p>なお、規制、補助金等はない。</p> <p>(内航)</p> <p>内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境負荷低減を図っている。</p> <p>まず、税制特例措置については、船舶の特別償却制度はエネルギー効率が高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充、中小企業投資促進税制は中小零細事業者の船舶取得を支援、本租税特別措置は、輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境低負荷・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的に代替することを目的としており、明確な役割分担がなされている。</p> <p>また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。</p> <p>更に、環境負荷低減に資する船舶に係る予算上の支援措置として以下のものを要求予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶用省エネ設備の導入促進に係る補助(平成29年度概算要求:5,200百万円の内数) ・海上輸送機器の運行時における実燃費改善実証事業(平成29年度概算要求:6,250百万円の内数)

	③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 26 年 8 月 (H26 国交 31)

適用数等及び減収額の算定根拠(内航)

○平成28年度

区分		数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	新造船	13	(新造船見込隻数) (税制利用率) (適用数) 91隻※1 × 14.51%※2 ≒ 13隻	※1: 過去3年間の新造船隻数の平均 ※2: 過去3年間の新造船に占める税制利用率の平均
	中古船	1		過去3年間の税制利用隻数の平均
適用額(百万円)	新造船	1,430	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 110百万円※1 × 13隻 ≒ 1,430百万円	過去3年間の平均値
	中古船	66	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 66百万円※1 × 1隻 ≒ 66百万円	
減収額(百万円)	新造船	335	(適用額) (法人税) (減収額) 1,430百万円 × 23.4% ≒ 335百万円	
	中古船	15	(適用額) (法人税) (減収額) 66百万円 × 23.4% ≒ 15百万円	

○平成29年度

区分		数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	新造船	13	(新造船見込隻数) (税制利用率) (適用数) 91隻※1 × 14.51%※2 ≒ 13隻	※1: 過去3年間の新造船隻数の平均 ※2: 過去3年間の新造船に占める税制利用率の平均
	中古船	1		過去3年間の税制利用隻数の平均
適用額(百万円)	新造船	1,430	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 110百万円※1 × 13隻 ≒ 1,430百万円	過去3年間の平均値
	中古船	66	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 66百万円※1 × 1隻 ≒ 66百万円	
減収額(百万円)	新造船	335	(適用額) (法人税) (減収額) 1,430百万円 × 23.4% ≒ 335百万円	
	中古船	15	(適用額) (法人税) (減収額) 66百万円 × 23.4% ≒ 15百万円	

○平成30年度

区分		数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	新造船	15	(新造船見込隻数) (税制利用率) (適用数) 91隻※1 × 14.51%※2 ≒ 13隻+2隻※3	※1: 過去3年間の新造船隻数の平均 ※2: 過去3年間の新造船に占める税制利用率の平均 ※3: 予算上の支援措置等を見込んだ投資拡大分
	中古船	1		過去3年間の税制利用隻数の平均
適用額(百万円)	新造船	1,650	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 110百万円※1 × 15隻 ≒ 1,650百万円	過去3年間の平均値
	中古船	66	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 66百万円※1 × 1隻 ≒ 66百万円	
減収額(百万円)	新造船	383	(適用額) (法人税) (減収額) 1,650百万円 × 23.2% ≒ 383百万円	
	中古船	15	(適用額) (法人税) (減収額) 66百万円 × 23.2% ≒ 15百万円	

○平成31年度

区分		数値	出典・計算式等	備考
適用数(隻)	新造船	17	(新造船見込隻数) (税制利用率) (適用数) 91隻※1 × 14.51%※2 ≒ 13隻+4隻※3	※1: 過去3年間の新造船隻数の平均 ※2: 過去3年間の新造船に占める税制利用率の平均 ※3: 予算上の支援措置等を見込んだ投資拡大分
	中古船	1		過去3年間の税制利用隻数の平均
適用額(百万円)	新造船	1,870	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 110百万円※1 × 17隻 ≒ 1,870百万円	過去3年間の平均値
	中古船	66	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 66百万円※1 × 1隻 ≒ 66百万円	
減収額(百万円)	新造船	434	(適用額) (法人税) (減収額) 1,870百万円 × 23.2% ≒ 434百万円	
	中古船	15	(適用額) (法人税) (減収額) 66百万円 × 23.2% ≒ 15百万円	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置(トン数標準税制)の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 20) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 8) 【新設・ 拡充 ・ 延長 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶にまで対象を拡充するほか、日本船舶の確保の目標について、現下のような世界的海運不況を経ても、長期的観点から日本船舶の増加を図ることができる柔軟な仕組みを導入する。</p> <p>【特例措置の内容】</p> <p>対外船舶運航事業者が、「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の選択が可能。</p> <p>① 日本船舶 ② 準日本船舶(対外船舶運航事業者が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶)</p> <p>準日本船舶のみなし利益水準(100 純トン当たり)は、日本船舶の 1.5 倍。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 59 条の 2、第 68 条の 62 の 2 租税特別措置法施行令第 35 条の 2、第 39 条の 89 の 2 租税特別措置法施行規則第 21 条の 17、第 22 条の 60 海上運送法第 34 条～第 39 条の 7 海上運送法施行令 海上運送法施行規則第 30 条～第 42 条の 7 海上運送法第 35 条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第 1 条～第 13 条 平成 25 年度に特定認定事業者が海上運送法第 35 条第 1 項又は第 4 項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第 3 項第 3 号の期間及び同項第 5 号の日本船舶の隻数の増加の割合を定める省令第 1 条～第 2 条</p>
4	担当部局	海事局外航課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 25 年度～平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 21 年度 日本船舶についてトン数標準税制(5年間)を創設。 平成 24 年度 拡充要望(平成 24 年度税制大綱にて「日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成 25 年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定

			の要件を満たした外国船舶に拡充する」こととされた。) 平成 25 年度 日本船舶に加えて、準日本船舶まで対象を拡充。																																																																								
7	適用期間		5 年間(平成 30 年度以降の適用)																																																																								
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化を踏まえ、準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶にまで対象を拡充することにより、我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊による安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は 450 隻とされた。 ・海洋基本計画抜粋(平成 25 年 4 月 26 日閣議決定) 「日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外国海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて 450 隻体制の早期確立を図る。」 																																																																								
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>業績指標:71 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率</p>																																																																								
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>経済安全保障の早期確立の観点から、我が国商船隊における日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を 5 年間(平成 30 年度以降)で 415 隻とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>達成目標を実現することで、平成 25 年 4 月の海洋基本計画における「トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて 450 隻体制の早期確立」に寄与する。</p>																																																																								
9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用数・適用額】 (適用数単位:隻、適用額単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本船舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>166</td> <td>182</td> <td>201</td> <td>211</td> <td>248</td> <td>254</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>48,621</td> <td>73,772</td> <td>62,010</td> <td>27,173</td> <td>31,938</td> <td>55,661</td> <td>57,036</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>27</td> <td>40</td> <td>55</td> <td>77</td> <td>86</td> <td>96</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>2,120</td> <td>7,467</td> <td>8,137</td> <td>3,241</td> <td>3,620</td> <td>19,770</td> <td>21,943</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>193</td> <td>222</td> <td>256</td> <td>288</td> <td>334</td> <td>350</td> <td>366</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	日本船舶								適用数	166	182	201	211	248	254	260	適用額	48,621	73,772	62,010	27,173	31,938	55,661	57,036	準日本船舶								適用数	27	40	55	77	86	96	106	適用額	2,120	7,467	8,137	3,241	3,620	19,770	21,943	合計								適用数	193	222	256	288	334	350	366
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																																				
日本船舶																																																																											
適用数	166	182	201	211	248	254	260																																																																				
適用額	48,621	73,772	62,010	27,173	31,938	55,661	57,036																																																																				
準日本船舶																																																																											
適用数	27	40	55	77	86	96	106																																																																				
適用額	2,120	7,467	8,137	3,241	3,620	19,770	21,943																																																																				
合計																																																																											
適用数	193	222	256	288	334	350	366																																																																				

適用額	50,737	81,239	70,147	30,414	35,558	75,431	78,979																																										
<p>※ H25～29年度の適用数、適用額については、認定事業者8社へのアンケート調査結果を採用。</p> <p>※ H30.31年度の適用数については、認定事業者8社へのアンケート調査結果を採用。適用額については、当該調査結果に基づき算定される日本船舶等の1隻あたりの平均損金算入額を乗じて算出。</p> <p>※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。</p> <p>・適用数について、現行計画開始時点(平成25年度末)の166隻からH27年度までに201隻まで増加させており、概ね計画通り確保している。H29年度には248隻の日本船舶を確保する計画であり、前回の本租税特別措置に関する政策評価で目標としていた265隻と比べても、適用数が想定外に僅少とはいえない。</p> <p>・しかしながら、現下の歴史的な海運不況による影響などを受けて、対外船舶運航事業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況から、準日本船舶の隻数は、H29年度末で86隻に留まる見込みであり、平成29年度末の日本船舶及び準日本船舶の合計隻数は、334隻になる見込みである。</p> <p>・適用者数は各年度8社であるが、本租税特別措置は、「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者のみが適用可能であり、想定外に特定の者に偏っているとはいえない。</p>																																																	
②: 減収額	<p>○法人税 (減収額) (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本船舶</td> <td>10,503</td> <td>15,516</td> <td>5,802</td> <td>6,358</td> <td>7,473</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td>453</td> <td>1,786</td> <td>115</td> <td>758</td> <td>847</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,956</td> <td>17,302</td> <td>5,917</td> <td>7,117</td> <td>8,321</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成25～27年度の減収額については、本特例措置の適用を勘案する前の所得に法人税率を乗じた税額と、本特例措置の適用を勘案した後の所得に法人税率を乗じた税額の差額を記入。所得の金額、トン数標準税制の適用に係る損金算入額等については、認定事業者8社へのアンケート調査結果を採用。</p> <p>※ 平成28～29年度の減収額については、本特例措置の適用額(9.①)に法人税率を乗じて算出。</p> <p>※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。</p> <p>(本租税特別措置全体の減収見込額) 17,886百万円</p> <p>(制度拡充による減収見込額) 制度拡充によるH30年度以降5年間の平均減税額: 1,260百万円</p> <p>※ 算出方法については別紙参照。</p> <p>○地方住民税 (減収額) (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本船舶</td> <td>1,817</td> <td>2,684</td> <td>748</td> <td>820</td> <td>964</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td>78</td> <td>309</td> <td>15</td> <td>98</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table>							年度	H25	H26	H27	H28	H29	日本船舶	10,503	15,516	5,802	6,358	7,473	準日本船舶	453	1,786	115	758	847	合計	10,956	17,302	5,917	7,117	8,321	年度	H25	H26	H27	H28	H29	日本船舶	1,817	2,684	748	820	964	準日本船舶	78	309	15	98	109
年度	H25	H26	H27	H28	H29																																												
日本船舶	10,503	15,516	5,802	6,358	7,473																																												
準日本船舶	453	1,786	115	758	847																																												
合計	10,956	17,302	5,917	7,117	8,321																																												
年度	H25	H26	H27	H28	H29																																												
日本船舶	1,817	2,684	748	820	964																																												
準日本船舶	78	309	15	98	109																																												

		合計	1,895	2,993	763	918	1,073																								
		<p>※ 平成 25～27 年度の減収額については、法人税の場合と同様、本特例措置の適用を勘案する前の所得に基づき計算される税額と、本特例措置の適用を勘案した後の所得に基づき計算される税額の差額を記入。所得の金額、トン数標準税制の適用に係る損金算入額等については、認定事業者 8 社へのアンケート調査結果を採用。</p> <p>※ 平成 28～29 年度の減収額については、本特例措置の適用額(9.①)に基づき算出。</p> <p>※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。</p> <p>(本租税特別措置全体の減収見込額) 2,307 百万円</p> <p>(制度拡充による減収見込額) 制度拡充による H30 年度以降 5 年間の平均減税額：163 百万円</p> <p>※ 算出方法については別紙参照</p> <p>○地方事業税 (減収額) (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本船舶</td> <td>613</td> <td>893</td> <td>254</td> <td>978</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td>26</td> <td>103</td> <td>5</td> <td>117</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>640</td> <td>995</td> <td>259</td> <td>1,095</td> <td>1,280</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 25～27 年度の減収額については、法人税の場合と同様、本特例措置の適用を勘案する前の所得に基づき計算される税額と、本特例措置の適用を勘案した後の所得に基づき計算される税額の差額を記入。所得の金額、トン数標準税制の適用に係る損金算入額等については、認定事業者 8 社へのアンケート調査結果を採用。</p> <p>※ 平成 28～29 年度の減収額については、本特例措置の適用額(9.①)に基づき算出。</p> <p>※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。</p> <p>(本租税特別措置全体の減収見込額) 605 百万円</p> <p>(制度拡充による減収見込額) 制度拡充による H30 年度以降 5 年間の平均減税額：42 百万円</p> <p>※ 算出方法については別紙参照</p>						年度	H25	H26	H27	H28	H29	日本船舶	613	893	254	978	1,150	準日本船舶	26	103	5	117	130	合計	640	995	259	1,095	1,280
年度	H25	H26	H27	H28	H29																										
日本船舶	613	893	254	978	1,150																										
準日本船舶	26	103	5	117	130																										
合計	640	995	259	1,095	1,280																										
③ 効果・税収減是認効果	《効果》 ○達成目標の実現状況 (単位：隻)																														
		年度	H25	H26	H27	H28	H29	—	H34																						
		区分																													
		日本船舶	166	182	201	211	248	—	279																						
		準日本船舶	27	40	55	77	86	—	136																						
		合計	193	222	256	288	334	—	415																						
		<p>※ 各認定事業者(8社)の「日本船舶・船員確保計画」に基づき算出</p> <p>※ H28,29 年度については「日本船舶・船員確保計画」における計画値</p> <p>※ H34 年度については目標値</p>																													

○所期の目標の達成状況

- ・認定事業者について、日本船舶を現行計画開始時点(平成25年度末)の166隻からH27年度末までに201隻まで増加させており、概ね計画通り確保している。H29年度末には248隻の日本船舶を確保する見込みであることから、概ね目標を達成する見込みである。
- ・一方で、現下の歴史的な海運不況による影響などを受けて、対外船舶運航事業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況から、準日本船舶の隻数は、H29年度末で86隻に留まる見込みであり、経済安全保障確立のための450隻早期確保の道筋をつける必要がある。

○租税特別措置等による直接的な効果

【日本商船隊における日本船舶数】

(単位:隻)

H6	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
トン数標準税制導入前						トン数標準税制導入後						
280	99	95	95	92	98	107	119	136	150	159	184	197

※ 海事局外航課調べ

※ 各年6月末時点

- ・本租税特別措置導入以前における日本商船隊における日本船舶は減少傾向にあったが、本租税特別措置を導入後(H21年4月1日から)には増加傾向に転じていることから、本租税特別措置を講じたことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られているものといえる。
- ・仮に本租税特別措置の拡充が認められなかった場合には、日本船舶増加及び日本船舶を補完するものとしての準日本船舶による経済安全保障の早期確立を妨げることになる。

《税収減を是認するような効果の有無》

(外航)

上記9. のとおり、本租税特別措置により、認定事業者について、日本船舶を現行計画開始時点(平成25年度末)の166隻からH27年度末までに201隻まで増加させており、概ね計画通り確保している。H29年度末には248隻の日本船舶を確保する見込みであることから、概ね目標を達成する見込みである。

また、本租税特別措置を導入したことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られていることから、政策目標の達成に向けて一定程度の効果が確認されていることから、税収額を是認する効果が認められる。

一方で、現下の歴史的な海運不況による影響などを受けて、対外船舶運航事業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況から、準日本船舶の隻数は、H29年度末で86隻に留まる見込みであり、経済安全保障確立のための450隻早期確保の道筋をつける必要がある。

10 相当性

①: 租税特別措置等によるべき妥当性等

(外航)

本租税特別措置により、利益の変動が激しい対外船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、高額な船舶投資を安定的・計画的に行うことが可能となるため、政策目的の達成のために効率的な政策手法であり、妥当性を有する。

なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。

			※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本要望は、対外船舶運航事業者に対する租税特別措置であるトン数標準税制を拡充するものである。 なお、規制、補助金等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本租税特別措置により、日本船舶及び準日本船舶増加のペースアップがなされることは、直接的には対外船舶運航事業者による安定的な雇用・納税、間接的には地域の造船業等の海事産業クラスターへの経済波及効果といった効果を有するため、地方公共団体が政策目的の実現に向けて協力することは相当である。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月 (H25 国交 25)

【対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の拡充(国税)】

(1) トン数標準税制における適用隻数の見込(期中平均)

(単位:隻)

年度	30	31	32	33	34
日本船舶	251	257	264	270	276
準日本船舶 (現行)	86	86	86	86	86
準日本船舶 (拡充)	5	15	25	35	45

(2) 1隻あたりの損金算入額の見込

(単位:百万円)

	①1隻あたりの 所得(※)	②1隻あたりの みなし利益(※)	③1隻あたりの損金算入額 (=②-①)
日本船舶	230	9	▲ 222
準日本船舶 (現行)	同上	13	▲ 217
準日本船舶 (拡充)	同上	同上	同上

※ 平成21年度～27年度(実績)及び28年度(見込)における日本船舶及び準日本船舶に係る所得及び稼働延べトン数に基づき算定

(3) トン数標準税制における減収額の見込

1. 拡充分

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
損金算入額	▲ 1,086	▲ 3,259	▲ 5,432	▲ 7,604	▲ 9,777	▲ 5,432
減収額	▲ 252	▲ 756	▲ 1,260	▲ 1,764	▲ 2,268	▲ 1,260

2. 既存分

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
損金算入額	▲ 74,346	▲ 75,720	▲ 77,095	▲ 78,469	▲ 79,843	▲ 77,095
日本船舶	▲ 55,661	▲ 57,036	▲ 58,410	▲ 59,785	▲ 61,159	▲ 58,410
準日本船舶 (現行)	▲ 18,684	▲ 18,684	▲ 18,684	▲ 18,684	▲ 18,684	▲ 18,684
減収額	▲ 17,248	▲ 17,567	▲ 17,886	▲ 18,205	▲ 18,524	▲ 17,886
日本船舶	▲ 12,913	▲ 13,232	▲ 13,551	▲ 13,870	▲ 14,189	▲ 13,551
準日本船舶 (現行)	▲ 4,335	▲ 4,335	▲ 4,335	▲ 4,335	▲ 4,335	▲ 4,335

※ 損金算入額は、日本船舶、準日本船舶(現行)及び準日本船舶(拡充)のそれぞれに応じて(1)と(2)を乗じて算定
減収額は損金算入額×法人税率(23.2%)として算定

【対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の拡充(地方税)】

○トン数標準税制における減収額の見込について(拡充分)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
損金算入額	▲ 1,086	▲ 3,259	▲ 5,432	▲ 7,604	▲ 9,777	▲ 5,432
法人税の減収額	▲ 252	▲ 756	▲ 1,260	▲ 1,764	▲ 2,268	▲ 1,260

1. 法人住民税の減収額

法人住民税の減収額＝法人税の減収額×税率(12.9%)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
法人住民税の減収額	▲ 32	▲ 98	▲ 163	▲ 228	▲ 293	▲ 163

初年度減収額: ▲32百万円…①

平年度減収額: ▲163百万円…(1)

2. 法人事業税(所得割)の減収額

法人事業税(所得割)の減収額＝所得の減収額×税率(0.7%)×輸出割合(21.8%)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
法人事業税の減収額	▲ 2	▲ 5	▲ 8	▲ 12	▲ 15	▲ 8

初年度減収額: ▲2百万円…②

平年度減収額: ▲8百万円…(2)

3. 地方法人特別税の減収額

法人事業税(所得割)の減収額×税率(414.2%)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
地方法人特別税の減収額	▲ 7	▲ 21	▲ 34	▲ 48	▲ 62	▲ 34

初年度減収額: ▲7百万円…③

平年度減収額: ▲34百万円…(3)

4. 減収額合計

A. 初年度の減収額＝①＋②＋③

▲32百万円＋▲2百万円＋▲7百万円＝▲41百万円

B. 平年度の減収額＝(1)＋(2)＋(3)

▲163百万円＋▲8百万円＋▲34百万円＝▲205百万円

【対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の拡充(地方税)】

○トン数標準税制における減収額の見込について(既存分)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
損金算入額	▲ 74,346	▲ 75,720	▲ 77,095	▲ 78,469	▲ 79,843	▲ 77,095
法人税の減収額	▲ 17,248	▲ 17,567	▲ 17,886	▲ 18,205	▲ 18,524	▲ 17,886

1. 法人住民税の減収額

法人住民税の減収額＝法人税の減収額×税率(12.9%)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
法人住民税の減収額	▲ 2,225	▲ 2,266	▲ 2,307	▲ 2,348	▲ 2,390	▲ 2,307

初年度減収額: ▲2,225百万円…①

平年度減収額: ▲2,307百万円…(1)

2. 法人事業税(所得割)の減収額

法人事業税(所得割)の減収額＝所得の減収額×税率(0.7%)×輸出割合(21.8%)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
法人事業税の減収額	▲ 113	▲ 116	▲ 118	▲ 120	▲ 122	▲ 118

初年度減収額: ▲113百万円…②

平年度減収額: ▲118百万円…(2)

3. 地方法人特別税の減収額

法人事業税(所得割)の減収額×税率(414.2%)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
地方法人特別税の減収額	▲ 470	▲ 479	▲ 487	▲ 496	▲ 505	▲ 487

初年度減収額: ▲470百万円…③

平年度減収額: ▲487百万円…(3)

4. 減収額合計

A. 初年度の減収額＝①＋②＋③

▲2,225百万円＋▲113百万円＋▲470百万円＝▲2,808百万円

B. 平年度の減収額＝(1)＋(2)＋(3)

▲2,307百万円＋▲118百万円＋▲487百万円＝▲2,912百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税：義)(国税 23) 【新設・拡充・ 延長 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 船齢45年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船(船齢が耐用年数以内であって、海防法の規定による窒素酸化物の放出基準の78/80を満たしている原動機を有するものに限る)を取得した場合、譲渡益の80%圧縮記帳を可能とする特例措置。 《関係条項》 ・租税特別措置法 第37条、第37条の3、第37条の4、第65条の7、第65条の9 ・租税特別措置法施行令 第25条、第25条の2、第25条の3、第39条の7 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第19条の3 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 第11条の7
4	担当部局	港湾局技術企画課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年7月 分析対象期間：平成26年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度：創設
7	適用又は延長期間	3年間(平成29年度～31年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 老朽化が進む作業船の買換を促進することで、港湾整備等にかかる環境負荷の低減を図る。 また、作業船の能力が確保され、円滑な港湾整備等の推進や朽化対策及び防災対策の強化に寄与する。 《政策目的の根拠》 ○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針 ・港湾の開発及び利用に当たっては、生物多様性や人が豊かな自然と触れ合う場の確保も考慮して、港湾及びその周辺の大気環境に与える影響を計画の策定に際して評価するとともに、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避、低減に努める。 ○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) ・我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、(中略)、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る(後略)

			<p>○国土強靱化アクションプラン 2016（平成 28 年 5 月 24 日国土強靱化推進本部決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、航路・道路等の啓開に必要な体制の整備、（中略）等を、国、地方公共団体、民間事業者等が連携して進める。 <p>○第 4 次社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）</p> <p>重点施策：大規模災害時における港湾からのアクセスルートを確保</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 3 地球環境の保全</p> <p>施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 1 9 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含。</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。</p> <p>既存作業船の買換により、作業船からの NOx 排出量を平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で 1,320t 削減を目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>既存の作業船から環境負荷の低い作業船への買換が促進されることにより、NOx 排出量が削減されると共に、円滑な港湾整備等の推進に資する。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>平成 26 年度（実績）： 9 隻 適用額： 576 百万円</p> <p>平成 27 年度（実績）： 13 隻 適用額： 877 百万円</p> <p>平成 28 年度（見込）： 20 隻 適用見込額： 967 百万円</p> <p>平成 29 年度（見込）： 30 隻 適用見込額： 1,795 百万円</p> <p>平成 30 年度（見込）： 30 隻 適用見込額： 1,795 百万円</p> <p>平成 31 年度（見込）： 30 隻 適用見込額： 1,795 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26～31 年度の実績及び見込は関係団体（7 団体）へのヒアリング（平成 27 年 3 月、28 年 6 月）による。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であるため、用いることは出来ない。 ・適用件数について、前回要望時（平成 25 年度）には年間 50 隻の適用を想定し、各年度の適用件数は、平成 26 年度 9 隻、平成 27 年度 13 隻、平成 28 年度 20 隻（見込）となったが、特に作業船保有企業の 90% 以上を占める中小企業において、平成 26 年以降業況の回復が鈍い状況にある中であっては、平均 14 隻以上で推移している上記実績値は必ずしも想定外に僅少とは言えず、老朽化した作業船の買換に一定の貢献をしていると考えられる。 ・本制度により、港湾整備等にかかる環境負荷の低減を図るとともに、円滑な港湾整備等の推進や大規模災害に備えた作業船の能力確保が実現され、広く国民に裨益するため、特定の者への偏りはない。
		② 減収額	<p>平成 26 年度（実績）： 135 百万円</p> <p>平成 27 年度（実績）： 205 百万円</p> <p>平成 28 年度（見込）： 226 百万円</p> <p>平成 29 年度（見込）： 420 百万円</p> <p>平成 30 年度（見込）： 420 百万円</p> <p>平成 31 年度（見込）： 420 百万円</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26～28 年度の減収額の算出根拠は以下の通り。 平成 26 年度 圧縮記帳実施額 576 百万円 × 法人税率 23.4% = 135 百万円 平成 27 年度 圧縮記帳実施額 877 百万円 × 法人税率 23.4% = 205 百万円 平成 28 年度 圧縮記帳実施額 967 百万円 × 法人税率 23.4% = 226 百万円 ・平成 29～31 年度の減収額は平成 26～28 年度の減収額の平均から算出。 なお、算出根拠は以下の通り。 平成 26～28 年度の 1 隻あたりの減収見込額 平成 26 年度減収見込額 135 百万円 ÷ 特例適用隻数 9 隻 = 15.0 百万円 平成 27 年度減収見込額 205 百万円 ÷ 特例適用隻数 13 隻 = 15.8 百万円 平成 28 年度減収見込額 226 百万円 ÷ 特例適用隻数 20 隻 = 11.3 百万円 平成 26～28 年度の 1 隻あたりの減収見込額の 3 カ年平均 (15.0 百万円 + 15.8 百万円 + 11.3 百万円) ÷ 3 年 = 14.0 百万円 適用見込が 30 隻のため 14.0 百万円 × 30 隻 = 420 百万円
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》 買換特例制度によって、初期負担を軽減し、排出規制が実施される前に建造された作業船の買換を促進することにより、港湾整備等に係る環境負荷の低減が促進される。</p> <p><達成目標の実現状況> 平成 26 年度（実績）：NOx144t 削減 平成 27 年度（実績）：NOx188t 削減 平成 28 年度（見込）：NOx269t 削減 平成 29～31 年度（見込）：NOx1,320t 削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26～28 年度の実績及び見込は関係団体（7 団体）へのヒアリング（平成 27 年 3 月、平成 28 年 6 月）による。 ・平成 29～31 年度の削減見込量は、平成 26～28 年度の適用隻数、排出削減量等を踏まえたものである。 ・平成 26～28 年度の NOx 排出削減量の合計は 601t であり、所期の目標である NOx 排出削減量 1,320t を達成することはできなかったが、適用数は着実に伸びており、平成 29～31 年度については、引き続き NOx 排出削減量 1,320t を目標とする。 <p><本制度の延長が認められなかった場合> 事業者の経営状況が厳しさを増す中で、作業船買換のための資金調達が困難となっており、課税の特例措置がなされなかった場合は、作業船の買換が促進されない。このため、省エネ化、NOx 排出量の削減を促進することができず、また、円滑な港湾整備等の推進に支障を来す事となる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置により作業船の買換が進み、作業船からのNOxの排出量が削減されるため、減収額に対して効果が上がっており税込減が是認される。なお、本措置によって、作業船の環境負荷の低減が促進されることにより、将来にわたってNOx排出量が削減される。その効果の継続により、地球環境の保全が図られる。また、老朽化した作業船が買換えられることで、円滑な港湾整備等の推進を図ることが可能となる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は、課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担額は少なく、また、建設業等を営んでいけば利用できる制度であり、事業者が広く利用できる制度であることから、妥当性を有する。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○国庫補助 (一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)を経由したエネルギー使用合理化支援事業者支援事業(エネ庁))</p> <p>上記の予算上の措置の対象は、先端的な省エネルギー設備(市場に普及しきっておらず、導入に当たって一定のリスクがあり、一定の費用回収期間が必要なもの)の導入であって、技術の先端性等が認められる一部の設備に限って補助されるものである。</p> <p>一方、本租税特別措置は、一般に普及している環境性能の高い作業船の買換等を促進することにより環境負荷の低減を図るものであり、広く一般的に活用できる制度である。</p> <p>○「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」によるNOx排出規制 上記の規制は必要最低限の排出規制であるが、本税制は更なる環境負荷の低減の推進を図るための施策であり、目的を異にするものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月(国交 34)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 26) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「騒防法」という。)第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(以下「特騒法」という。)第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え等した場合の、譲渡所得の課税の特例措置
		《関係条項》 税特別措置法 第37条第3号イ・ロ、第37条の4、 第65条の7第3号イ・ロ、第65条の8、 第65条の9、第68条の79、第68条の80
4	担当部局	航空局航空ネットワーク部 首都圏空港課、環境・地域振興課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～平成30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度 創設(6年間) 平成8年度 5年間延長 昭和50年度 5年間延長 平成13年度 5年間延長 昭和55年度 5年間延長 平成18年度 5年間延長 昭和60年度 5年間延長 平成23年度 3年間延長 平成元年度 1年間延長 平成26年度 3年間延長 平成3年度 5年間延長
7	適用又は延長期間	3年間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。
		《政策目的の根拠》 ①公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年8月1日法律第110号)(移転の補償等) 第九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。 2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。 ②特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年4月20日法律第26号)(移転の補償等) 第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた

			<p>際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建築物等」という。)の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (特定飛行場) 飛行場周辺に残存する移転対象約 1140 件の移転をできる限り促進する。 (成田国際空港) 成田国際空港周辺に残存する移転対象約 260 件の移転をできる限り促進する。</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転は、空港という公共施設を設置するため特定の居住者等が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であるが、強制的に移転させる制度ではなく、区域外への移転を希望する居住者等からの申請に基づき補償を行うものである。</p> <p>また、移転補償の手続きは申請者と丁寧な話し合いにより進めているところではあるが、補償額に納得できない、移転先の確保ができない等の事情により、申請から時間を要する場合もあり、移転補償の見通しを示すことは困難であるため、移転補償に基づく本特例措置の目標達成時期の示すことも同様に困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、移転の際の税負担をできる限り軽減し、住民の移転を促進することにより、移転先における当該住民への航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用数・適用額】 (特定飛行場) 平成 25 年度： 1 件(127 百万円) 平成 26 年度： 4 件(510 百万円) 平成 27 年度： 0 件(一百万円) 平成 28 年度見通し： 2 件(255 百万円) 平成 29 年度見込み： 3 件(382 百万円) 平成 30 年度見込み： 9 件(1,147 百万円) 平成 31 年度見込み： 5 件(637 百万円)</p> <p>(成田国際空港) 平成 25 年度： 0 件(一百万円)</p>

		<p>平成 26 年度： 0件(一百万円) 平成 27 年度： 0件(一百万円) 平成 28 年度見通し： 0件(一百万円) 平成 29 年度見通し： 1件(127 百万円) 平成 30 年度見通し： 1件(127 百万円) 平成 31 年度見通し： 1件(127 百万円)</p> <p>※平成 26 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により公表されている実績の一部。平成 25 年度及び平成 27 年度以降は、ヒアリング調査等による推計。</p> <p>なお、適用数等については、空港周辺における移転は毎年一定の実績があり、前回要望時の所期の想定では適用数は8件程度と予測していたところ、直近で5件の適用があり、想定外に僅少ではない。</p> <p>また、対象者は元来空港周辺における移転・買取り措置対象者に限定されており、特定の者に偏ったものではない。</p> <p>※適用数等の算出根拠は、別紙①適用実績の算出根拠及び別紙②適用見込みの算出根拠を参照。</p>
	②: 減収額	<p>【減収額】</p> <p>(特定飛行場)</p> <p>平成 25 年度： 32 百万円 平成 26 年度： 130 百万円 平成 27 年度： 一百万円 平成 28 年度見通し： 59 百万円 平成 29 年度見込み： 89 百万円 平成 30 年度見込み： 266 百万円 平成 31 年度見込み： 147 百万円</p> <p>(成田国際空港)</p> <p>平成 25 年度： 一百万円 平成 26 年度： 一百万円 平成 27 年度： 一百万円 平成 28 年度見通し： 一百万円 平成 29 年度見込み： 29 百万円 平成 30 年度見込み： 29 百万円 平成 31 年度見込み： 29 百万円</p> <p>※減収額は各年度の法人税率(平成 25 年度・平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 28 年度・平成 29 年度は 23.4%、平成 30 年度・平成 31 年度は 23.2%)により推計。</p> <p>※減収額の算出根拠は、別紙①適用実績の算出根拠及び別紙②適用見込みの算出根拠を参照。</p>
	③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>平成 25 年度から平成 27 年度において、特定飛行場で契約件数 101 件、成田国際空港で契約件数 31 件の移転を実施。当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている。</p> <p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)には、未</p>

			<p>だ移転対象となる居住者が残存しており、今後も航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、当該特例措置により、引き続き移転を促進する必要がある。</p> <p>今後、本措置の直接的な効果により移転等が進むと考えられるが、8③にて記載した通り、移転補償の具体的な見通し及び件数を示すことは困難である。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生するところ。本特例措置は、税負担の一時的な軽減を図るものであり、移転の促進のために非常に効果的であり、減収額と比較して、効果がある。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)からの移転については、騒防法第9条第1項及び特騒法第9条第1項において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定されている等、政策体系の中で優先度の高いものとして明確に位置づけられている。</p> <p>本措置の内容は、直接的な減免ではなく課税の繰延であり、移転補償事業に伴う事業用資産の買換え等について、当該資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、移転補償事業の促進を図るものであるため、政策目的を実現する手段としての的確であり、適切かつ必要最低限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月 (国交 37)

適用実績の算出根拠

(航空機騒音対策事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長)

【特定飛行場】

- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年 2 月国会提出)」では、平成 26 年度の「特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)」の適用を受けた件数及び適用額は以下のとおり。
 - ・平成 26 年度：(件数) 9 件、(適用額) 762 百万円
 - ・うち、航空機騒音障害防止法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に基づくもの：
(件数) 4 件、(適用額) 510 百万円
- 上記 4 件は、平成 25 年度の移転補償事業による補償金を受けた者(4 法人)に対応するものと想定(4 法人が 4 件を適用)。
- 税制の適用は移転補償による補償金を受けた年度の次年度に行われると想定。

(平成 25 年度)

<適用件数>

- 平成 24 年度の移転補償事業による補償金を受けた者は 1 法人。
- 税制の適用件数は、4 件 × (1 法人 / 4 法人) = 1 件。

<適用額>

- $510 \text{ 百万円} \times (1 \text{ 件} / 4 \text{ 件}) = 127 \text{ 百万円}$

<見込減税額>

- 平成 25 年度の基本税率は 25.5%であることから、
 $127 \text{ 百万円} \times 25.5\% = 32 \text{ 百万円}$

(平成 26 年度)

<適用件数・適用額>

- 上記のとおり。

<見込減税額>

- 平成 26 年度の基本税率は 25.5%であることから、
 $510 \text{ 百万円} \times 25.5\% = 130 \text{ 百万円}$

適用見込みの算出根拠

(航空機騒音対策事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長)

【特定飛行場】

- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年 2 月国会提出)」では、平成 26 年度の「特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)」の適用を受けた件数及び適用額は以下のとおり。
 - ・平成 26 年度：(件数) 9 件、(適用額) 762 百万円
 - ・うち、航空機騒音障害防止法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に基づくもの：
(件数) 4 件、(適用額) 510 百万円
- 上記 4 件は、平成 25 年度の移転補償事業による補償金を受けた者(4 法人)に対応するものと想定(4 法人が 4 件を適用)。
- 税制の適用は移転補償による補償金を受けた年度の次年度に行われると想定。

(平成 29 年度)

- ・平成 28 年度の移転補償予定 3 法人(福岡)
- ・当該法人に関する買取予定数 **5 件**

(平成 30 年度)

- ・平成 29 年度の移転補償予定 9 法人(福岡・伊丹)
- ・当該法人に関する買取予定数 **16 件**(福岡:12、伊丹:4)

(平成 31 年度)

- ・平成 30 年度の移転補償想定 5 法人(福岡)
- (平成 29 年度と同法人数の移転があると仮定)
- ・当該法人に関する買取想定数 **12 件**

【成田国際空港】

- 成田国際空港株式会社が、法人等へヒアリングを行ったもの。
- 税制の適用は移転補償による補償金を受けた年度の次年度に行われると想定。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 54) (法人住民税:義、事業所税:外)(地方税 46) 【新設・ 拡充 ・ 延長 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>1. 現行</p> <p>(対象地域)</p> <p>沖縄全県が対象</p> <p>(1) 国税</p> <p>○投資税額控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合(機械・装置の取得価額の 15%、建物・附属装置・構築物の取得価額の 8%)を法人税額から控除。 ・法人税額の 20% 限度(繰越税額控除 4 年)、取得価額の上限 20 億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。 <p>(2) 地方税</p> <p>○法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。 <p>○事業所税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を 2 分の 1 控除する。 <p>2. 拡充要望</p> <p>(1) 国税</p> <p>○対象施設の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県の観光政策上、集積の必要性が低い 3 施設(スケート場、スキー場、ボーリング場)及び投資回収の面から民間による整備が見込まれない 8 施設(体育館、釣り場、遊覧船発着場、遊漁船等利用施設、野球場、陸上競技場、蹴球場、図書館)を対象施設から除外。 ・宿泊施設の追加

		<p>(2) 地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。 <p>3. 延長要望</p> <p>適用期限(平成 29 年3月 31 日)を5年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法第8条、第9条 ・租税特別措置法第 42 条の9、第 68 条の 13 ・租税特別措置法施行令第 27 条の9、第 39 条の43 ・租税特別措置法施行規則第 20 条の4、第 22 条の 26 ・地方税第 23 条第1項第3号、第 292 条第1項第 3 号
4	担当部局	観光庁観光地域振興部観光地域振興課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 28 年 8 月 分析対象期間: 平成 24 年度～33 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 10 年度 観光振興地域制度を創設</p> <p>平成 14 年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成 19 年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加)</p> <p>平成 24 年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設</p> <p>平成 26 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和</p>
7	適用又は延長期間	5年間(平成 29 年度～33 年度)
8	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p>

第三章 産業の振興のための特別措置

(観光地形成促進計画の作成等)

第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。

2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域

三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容

3～8 (略)

(課税の特例)

第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。)であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 (略)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第九条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和三十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日

		<p>以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。</p> <p>(資金の確保等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>■沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1)観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>
	<p>② 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例の活用によって、事業者が観光地形成促進地域に設備投資を促され、地域の雇用が確保されることが見込まれる。このことは結果として、国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興が図られることに繋がるので、沖縄の自立型経済の発展に寄与するものと考えている。そのため、観光地形成促進地域における本特例を活用して設備投資を行った施設数及び設備投資に伴う新規雇用者数とする。</p> <p>平成33年度(平成29年度以降累計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例を活用して設備投資を行った施設数26社 ・本特例を活用して行った設備投資に伴う新規雇用者数393人 <p>※地方交付税による減収補てん(事業税、不動産取得税、固定資産税)の活用を含む。</p> <p>※新規雇用者数の算出方法</p> <p>宿泊施設数についてはH29～H33の見込み (施設整備予定数)×(1施設当たり平均従業員数) 21(施設)×17(人)=357(人)</p> <p>その他の施設については、H24～27の実績をもとに推計</p>

			<p>(年間1件×5箇年の施設整備見込み)×(平均従業員数) 5(施設)×7.25(人)=36.25(人) 以上より、新規雇用者数は357+36=393(人)※端数切捨て</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 設備投資が行われ、魅力ある観光関連施設が増加し、新たな雇用が創出されることにより、入域観光客数の増加等を通じた観光産業の一層の振興に繋がる。 また、ホテル等における会議場施設や研修施設の整備が促進されることで、今後沖縄県及び政府が戦略的に取り組むとしている MICE 誘致・開催数が増大し、大型 MICE 施設の整備の相乗効果により国際コンベンション都市の形成に寄与する。 以上のことから、沖縄の自立型経済の発展に寄与する。</p>																																		
9	有効性等	① 適用数等	<p>1. 税制優遇措置の適用状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">H24 年度</th> <th colspan="2">H25 年度</th> <th colspan="2">H26 年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税である投資税額控除の実績は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※H27 年度は集計中。 ※法人住民税については数値の把握ができないため、—としている。 ※事業所税については那覇市だけの措置。</p> <p>沖縄県においては、平成 24 年 4 月から観光地形成促進地域制度を導入することにより、地域の特色を活かすような民間の観光関連施設の新増設を促進しているところである。</p> <p>しかしながら、沖縄県内の観光関連事業者は中小企業が多く、これらの観光関連事業者にも税制上の優遇措置が適用されやすいものになるよう平成 26 年 4 月から要件を緩和したところ。その結果、平成 27 年度以降、那覇市近郊では、税制の適用が見込まれている。</p> <p>なお、沖縄県での優位性がないスケート場、スキー場、ポーリング場は、観光政策上集積の必要性が低い施設であるため、除外することとした。また、体育館、野球場、陸上競技場等 8 施設は、投資回収の面から民間による整備が見込まれない施設であり、市町村による沖縄振興一括交付金(以下「一括交付金」という。)を活用して施設の整備を進めているのが実情であるため、それらの施設を税制優遇が適用になる対象施設から除外することとした。</p> <p>加えて、沖縄県全域における多様な人材交流、集客の拡大に繋げるためにも、対象施設に新たに宿泊施設を追加することとした。</p> <p>さらに、当該制度の周知を図るため、平成 24 年度から観光関連事業者を対象に説明会を開催したことに加え、平成 27 年度は東京ビッグサイトで開催されたレジャー&サービス産業展 2015 でのブース出展によるプロモーション、雑誌「月刊レジャー産業」への掲載を行った。また、民間企業、銀行、沖縄振興開発</p>	項目	H24 年度		H25 年度		H26 年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	0	0	0	0	0	0	法人住民税	—	—	—	—	—	—	事業所税	0	0	0	0	0	0
項目	H24 年度		H25 年度		H26 年度																																
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																															
投資税額控除	0	0	0	0	0	0																															
法人住民税	—	—	—	—	—	—																															
事業所税	0	0	0	0	0	0																															

金融公庫等への個別訪問や、沖縄県税理士会との連携により、本制度をPRしているものの、依然として認知度は低いことが課題であり、わかりやすい制度見直しとあわせて、県内外の企業に対する周知方法についても検討している。

2. 適用数の将来予測

(単位: 件)

	H29	H30	H31	H32	H33	合計
宿泊施設	10	3	4	3	1	21
その他観光施設	1	1	1	1	1	5
計	11	4	5	4	2	26

※ 宿泊施設数は新聞報道に基づき試算(別紙参照)

※ その他の観光施設については、年1件適用があるものとして試算(別紙参照)

② 減収額

(件、千円)

	H29	H30	H31	H32	H33	合計	平年
適用数	11	4	5	4	2	26	5.2
投資額 (1件)	196,048	196,048	196,048	196,048	196,048	—	—
適用額 (投資額×8%)	15,684	15,684	15,684	15,684	15,684	—	—
減収額 (適用額×適用数)	172,524	62,736	78,420	62,736	31,368	407,784	81,557
地方税減収額 (減収額×法人住民税12.9%)	22,256	8,093	10,116	8,093	4,046	52,604	10,521

※ 1件当たりの投資額は平成27年度の当地域における固定資産税の免除実績をベースに試算

(千円)

施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均
取得価格	146,786	245,310	196,048

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

○達成目標の実現状況

	H24	H25	H26	H27	H28
施設数	1	2	1	3	—
雇用者数	10	1	8	10	—

	H29	H30	H31	H32	H33	累計
施設数	—	—	—	—	—	26
雇用者数	—	—	—	—	—	393

※累計は平成29年度以降

○所期の目標の達成状況

- ・入域観光客数:583.5万人(H24年) → 800万人(H28)
705.8万人(H26年実績)
- ・観光収入:3905.5億円(H24年) → 7,500億円(H28年)
5,169.3億円(H26年実績)
- ・観光客一人当たり滞在日数:3.75日(H24年) →4.73日(H28年)
3.84日(H26年実績)
- ・観光客一人当たり県内消費額:66,924円(H24年) →93,750円(H28年)
73,238円(H26年実績)

所期の目標の達成に向け順調に進んでいる。なお、前回の事前評価時での点検結果では、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、新たに測定指標を設定し直したところである。

○租税特別措置等による直接的な効果

施設数の増加及び施設雇用者の増加が期待できる。

上記8③のとおり、施設数の増加は雇用者の増加に寄与しており(宿泊施設:1施設あたり17人、その他の施設:1施設あたり7.25人)、事業者が観光地形成促進地域に設備投資を促されることによって、地域の雇用が確保されることが見込まれる。

本制度が延長できない場合、観光産業において自らリスクを負って投資を行う企業へ限定した支援ができなくなり、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築にも影響をもたらすものと考えている。

また、新たに宿泊施設を対象に追加することにより、沖縄県全域における集客の拡大と繋がるものと考えている。

《税収減を是認するような効果の有無》

観光関連施設の投資が促進され、魅力あるレクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出(H29～33年:393人)といった経済効果や、MICEや富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。

			<p>また、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって総生産を約 24 億円押し上げる効果が生じたものと試算され、本制度による 4 億円の税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税制活用企業による雇用者数 393 人 ・沖縄県の労働生産性: 6,057,565 円 <p>→県内総生産の押し上げ効果: 約 24 億円</p> <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「県民経済計算」(内閣府)より試算)</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新・増設した事業者が新たに機械等を取得等した場合に対象とするものであり、投資を促進するものである。</p> <p>また、自らリスクを負って投資を行う企業に支援対象を限定している。</p> <p>加えて、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性がある。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限での確な措置となっている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して、観光集客施設等インフラ整備や人材育成等により観光の振興に多角的に取り組んでいる。</p> <p>体育館、野球場、陸上競技場等8施設は投資回収の面から民間による整備が見込めない施設であり、市町村による一括交付金で整備しているものもあるため、対象から除外することにより役割分担を行うこととしたところ。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月(内閣 23)

沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長に関する達成目標の設定根拠

1. 宿泊施設整備予定数及び従業員新規雇用見込み

宿泊施設整備計画	29	30	31	32	未定	施設計	1施設あたり 平均従業員数	雇用見込み
施設数計	10	3	4	3	1	21	17	357
那覇市	4					4		
恩納村		1				1		
石垣市	1					1		
糸満市				1		1		
北谷町	1	1	1	1		4		
南城市	1					1		
宮古島市	2		1			3		
読谷村	1					1		
名護市		1	1			2		
今帰仁村			1			1		
本部町				1		1		
金武町					1	1		

平均従業員数は県平均

※ 宿泊施設整備計画は新聞報道に基づき算出

※ 1施設あたり平均従業員数は経済センサス(H26)をベースに推計(沖縄県内の「旅館、ホテル」の事業所数が953事業、総従業員数が16,302人であることから試算)

2. 観光地形成促進地域制度(税制)を活用して行った施設整備に伴う新規雇用者数

税制活用実績	H24	H25	H26	H27	計
施設A	2	0	0	0	2
施設B	8	1	8	0	17
施設C	—	—	—	10	10
計	10	1	8	10	29

※過去4年で3件の整備と29人の雇用

⇒今後、宿泊施設以外の施設については年間1件の整備と7.25人の雇用が見込まれる。

※県による企業ヒアリングに基づく実績値

達成目標の設定においては、
宿泊施設…

H29～H33の期間で、21施設の整備と、357人の雇用増加が見込まれる

その他の施設…

H24～27の実績をもとに推計し、年間1件を5箇年の施設の増加と、7.25×5施設で36.25人の雇用増加が見込まれる
以上を合算し、**26施設の整備と393人の雇用(端数切捨て)**を達成目標として設定

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定農山村地域における特別控除
2	対象税目	(法人税:義)(国税)
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年6月16日法律第72号。以下「特定農山村法」という。)に規定する所有権移転等促進計画(以下「促進計画」という。)の定めるところにより、農地所有適格法人が農林地等を譲渡した場合には、年800万円を限度として所得の金額の計算上、損金に算入することができることとする措置。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第65条の5第1項、第68条の76</p>
4	担当部局	国土政策局地方振興課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度～27年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成5年度創設
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>農村においては、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等において、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している状況にある中、農村の集落機能の維持と地域の特性に即した農林業等の振興を図る。</p> <p>なお、農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持が欠かせないことから、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、中山間地域等に含まれる中山間農業地域及び平地農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに減少率の5%を抑制)を測定指標としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 3. 農村の振興に関する施策 (1) 多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等 集落において高齢化や人口減少が進行する中で、小規模な農家や兼業農家、高齢者、地域住民等も含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮等により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持・継承、住みやすい生活環境の実現に向けた取組を推進する。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、平成26年6月24日改訂農林水産業・地域の活力創造本部) Ⅲ 政策の展開方向 6. 人口減少社会における農山漁村の活性化 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。農山漁村</p>

		<p>は、農業生産活動が行われる場であると同時に、日常生活が営まれる場でもあり、地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。</p> <p>○特定農山村法(平成5年6月16日法律第72号)</p> <p>法の目的として、第1条に、「特定農山村地域について、(中略)農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与する」ことを掲げている。</p> <p>その実現に向けて、「農林業等活性化基盤整備促進事業」(法第2条第3項)を実施するものとしており、当該事業の一つとして、農林地等を対象とした「所有権の移転等」を促進する事業(農林地所有権移転等促進事業)(同項第3号^(注))を講じ、農林地の「農林業上の(中略)利用の確保」等を図ることとしている。</p> <p>(注)法第2条第3項第3号</p> <p>農林地(中略)の農林業上の(中略)利用の確保(中略)を図るため、農林地等を対象として、所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を促進する事業(以下「農林地所有権移転等促進事業」という。)</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農村の振興(産業、農村機能)</p> <p>《政策分野》</p> <p>⑭ 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等</p> <p>○国土交通省の政策評価体系図における当該要望の位置づけ</p> <p>政策目標:7都市再生・地域再生の推進 施策目標:25都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>特定農山村地域における基幹的な産業である農林業の生産活動の場である農林地等を市町村が作成する促進計画により、営農意欲の高い農業者等に円滑に譲渡することを通じ、過疎化・高齢化等に伴う耕作放棄地化等を防止し、農林地等の農林業上の利用確保に寄与すること。</p> <p>(「食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)」に掲げた平成37年時点で確保される農地面積440万haの達成に寄与)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置の活用によって農林地等の所有権の移転等が促され、譲渡後も農林地等の農林業上の利用が確保されることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興が図られ、豊かで住みよい農山村の育成に寄与する。</p>

9	有効性等	①: 適用数等	<p>適用件数・面積(実績) (分析対象期間:平成24年度～27年度)</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">24年度</th> <th style="text-align: center;">25年度</th> <th style="text-align: center;">26年度</th> <th style="text-align: center;">27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">適用件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面積</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(農村振興局地域振興課調べ)</p> <p>本措置は、促進計画により譲渡された農林地等が引き続き農林地等として利用される場合について適用されるが、地勢的条件が不利な特定農山村地域の農林業の状況等を勘案すれば、適用数が想定外に僅少であるとはいえない。</p> <p>また、本措置は、農政の重要な課題の一つである農地集積の取組にも寄与するものであり、同法人の規模拡大が進むことを考えると、今後はある程度の水準で推移するものと考えられる。</p> <p>さらに、本措置は、促進計画に沿って農林地等を譲渡した農林業者(農地所有適格法人)を対象にしているものであり、特定の偏った者に限定しているものではない。</p> <p>適用数等については、市町村より確認したものであり、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)に基づき把握される情報を用いていないが、これは、同法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみを抽出することができないため、当該情報を用いることができなかったためである。</p>	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	適用件数	0	0	0	0	面積	0	0	0	0
		区分	24年度	25年度	26年度	27年度												
		適用件数	0	0	0	0												
面積	0	0	0	0														
②: 減収額	<p>減収額(実績) (分析対象期間:平成24年度～27年度)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">24年度</th> <th style="text-align: center;">25年度</th> <th style="text-align: center;">26年度</th> <th style="text-align: center;">27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">減収額</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面積</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(農村振興局地域振興課調べ)</p>	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	減収額	0	0	0	0	面積	0	0	0	0		
区分	24年度	25年度	26年度	27年度														
減収額	0	0	0	0														
面積	0	0	0	0														
③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》(分析対象期間:平成24年度～27年度)</p> <p>促進計画により譲渡される農林地等をあらかじめ把握することが困難であることに加え、過去4年間(平成24年度から27年度)の実績がないため、税収減は発生していないが、農林地等を譲渡した場合の課税の特例措置が担保されていることにより、農林地等の所有権の移転等に係る障害が排除され、譲渡後の農林地等に係る農林業上の利用の確保、農林業生産性の向上、集落機能の維持等の効果が期待される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～27年度)</p> <p>直近の平成24年度から27年度における本措置の適用実績がないため、本措置による税収減に見合う効果等の定量的な分析はできないが、本措置は、農林地等の譲渡後も農林地等の農林業上の利用を確保し、計画的な土地利用を推進する上で意義は大きく、また、地域の特性に即した農林業等の振興による豊かで住みよい農山村の育成やより有力な担い手への農地集積の取組等の外部経済にも寄与するものであることから、減収額を上回る効果があるものと考えられる。</p>																	

10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、農林地等の譲渡に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることにより、農林地等の所有権の移転等を促すインセンティブを与えるものであり、要件を満たす農林地等の譲渡について一律に適用できる必要最小限の措置であると考えられる。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、①補助金は、個々の土地の取引など個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、②融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があることから、本措置の方が誘導効果が高く、妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		
12	評価結果の反映の方向性		引き続き継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除
2	対象税目	(法人税:義)(国税) (法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税)
3	租税特別措置等の内容	《内容》 法人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円(当該譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額)を控除する。 《関係条項》 租税特別措置法第65条の5の2
4	担当部局	国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度～平成26年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度 創設
7	適用期間	平成22年12月31日 ※土地等の取得期限
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地の流動化と有効利用を通じた景気の回復 ※上記は制定時の政策目的 《政策目的の根拠》 「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日、経済対策閣僚会議) 国民生活を守り、今年度からの3年間のうちに景気回復を最優先で実現する見地から、内需を刺激するための減税等、経済金融情勢の変化等に対応した税制措置を講じる。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例の適用を受けるための土地の取得期限は既に終了しており、現時点において新たに特例の適用を受ける者が発生することはないため、今後の達成目標を設定することは困難である。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
9	有効性等	①: 適用数等 【適用件数】 平成24年度 件数 2件 平成25年度 件数 1件

			<p>平成 26 年度 件数 11 件 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 190 回国会提出)」による。</p> <p>なお、本措置は平成 21 年又は 22 年に取得した土地を 5 年以上保有して譲渡した場合に適用できるものだが、適用の全体像は現時点では把握できないため、適用件数が想定外に僅少であるか、特定の者に適用が偏っているか等の評価は現時点ではできない。</p>
		② 減収額	<p>平成 24 年度 35 百万円 平成 25 年度 0.6 百万円 平成 26 年度 073 百万円 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 190 回国会提出)」による。</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 いわゆるリーマンショックを契機とする平成 20 年後半以降の景気後退の影響により、土地取引件数等が大幅に減少したが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、平成 28 年には土地取引件数が 129 万件まで回復するなど、不動産市場の活性化を通じた景気回復に効果があった。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本特例を始めとした各種施策の効果により、厳しい景気局面においても一定の土地取引が下支えされたものであり、その効果は単なる土地取引の活性化のみならず、不動産市場の活性化を通じて日本の景気全体の底上げにつながったものであると考えられるため、税収減に比して大きいと言える。 なお、現時点では本特例の適用件数・税収減の全体像を把握することはできないため、本特例による効果を定量的に把握することは困難である。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成 20 年当時、土地取引件数の減少や地価の持続的な下落など、土地市場は厳しい状況にあり、土地需要を喚起し、土地の流動化と有効利用を強力に推進することは、わが国経済全体を力強く浮揚させる上でも急務となっていた。このため、緊急経済対策として、将来譲渡益に対する本特例措置により土地需要の喚起を図る必要があったもの。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成 21 年及び平成 22 年中に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地価下落の続く地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		<p>本特例の適用を受けるための土地等の取得期限はすでに終了しており、今後適用が出てくることになると思われるが、措置自体は引き続き継続する。</p>

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	平成21年及び平成22年中に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例	
2	対象税目	(国税)(法人税:義)	
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>法人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に、国内にある土地等の取得をし、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までにこの特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その事業者の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、その先行取得をした土地等の取得価額を限度として、他の土地等の譲渡益の80%相当額(その先行して取得をした土地等が平成22年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得をされたものである場合には、60%相当額)を圧縮記帳出来る。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第66条の2</p>	
4	担当部局	国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度～平成26年度	
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度 創設	
7	適用期間	平成22年12月31日 ※土地等の取得期限	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>土地の流動化と有効利用を通じた景気の回復</p> <p>※上記は制定時の政策目的</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日、経済対策閣僚会議)国民生活を守り、今年度からの3年間のうちに景気回復を最優先で実現する見地から、内需を刺激するための減税等、経済金融情勢の変化等に対応した税制措置を講じる。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例の適用を受けるための土地の取得期限は既に終了しており、現時点において新たに特例の適用を受ける者が発生することはないため、今後の達成目標を設定することは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>

9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用件数】</p> <p>平成 24 年度 件数 186 件、損金算入額 368 億円 平成 25 年度 件数 144 件、損金算入額 372 億円 平成 26 年度 件数 142 件、損金算入額 225 億円 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 190 回国会提出)」による。</p> <p>なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 190 回国会提出)」によれば、多様な業種において本措置が活用されており、適用は特定の者に偏っていない。また、毎年相当数適用されており、適用数は想定外に僅少ではない。</p>
		② 減収額	<p>平成 24 年度 94 億円(法人税率 25.5%として推計) 平成 25 年度 95 億円(法人税率 25.5%として推計) 平成 26 年度 57 億円(法人税率 25.5%として推計) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 190 回国会提出)」による適用総額に法人税率を乗じて算出。</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以降の景気後退の影響により、土地取引件数等が大幅に減少したが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、平成28年には土地取引件数が129万件まで回復するなど、不動産市場の活性化を通じた景気回復に効果があった。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例を始めとした各種施策の効果により、厳しい景気局面においても一定の土地取引が下支えされたものであり、その効果は単なる土地取引の活性化のみならず、不動産市場の活性化を通じて日本の景気全体の底上げにつながったものであると考えられるため、税収減に比して大きいと言える。</p> <p>なお、現時点では本特例の適用件数・税収減の全体像を把握することはできないため、本特例による効果を定量的に把握することは困難である。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成 20 年当時、土地取引件数の減少や地価の持続的な下落など、土地市場は厳しい状況にあり、土地需要を喚起し、土地の流動化と有効利用を強力に推進することは、わが国経済全体を力強く浮揚させる上でも急務となっていた。このため、緊急経済対策として、将来譲渡益に対する本特例措置により土地需要の喚起を図る必要があったもの。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(平成 21 年及び平成 22 年中に取得した土地等の長期譲渡所得の 1,000 万円特別控除)</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地価下落の続く地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—

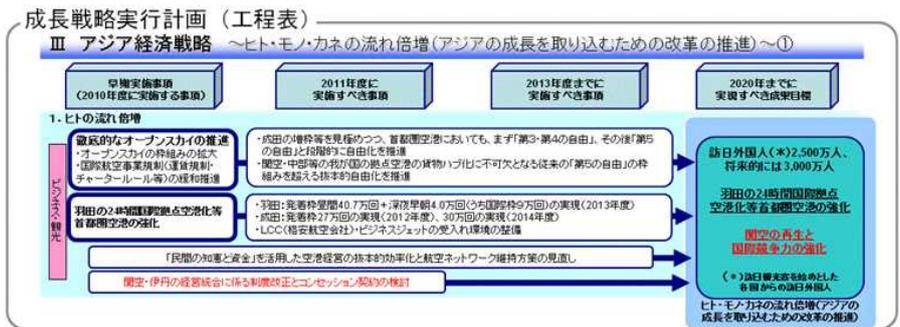
12	評価結果の反映の方向性	本特例の適用を受けるための土地等の取得期限はすでに終了しており、今後適用が出てくることになると思われるが、措置自体は引き続き継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度
2	対象税目	(法人税:義)(国税)
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>関西国際空港土地保有会社(以下「土地保有会社」)が、関西国際空港の空港用地の整備に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を準備金として積み立てたときは、所得の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>① 次に掲げる金額のうちいずれか低い金額</p> <p>イ 空港用地の取得価額の10%相当額</p> <p>ロ 土地保有会社所得金額のうち、土地保有会社所得金額と新関空会社所得金額の合計金額の20%相当額を超える金額</p> <p>② 空港用地整備債務の額から、前事業年度から繰り越された準備金の金額を控除した額</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第57条の7</p>
4	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年7月 分析対象期間:平成24年度～平成27年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和59年度:関西国際空港整備準備金制度の創設 平成8年度:積立対象拡充(二期島造成費用を追加) 平成24年度:対象を土地保有会社に改正
7	適用期間	空港用地の整備に要した費用に係る債務の返済の完了が予定されている平成27年3月31日まで
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>関西国際空港及び大阪国際空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション(公共施設等運営権の設定)を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本重点整備計画(平成27年9月18日閣議決定)(抜粋) 関西国際空港・大阪国際空港については、平成27年度中のコンセッション(公共施設等運営権方式)の実現により、関西国際空港の国際拠点空港としての再生・強化、関西の航空輸送需要の拡大等を図る。 ・国土形成計画(全国計画)(平成27年8月14日閣議決定) 関西国際空港及び大阪国際空港については、民間事業者の柔軟な創意工夫による空港ビジネスの展開を可能とするコンセッションを実現し、関西国際空港の国際拠点空港としての再生、強化、関西の航空輸送需要の拡大等を図る。 ・関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成23年5月25日公布)(抜粋) 第1条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社(以下「新関空会社」)の事業の適正な運営を確保するために必要な措置

、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により両空港に係る特定事業が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。

・新成長戦略(平成 22 年6月 18 日閣議決定)(抜粋)



・国土交通省成長戦略会議報告(平成 22 年5月 17 日)(抜粋)

関西国際空港について、抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、LCC の拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する。

具体的には、関西国際空港の事業価値に加え、大阪国際空港の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。

② 政策体系における政策目的の位置付け

政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
 施策目標 24 航空交通ネットワークを強化する に包含

③ 達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》
 空港用地の整備に要した費用に係る債務の、平成 22 年3月 31 日までの確実な返済。
 《当該目標の測定指標》
 土地保有会社の債務残高。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
 整備準備金として積み立てる金額の一定額の損金算入を認めることで、土地保有会社における法人税の課税が猶予され、将来の整備支出の需要に備えるとともに、空港用地の整備に要した費用に係る債務の確実な返済を可能とする。
 これにより土地保有会社の経営の安定性が確保され、空港の運営基盤が確保されることで、両空港の事業価値が増大し、その結果早期のコンセッション

			ン(公共施設等運営権の設定)を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化することが可能となる。
9	有効性等	①: 適用数等	平成24年度:なし 平成25年度:1件(7.3億円) 平成26年度:1件(3.2億円) 平成27年度:なし 前回要望時の所期の想定では適用数は1件程度と予測していたところ、直近4年間の平均で1件程度の適用があり、想定外に僅少ではない。 ※平成24年度～平成26年度は租税特別措置の適用実態調査より。 ※平成27年度は事業者への聞き取り結果。
		②: 減収額	平成24年度:なし 平成25年度:1.9億円(損金算入額7.3億円×法人税率25.5%=1.9億円) 平成26年度:0.8億円(損金算入額3.2億円×法人税率25.5%=0.8億円) 平成27年度:なし
		③: 効果・税収減是認効果	《効果》 整備準備金として積み立てる金額の一定額の損金算入を認めることで、土地保有会社における法人税の課税が猶予され、将来の整備支出の需要に備えるとともに、空港用地の整備に要した費用に係る債務が確実に返済されており、土地保有会社の経営の安定性が確保され、空港の運営基盤が確保されている。 加えて、平成28年3月に新関空会社から関西エアポート株式会社(以下「関西エアポート」)に事業移管がなされ、4月から同社による運営が開始された。土地保有会社の債務残高(新関空会社借入れ分を除く) 平成24年度:7,364億円 平成25年度:6,494億円 平成26年度:5,509億円 平成27年度:4,794億円 《税収減を是認するような効果の有無》 コンセッションが実現し、平成28年4月から関西エアポートによる運営が開始されていることから、今後は、同社において民間の知恵と工夫を最大限活用しながら、関西国際空港が首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化されていくことが期待され、空港用地の整備に要した費用に係る債務の確実な返済にも寄与する。 なお、本措置は課税の繰延べであり後年度益金に算入されるため、期間全体を通せば減収とはならない。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	整備準備金として積み立てる金額の一定額の損金算入を認めることで、土地保有会社における法人税の課税が猶予され、国の支援や新たな借入れ等に依らずに将来の整備支出の需要に備えるとともに、債務の確実な返済を可能としており、政策手段として妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—

11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	<p>本措置により、空港用地の整備に要した費用に係る債務は円滑かつ確実に返済されており、空港の運営基盤が確保されている。</p> <p>これによりコンセッションが実現し、平成 28 年 4 月より関西エアポートによる運営が開始されていることから、今後は、同社において民間の知恵と工夫を最大限活用しながら、関西国際空港が首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化されていくことが期待され、引き続き存続すべき制度である。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 9 月（総務省による点検結果：国交 18）